

第五次多摩市総合計画

基本計画

第五次多摩市総合計画 全体構成

はじめに

- 1 まちづくりの経過と総合計画策定の趣旨
- 2 総合計画の位置づけ
- 3 総合計画の構成
- 4 多摩市を取り巻く状況変化と社会的背景

基本構想

基本構想の期間と想定人口

- 第1章 まちづくりの基本理念
- 第2章 将来都市像
- 第3章 目指すまちの姿
- 第4章 「目指すまちの姿」の実現に向けた基本姿勢

基本計画

第1編 基本計画策定にあたっての前提	3
持続可能なまちづくりを推進するための基本的な考え方	4
計画期間中の想定人口	8
第2編 分野別計画	9
分野別計画の見方	10
基本計画の体系	14
第1章	16
第2章	34
第3章	60
第4章	80
第5章	88
第6章	106
第3編 計画の実現に向けて	117
計画の実現に向けて	118
総合計画基本計画の構成と評価の仕組み	123
財政の見通し	124
資料編	131

第1編 基本計画策定にあたっての前提

持続可能なまちづくりを推進するための基本的な考え方

【基本的な考え方】

1 背景

我が国の総人口は平成 16（2004）年をピークに減少に転じました。また、急速に進む少子・高齢化の影響によって、生産年齢人口が減少し、このことに起因する労働力の低下、消費需要の減退、社会保障経費の増大などが社会・経済に及ぼす影響が懸念されています。

多摩市においては、現在の人口構成の側面からみると、今後は国を上回る高齢化の進行が予測されています。また、人口構成が変化することに伴い、歳入に大きな割合を占める市税の減少や福祉関係経費の増加とともに、ニュータウンの特性である高水準で整えられた都市基盤や公共施設も一時期に集中して整備されたことにより、老朽化に伴う更新の時期も重なってくるなど、財政面でも大きな課題があります。

また、平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災の影響により、直接的な被害を免れた本市でも帰宅困難者や被災者受け入れ、原子力発電所停止による計画停電への対応など、行政が対処すべき様々な事態が発生しました。震災発生当初は、ガソリンや物資の不足、通信網の麻痺といった問題も起こりました。今後、節電など省エネルギーの励行、建築物の耐震改修促進や東海地震などの発生を想定した防災計画の見直し等は、早急な取組みを進めるとともに中長期的に継続した対応が必要となるものもあります。現代社会のコミュニティを取り巻く環境が大きく変化して、近年では地域に根差した絆が失われつつあることが指摘されています。緊急時の対応を含めた地域での支え合いの仕組みの構築など、震災を契機として新しい地域コミュニティのあり方を模索し、構築することが今後の大きな課題となっています。

このような中で、まちの活性化を図り、将来にわたって活力のある地域社会を築いていくためにはどうすればよいのでしょうか。これまでの人口増加を基調とした社会から、人口の減少やグローバル化の進展、少子・高齢化の進行などに伴う様々な市民ニーズや地域課題に対し、「自助」、「共助」、「公助」の適切なバランスの中でまちづくりを担い合い、きめ細かなサービスが提供される地域社会をつくることが求められています。

2 これまでの取組みと今後の課題

多摩市では、平成 16（2004）年 2 月に策定した「多摩市行財政再構築プラン」において、行政と市民、NPO、事業者など多様な主体が対等な立場で協働・連携し、適切に役割分担していく「新しい公共」の考え方を定めました。この考え方は「第四次多摩市総合計画後期基本計画 2010への道しるべ 多摩市戦略プラン」においても行財政運営の基本方針の中で踏襲し、多様な主体の支え合いによるまちづくりに取り組んできました。また、平成 16（2004）年 8 月に施行した「多摩市自治基本条例」にはまちづくりの最も基本的な理念とそれを実現するための行動原則が定められています。また、市民、議会、市長をはじめとする市の執行機関の責務と役割を明確にするとともに、永続的な市民参画・協働によるまちづくりのルールが規定されています。

複雑化、多様化する市民や地域のニーズ全てに対応していくことは、行政中心の仕組みだけでは難しくなってきています。今後は、行政が中心となって多摩市全体で解決していかなければならないことと、より身近な地域ごとの課題として地域で解決していくことを役割分担しながら進めていくことも必要と考えられます。行政中心のサービス提供から、市民主体での公共サービス

のあり方の検討や、「自助」、「共助」、「公助」の役割分担によるサービス提供を図り、持続可能な住み良いまちをみんなで作っていかねばなりません。

自治基本条例の考え方をさらに市民の間で共有し、多様な担い手が責任をもって行動し、連携・協力の下にまちづくりを進めていくことがますます求められています。市民自らができることは自らが主体的に取り組むとともに、これまでに取り組んできた協働のまちづくりをより一層推進する、「市民主体のまちづくり」が重要です。

3 市民主体のまちづくり

これからのまちづくりにおいては、これまで以上に市民の視点に立ち、市民にとって必要性が高く効果的な取組みを進めていく必要があります。自治基本条例の前文には「市民が、市民の手で、市民の責任で主体的にまちづくりにかかわることが大切です」とあり、より暮らしやすいまちをつくり、次の世代へ引き継いでいくために、何がまちづくりにおいて重要であるかを市民自身が考え、主体的に取り組むことが重要です。

また、市内の各地域における課題やニーズは多様であり、それぞれの地域特性に応じた課題を解決していくには、自治会や管理組合などの地域組織等に加えて、市民一人ひとりや NPO などの多様な主体が地域活動を支える重要な役割を担い合い、協働しながら、地域の課題を発見し、対策を考え、適切な役割分担をすることが必要となります。このことは、多様な市民ニーズにきめ細かく応えていくことにもつながります。暮らしの豊かさを向上させるためには、市民一人ひとりの力とその力を集結した地域の力が不可欠です。

まちづくりは市民のためのものです。市民にとってより良いまちをつくっていくために、「市民主体のまちづくり」を推進していきます。

4 「市民主体のまちづくり」を支える行政の役割

行政が担うべき基本的な業務とセーフティネットはまちづくりの大前提といえます。これらは市民一人ひとりの力だけでは担うことができない分野や社会的に弱い立場の方を支えるものであり、今後の厳しい財政の見通しの中でも、行政の役割としてしっかりと維持していく必要があります。

一方で、行政には「市民主体のまちづくり」の具体化を支える役割もあります。複雑化・多様化する市民ニーズに対し、きめ細かな対応を行うために、これまでも多様な担い手による取組みが進められてきています。今後は、担い手の拡大を促進するとともに、これまで個別に進められてきた取組みをネットワーク化し、まちづくりをコーディネートしていくことが、行政の大きな役割になると考えられます。

【取組みの方向性】

1 市政への市民参画の推進

市政への市民参画については、計画の策定、実施及び評価の各段階での参画があげられます。多摩市では、これまで、自治基本条例に基づき、市民の多様な意見を行政運営に反映させるため、

審議会等の委員の公募、パブリックコメント、市民説明会、ワークショップ形式による会議の開催など、一人でも多くの市民が参画できる機会の充実に取り組んできました。さらに、無作為抽出による市民参画手法の実施により、これまでまちづくりに対して声を上げにくかった方々の「声なき声」を反映させることにも取り組んできました。引き続き、市民の視点で市政運営を行うために、計画、実施、評価の各段階における積極的な市民参画を推進し、市民の声を市政に活かすとともに、地域リーダーなど、市政に関心を持ち自覚と責任を持って地域や社会に参画する人材の養成を促進していきます。

◆こんな取り組みを行います

- ① 行政評価市民委員会の実施
 - ・ 市政情報の共有を行うとともに、市民の視点で行政の事業を評価し市政に反映させるために、公開の場で市民による事業評価を行います
- ② 常設型の住民投票条例の制定
 - ・ 市民全体の意思表示・意思決定の環境整備のために、常設型の住民投票条例を制定します
- ③ テーマ別の政策討論会等の開催（⇒再掲 3 情報の提供と共有化②）
- ④ 地域活動につながる人材養成（⇒再掲 分野別計画 C1-2-3）

2 多様な連携と協働による地域づくり

市民やNPO、ボランティア等が活発に地域活動を行うとともに、事業者や大学も地域の一員として、地域への貢献活動に取り組むようになってきており、新しい地域社会づくりの担い手として活躍しつつあります。一方、地域コミュニティにおいては、これまで地域の課題解決に主体的に取り組んできた自治会等の役員の高齢化や後継者の不足、加入世帯の減少等が懸念されています。しかし、平成23年3月の東日本大震災を契機として、地域の結びつきによるコミュニティが見直されつつあり、地域コミュニティの再生と拡充が重要となっています。

個人の力で解決することが難しい、地域での子育て・子育てや高齢者を支えるまちづくり、防犯・防災等多岐にわたる課題に対しては、これらの多様な担い手がそれぞれの力を発揮し、支え合いにより解決していくことが求められます。このため、多様な担い手が、地域の課題を共通認識し、解決に向けて共に取り組むための仕組みづくりが必要となります。まちづくりの担い手同士や行政との協働を推進するとともに、地域の人材を担い手として活用できるよう、協働を進める支援体制について整備・拡充し、まちづくりに参画しやすい環境づくりに取り組んでいきます。

また、他自治体や大学・企業との連携の拡充、新しいビジネスの創出、多様な人材の活用など様々な連携と協働の取り組みについては、分野別計画の各章にて記載しています。

行政組織においては、分野ごとに縦割りに進められていた取り組みを地域の課題に応じ、横断的に連携して取り組んでいきます。行政は、都市を経営する視点で市民の声をもとにまちづくりを進めていくとともに、多様な地域力をコーディネートする調整役でもあります。様々な担い手の養成や活動のための環境整備、能力発揮に向けたマネジメントなどに取り組んでいきます。

◆こんな取組みを行います

- ① まちづくりの担い手の養成
 - ・自分の住む地域への関心を高め、課題の発見や解決力の向上を図るための学習の機会を設けます
- ② 新たな仕組みによる市民主体のまちづくりの推進
 - ・多くの市民が地域課題を自らの問題として共有し、互いに支え合いながら課題解決に取り組むまちづくりを推進するために、(仮称)地域委員会等、新たなまちづくり組織のモデル試行を図ります

3 情報の提供と共有化

市民が主体的にまちづくりを行うためには、市が置かれている状況や課題などまちづくりに関する情報を知ることがまず必要です。また、多様な主体が対等な立場で協働・連携していくためには、お互いを理解することが大切です。今後は、これまで以上に行政が持っている情報を積極的に公開するとともに、まちづくりに関する様々な情報を共有・理解することが重要となります。

情報提供の際には、個人情報保護に配慮するとともに、市民の知る権利を尊重し、多様な情報媒体を活用することにより、情報格差の解消に努めます。このような開かれた行政を実践することで、行政の透明性、説明責任の向上を図ります。

このような中で、さらに、市民の視点で市民の立場に立った市政を推進するため、市民との対話を重視し政策等へ反映させていきます。

◆こんな取組みを行います

- ① 情報公開・共有のさらなる推進
 - ・行政資料室や公式ホームページをはじめ、様々な機会を活用した行政情報の公開を行い、市民の皆さんとの共有に努めます。また、新たな情報伝達の仕組みについて研究し、導入に向けて取り組みます
- ② テーマ別の政策討論会等の開催
 - ・多様な市民の皆さんとの対話の場を設け、意見交換を行うことにより政策の立案や推進に活かすために、テーマ別の政策討論会を開催します
- ③ まちづくりの担い手の養成 (⇒再掲 2 多様な連携と協働による地域づくり②)

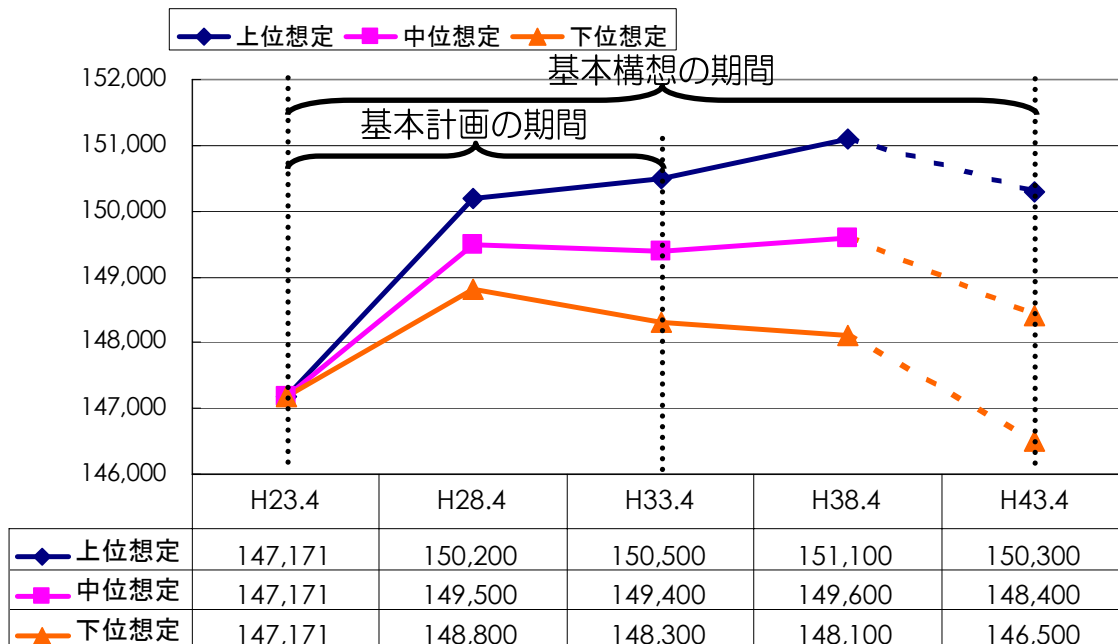
計画期間中の想定人口

計画期間中の想定人口は、国立社会保障人口問題研究所が国勢調査結果を利用して行なった推計と多摩市の直近の人口データを基に算出しました。

計画期間中の人口総数の推移は、一時的な増減はあるものの、大まかな傾向としては横ばいから微増するものと想定しています。ただし、基本構想の期間にあたるその後の10年では、人口が減少していくものと想定しています。

人口構成を見ると、平成23(2011)年4月の高齢化率21.1%が平成33(2021)年4月には29.9%と10ポイント近く上昇し、1人の高齢者を生産年齢人口3.3人で支えているという現状から、10年後は2人で1人の高齢者を支える状況が予測されています。

図 総人口の推移



男性

	H23.4	H28.4	H33.4
0~14歳	9,193	8,900	8,200
15~64歳	49,610	46,300	45,200
65~74歳	8,957	11,000	9,700
75歳~	5,148	7,200	9,600
総数	72,908	73,400	72,700

女性

	H23.4	H28.4	H33.4
0~14歳	8,875	8,400	7,800
15~64歳	48,419	45,100	43,500
65~74歳	9,745	12,700	11,800
75歳~	7,224	9,900	13,600
総数	74,263	76,100	76,700

合計

	H23.4	H28.4	H33.4
0~14歳	18,068	17,300	16,000
15~64歳	98,029	91,400	88,700
65~74歳	18,702	23,700	21,500
75歳~	12,372	17,100	23,200
総数	147,171	149,500	149,400

男性

	H23.4	H28.4	H33.4
0~14歳	12.6%	12.1%	11.3%
15~64歳	68.0%	63.1%	62.2%
65~74歳	12.3%	15.0%	13.3%
75歳~	7.1%	9.8%	13.2%

女性

	H23.4	H28.4	H33.4
0~14歳	12.0%	11.0%	10.2%
15~64歳	65.2%	59.3%	56.7%
65~74歳	13.1%	16.7%	15.4%
75歳~	9.7%	13.0%	17.7%

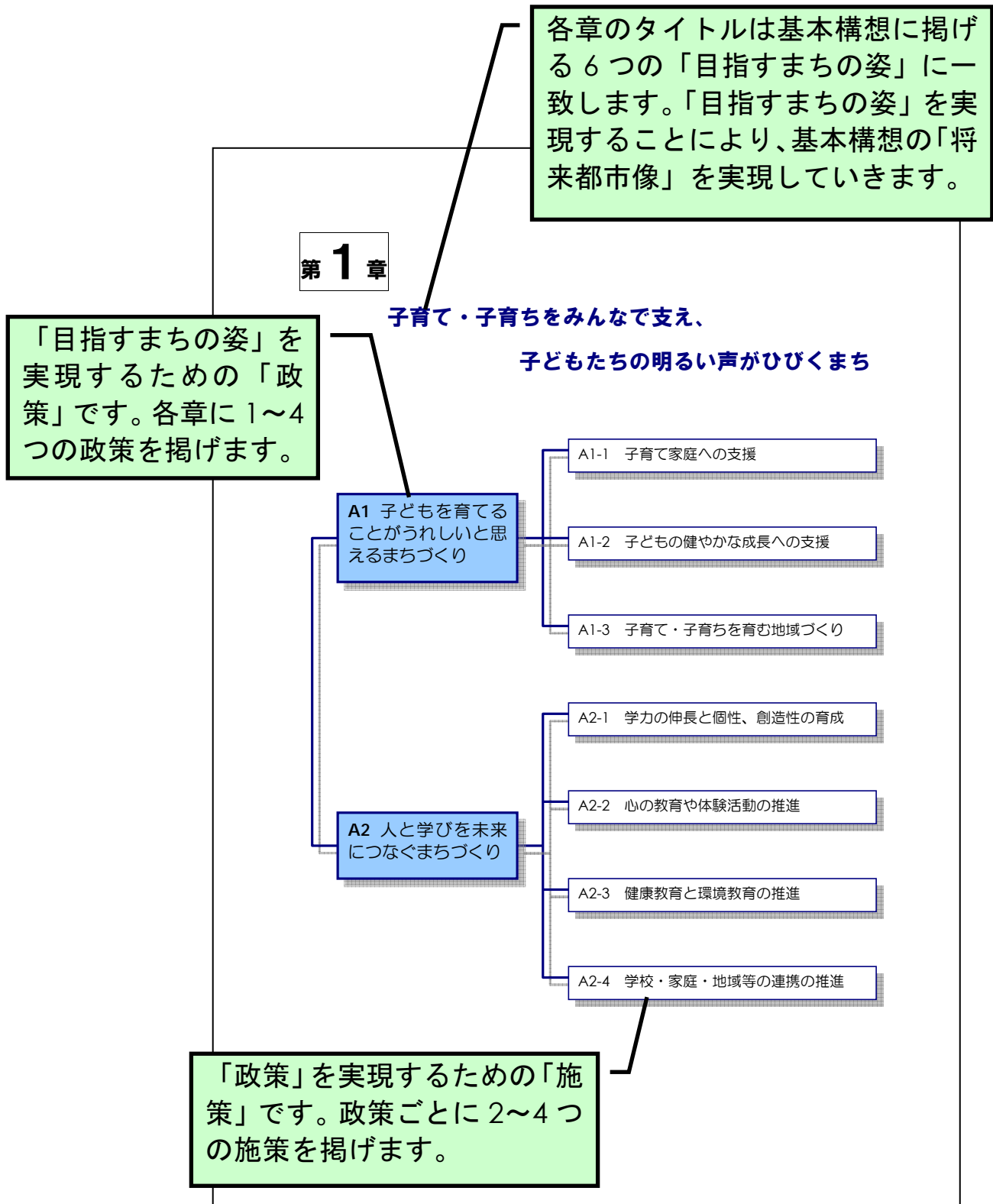
合計

	H23.4	H28.4	H33.4
0~14歳	12.3%	11.6%	10.7%
15~64歳	66.6%	61.1%	59.4%
65~74歳	12.7%	15.9%	14.4%
75歳~	8.4%	11.4%	15.5%

第2編 分野別計画

分野別計画の見方

体系についての見方



政策についての見方

「現状と課題」は、市のこれまでの取り組みや、政策を取り巻く環境についての「現状」、政策を実現するための主要な「課題」を記載します。

政策 A1 子どもを育てることがうれしいと思えるまちづくり

【現状と課題】

子育てに関する……………

今後 4 年間の重点的な取り組み

- ① 保育園の●●●●と◆◆◆◆の充実(⇒A1-1-4)
・3歳未満児を中心とする……………。
- ② 子どもの●●●●(⇒A1-2-2)
・子どもの居場所づくりを……………。
- ③ ●●●●の
・従来の子ども
- ④ 子どもや子
・地域におけ
- ⑤ ●●●●の
・児童虐待の
- ⑥ ●●●●へ
・新しい制度

「現状と課題」を受け、課題解決に向けた基本計画改訂までの4年間の取り組みについて記載します。「主な施策の方向性」が10年間の方向性を示すのに対し、4年間で重点的に取り組む具体的事項を示します。どの「主な施策の方向性」に対応するのかがわかるように、「⇒A1-1-1」のように対応する「主な施策の方向性」のコード番号を記載しています。また、対応する施策や施策の方向性が無い場合は、関連する施策の番号などを表記しているところもあります。

施策についての見方

施策の目的（何のためにやるか）と、目的が達成されたときの「まちの姿」を記載します。

施策A 1-1 子育て家庭への支援

1 施策の目指す姿

親が親として成長し、.....。

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①多摩市は●●●●と答える子育て期の市民の割合	◆◆%	◆◆%	◆◆%
②●●●●事業への参加者数	◆◆◆◆人	◆◆◆◆人	◆◆◆◆人
③●●●率	◆◆%	◆◆%	◆◆%

【出典： ①市政世論調査、②▼▼▼▼課、③■●●●課】

「施策の目指す姿」の実現に向けた取組を行うことにより得られる成果を数値で表すことにより、毎年度の達成状況を分かりやすく表します。

また、目標値を設定し、事業の重点化・縮減や優先順位などを検討する上での判断材料とすることで、施策の目指す姿の達成に向けた進行管理を行います。

なお、現状値は原則として平成 22(2010)年度の数値を用いています。

政策の「現状と課題」を踏まえ、「課題解決」＝「施策の目指す姿の実現」に向けた今後 10 年間の取組みの方向性を記入します。
「今後 4 年間の重点的な取組み」との対応関係を表すため、「⇒重点 5」のように対応する番号を記載しています。
また、2つの施策にまたがる取組みや、関連のある施策の方向性などがある場合には「⇒関連 A1-1-1」や「⇒再掲 B1-1-1」のように表記をしています。

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

- A1-1-1 ●●●●●●●●の充実
・様々な悩みや問題を抱えている親に対し、……………。

- A1-1-2 ●●●●●●●●の支援(⇒重点 5)
・多様な生活様式や働き方に対応し、……………。

- A1-1-3 ●●●●●●●●への支援
・社会的・経済的・精神的に不安定な……………。

- A1-1-4 ●●●●●●●●の両立支援(⇒重点 1)
・家庭生活における活動と……………。

- A1-1-5 ●●●●●●●●の仕組みづくり(⇒重点 6)
・基礎自治体として、安心して子育てが出来る……………。

4 施策の実現に向けて市民は……

- ・家庭では……………。
- ・乳幼児健診や予防接種などを通じて、……………。
- ・近所で声をかけ合い、……………。
- ・事業者は子育てのしやすい……………。

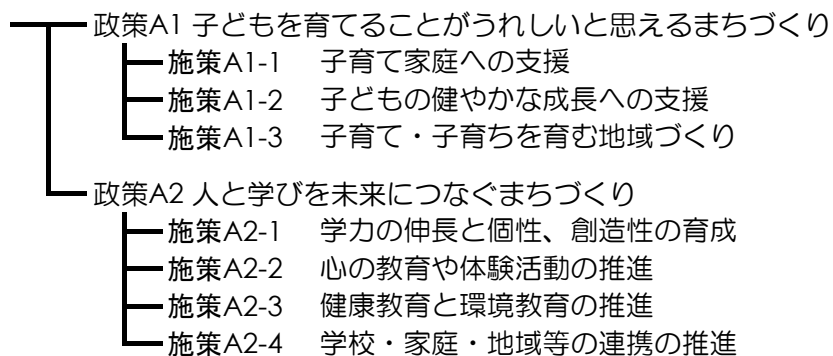
5 関連する主な計画

◆子育て・子育て・こども

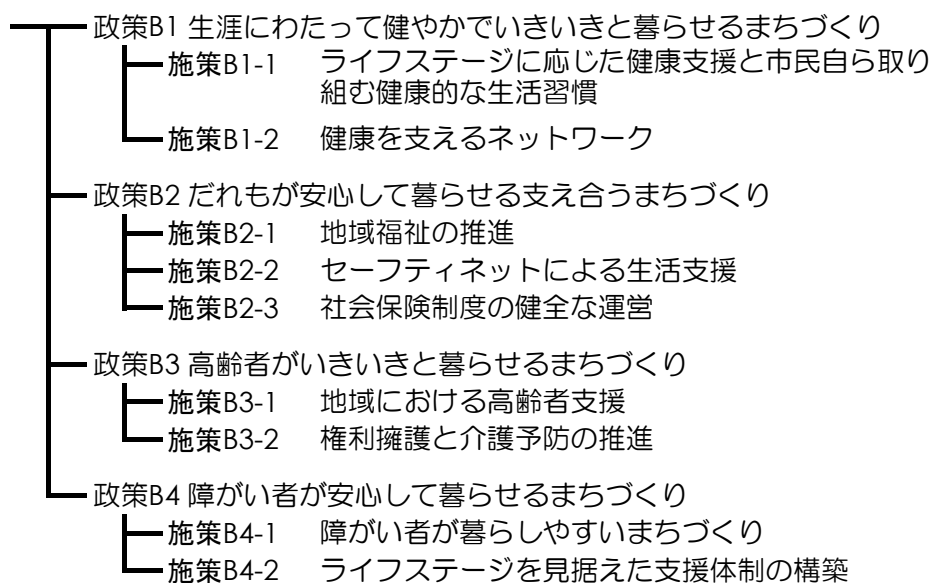
施策の実現に向けた市民の取組みを例示として示します。
ここでいう「市民」は、個人としての市民だけではなく、「家庭」、「地域」、「事業者」など多摩市自治基本条例上に定義されている幅広い意味での市民を指します。
記載にあたっては、市民アンケート・団体アンケートの結果や、市民ワークショップから出された意見、現在既に行われている取組みなどから、代表的な取組みを抜粋しています。

基本計画の目標体系

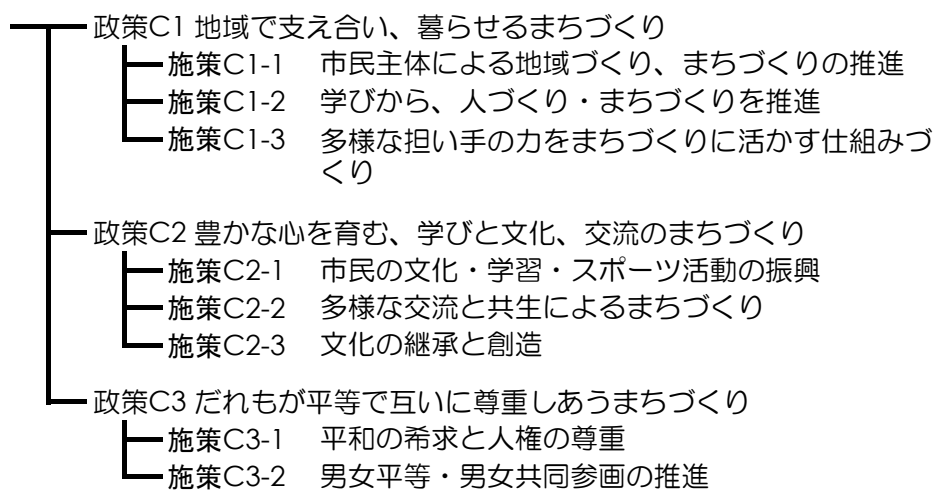
【目指すまちの姿1】
子育て・子育てをみんな
で支え、子どもたちの明
るい声がひびくまち



【目指すまちの姿2】
みんなが明るく、安心して、
いきいきと暮らして
いるまち



【目指すまちの姿3】
みんなで楽しみながら地
域づくりを進めるまち



【目指すまちの姿4】
働き、学び、遊び みんな
なが活気と魅力を感じる
まち

- 政策D1 人々が集い、働く、活気と魅力あふれるまちづくり
 - 施策D1-1 商工業の振興による地域経済の活性化の推進
 - 施策D1-2 観光の視点からのまちの魅力づくりの推進
 - 施策D1-3 都市農業の振興による農からのまちづくりの推進

【目指すまちの姿5】
いつまでもみんなが住み
続けられる安全で快適な
まち

- 政策E1 安全・安心のまちづくり
 - 施策E1-1 減災・防災のまちづくり
 - 施策E1-2 暮らしの安全を守るまちづくりの推進
 - 施策E1-3 交通安全の推進
- 政策E2 安心して快適に暮らし、移動できるまちづくり
 - 施策E2-1 充実した都市機能の維持・更新
 - 施策E2-2 安全でゆとりある道路網の整備
 - 施策E2-3 地域性を生かしつつバランスの取れた交通体系の構築
 - 施策E2-4 良質な住環境の確保の推進

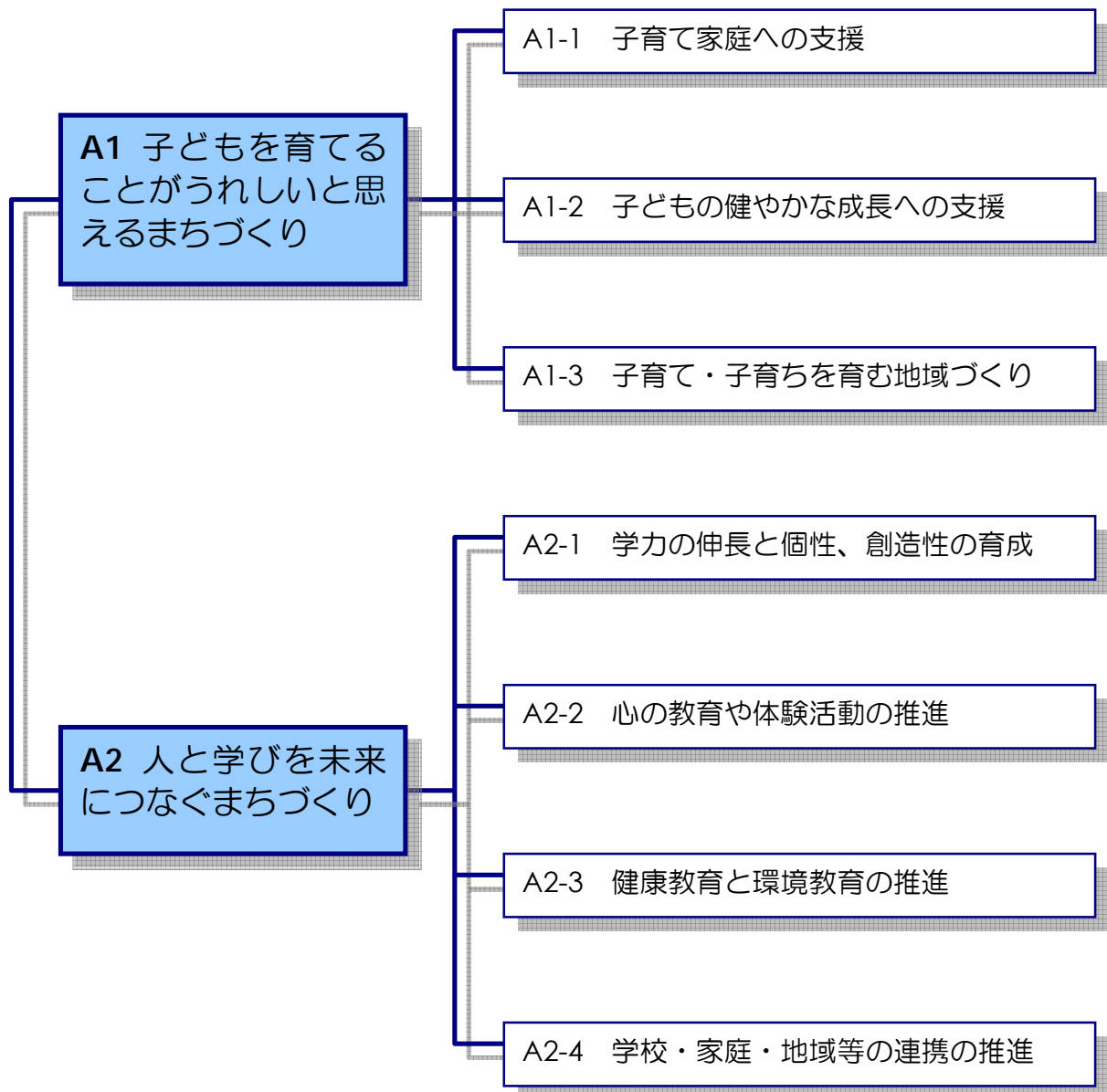
【目指すまちの姿6】
人・自然・地球 みんな
で環境を大切にするまち

- 政策F1 地球と人にやさしい持続可能なまちづくり
 - 施策F1-1 自然環境・都市環境の保全と創出
 - 施策F1-2 低炭素・省エネルギー社会の構築
 - 施策F1-3 ごみの少ないまちづくり
 - 施策F1-4 環境を支える人づくりとパートナーシップの形成

第 1 章

子育て・子育てをみんなで支え、

子どもたちの明るい声がひびくまち



政策 A1 子どもを育てることがうれしいと思えるまちづくり

【現状と課題】

子育てに関する悩みや不安の相談相手がいないという保護者の割合の増加傾向から、育児仲間や気軽に相談できる人を得て、子育てに自信を持てるための支援が重要となっています。特に、初めての育児などで戸惑いの多い乳幼児期、なかでも 3 歳未満の乳幼児期には、在宅育児世帯の割合が高く、健診等を通じた早期からの相談や支援、就業率の高まりによる保育所待機児の問題などの就労と子育ての両立支援にとどまらず、親が親として成長していけるよう総合的な支援が求められています。また、昨今では、子育て家庭の抱える課題が複雑化しており、様々な家庭環境の中で子育てを行っている家庭への健康・福祉・教育分野での専門的な相談援助体制と、きめ細やかな支援が重要となっています。

一方、現代の子どもたちは、自分のしたいことを見つけたり、自ら考えるだけのゆとりを得にくく、少子・高齢化の進展や核家族化などの中で、交流の範囲も限られているため、将来に向かうための視野を広げる機会をもつことが困難になりがちです。そのため、世代間の交流なども含めた地域における多様な体験の後押しを行うとともに、活動の領域を広げ、社会性を育み、自立していく過程で、子どもの社会性・主体性の獲得のために少しの手助けや後押しを行える「人」と、主体的に過ごすことのできる「場」の結びついた関わりが重要となっています。

また、市民団体による子育て支援活動も活発に行われていますが、深刻化した問題を抱える子育て家庭への対応などに直面する場面も増えています。そのため行政との役割分担を踏まえた適切な団体支援を行うとともに、新しい人材の育成なども課題となっています。

なお、現在国では新しい次世代育成支援のための包括的・一元的な制度として「子ども・子育て新システム」が検討されています。今後、多摩市でも、財源確保を含め、ニーズを踏まえた施策展開が求められます。

今後 4 年間の重点的な取組み

- ① 保育園の待機児対策と学童クラブの充実(⇒A1-1-4)
 - ・3 歳未満児を中心とする保育所待機児を解消するため、多様な保育サービスの基盤整備を進めます。特に 1 歳児に集中している待機児に対応するために、認可保育所との連携により家庭福祉員（保育ママ）制度の充実に努めます。また、学童クラブについても、施設整備等によりエリア単位での規模の適正化を図るとともに、適正な利用者負担によるモアサービス実施の枠組みを構築します。あわせて保育所・学童クラブ等については、災害に対する安全対策にも取り組んでいきます
- ② 子どもの居場所づくり(⇒A1-2-2)
 - ・子どもの居場所づくりを進めるため、「放課後子ども教室事業」の拡大を図るとともに、青少年問題協議会（青少協）地区委員会行事の情報提供や青少年委員による指導技術の普及を行います
- ③ 児童館の機能強化(⇒A1-2-2)
 - ・従来の子どもを対象にした事業の充実に加え、それぞれの地域の関係団体や関係機関、地域の人材や大学との連携強化による児童の健全育成の環境づくり等に取り組みます
- ④ 子どもや子育てに関わる人材育成の充実(⇒A1-3-2、A1-3-3)
 - ・地域における子育て支援を進めるため、人材育成事業を更に展開していくとともに、子育てに関わる関係機関、団体の交流などによる幅広いネットワークづくりを展開します
- ⑤ 児童虐待防止の取組み体制の維持・強化(⇒A1-1-2、A1-2-1)
 - ・児童虐待の防止を図るため、妊娠期からの早期支援や、個別ケースへのきめ細かい対応、関係機関間の情報共有と適切な役割分担による見守り活動等を展開します
- ⑥ 制度改革への対応(⇒A1-1-5)
 - ・新しい制度改革について調査研究を進め、地域の資源を活かした、現物サービスと現金給付のバランスを考慮した施策展開を進めます

施策 A1-1 子育て家庭への支援

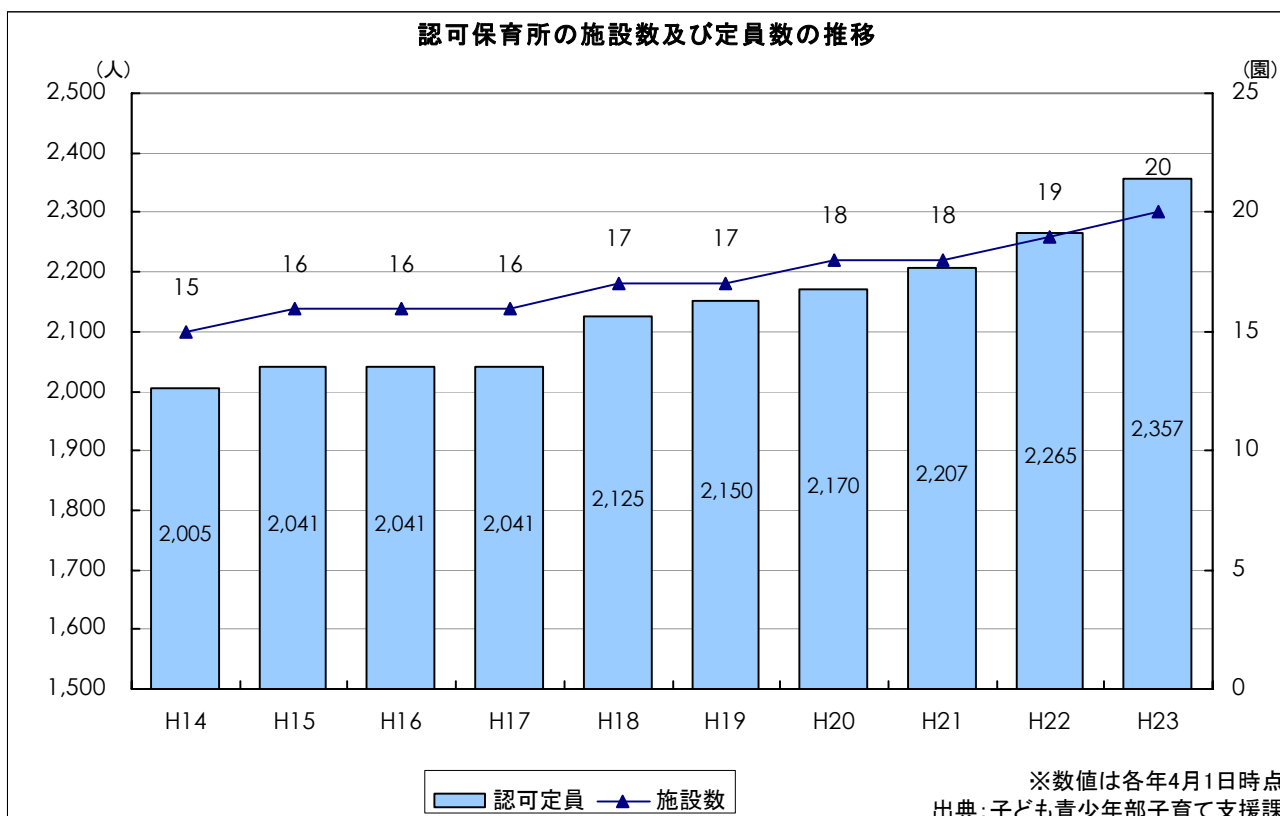
1 施策の目指す姿

親が親として成長し、子育てに安心と喜びを見出すために、子どもの最善に配慮した多様な働き方やライフスタイルが尊重され、子育ての喜びが感じられるよう、多様なサービス基盤のもとに社会的な支援が展開されています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①多摩市は「子育てがしやすい」と答える子育て期の市民の割合	62.2%	70%	80%
②子育て支援事業への参加者数	22,791 人	25,000 人	25,000 人
③保育所待機児数の待機率 (待機児童数/認可定員)	9.7%	0%に近づける	0%

【出典： ①市政世論調査 ②子育て総合センター及び児童青少年課 ③子育て支援課】



3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

A1-1-1 保護者に対する相談・情報提供、学びの機会の充実

- ・様々な悩みや問題を抱えている親に対し、子育て総合センターや児童館・保育園等での取組みを充実することで、親の安心感を醸成できるよう、適切な情報提供や相談ができる体制を維持していきます。周囲の人々の力を借りながら、子育てに自分らしさを見出し、自信がもてるように、親同士がともに学び、育み合う機会の充実を図ります

A1-1-2 子育て家庭へのきめ細かい支援(⇒重点 5)

- ・多様な生活様式や働き方に対応し、様々な生活様式の人が安心して子どもを産み育てることができるよう、健康、福祉、教育の各領域できめ細やかな支援を行います。また、児童虐待の防止を図るため、児童相談所と子育て総合センターが車の両輪となり、子ども家庭支援ネットワーク連絡会を活用し、関係機関間の情報共有と適切な役割分担による見守り活動、相談援助活動等を展開します

A1-1-3 ひとり親家庭への支援

- ・社会的・経済的・精神的に不安定な状態に置かれがちなひとり親家庭に対し、相談や就労支援等多角的な支援体制の整備を図ります

A1-1-4 就労と子育ての両立支援(⇒重点 1)

- ・家庭生活における活動とその他の活動の両立のため、保育所やファミリー・サポート・センターの活用により、社会のなかで安心して子育てができる環境の整備を図ります

A1-1-5 新たな子育て支援の仕組みづくり(⇒重点 6)

- ・基礎自治体として、安心して子育てができる環境整備を進めていくために、大都市の特殊性を踏まえ、国や都に対して、他市と連携しながら、財源を含めた適切な役割を求め、施策を進めていきます

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- ・家庭では各種制度等の情報収集と活用に努めます
- ・乳幼児健診や予防接種などを通じて、適切に子どもの発達や感染症予防に関わり、食育等子どもの健康づくりに積極的に取り組みます
- ・近所で声をかけ合い、子育て家庭の孤立をなくします
- ・事業者は子育てのしやすい就業の仕組みをつくります



【たまっひろばの様子】

5 関連する主な計画

◆子育て・子育て・こどもプラン

施策 A1-2 子どもの健やかな成長への支援

1 施策の目指す姿

子どもたちが、のびのびと、その子らしく育つために、周囲の大人たちが子どもたちを人として尊重し、あたたかく見守っています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①中高生までの人口に占める児童館登録児童数の割合	36.7%	40%	50%
②中学生までの人口に占める青少協地区委員会活動への参加児童数の割合	88.5%	90%	100%
③夏休みボランティア体験者数	140 人	150 人	160 人

【出典： ①・②児童青少年課 ③社会福祉協議会】



【子どもみこし】



【春休み子どもフェスティバル】



【多摩ヒルズキャンプ】

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

A1-2-1 子どもの人権の尊重(⇒重点 5)

- ・誰もが、子どもを一人の人として尊重し、のびのびとした子どもの成長を支援できるように、子どもの人権を守るための体制を整備し、児童虐待防止を進めるとともに、子どもに関係する機関の職員の人材育成や市民の啓発に努めます

A1-2-2 子どもの居場所づくり(⇒重点 2、重点 3)

- ・子どもたちが主体的に参加でき、のびのびと安全に過ごす事ができるよう、児童館等におけるこれまでの小学生対象の取組みに加えて、中学生以上の世代を視野に入れた講座や各種活動を推進するとともに、青少年のサークル活動への支援や相互交流の促進を図り、子どもが主体的に使用でき、安心して過ごせる場所を充実させます

A1-2-3 体験・社会参加の充実

- ・地域行事等を通じた異世代交流や、年齢の異なる子ども同士のふれあいなど、多様な人間関係を育む取組みを推進します

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- ・子どもを一人の人として尊重します
- ・地域では、子どもたちの見守り活動をします
- ・家庭では、子どもの地域行事への参加を勧めます
- ・様々な地域行事を実施し、子どもの居場所をつくります
- ・高校生、大学生は遊びのリーダー役を担います
- ・事業者は、子どもの健全な育成環境に配慮した事業活動を行います



【どんど焼】



【家庭教育講座「ウィンナーの飾り切り」】

5 関連する主な計画

◆子育て・子育て・こどもプラン

施策 A1-3 子育て・子育てを育む地域づくり

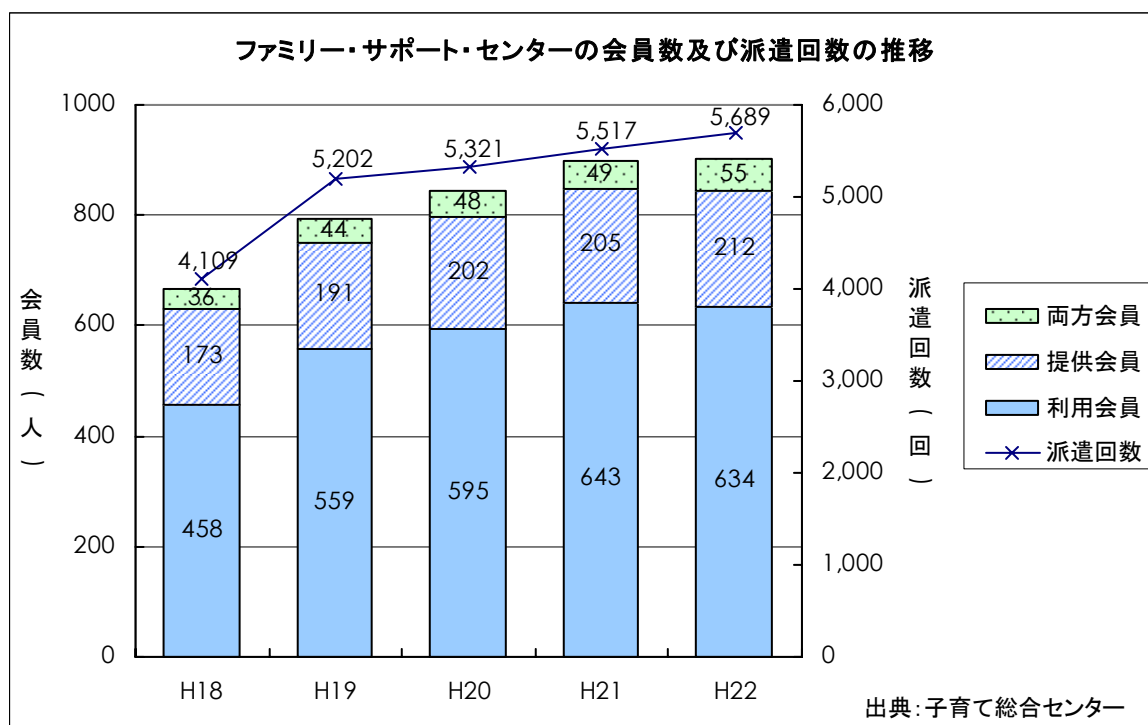
1 施策の目指す姿

豊かな子育て・子育てを実現するため、地域のみんが、子どもを介した地域活動をより活発化し、市民相互の支え合いが展開されています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①子どもの安全を見守る地域の大人の数	7,545 人	8,000 人	8,500 人
②青少協地区委員会の活動に参加する大人の数	31,859 人	32,000 人	32,000 人
③ファミリー・サポート・センターの会員数	897 人	1,000 人	1,000 人
④学校で子どもを対象とした活動に参加する大人の数	3,865 人	4,000 人	4,000 人

【出典： ①児童青少年課及び教育指導課 ②児童青少年課 ③子育て総合センター ④児童青少年課及び教育指導課】



3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

A1-3-1 地域コミュニティによる子育て支援の充実

- ・子育てや子どもの存在が地域社会で理解され、あたたかな見守りが促されるよう、地域社会全体で子育てを支援する環境整備を図ります

A1-3-2 子育て・子育てを支えるネットワークづくり（⇒重点 4）

- ・様々な場面で、子どもや子育てに関わる各団体の連携を推進し、適切な役割分担のもと、知恵を出し合い、解決する過程を共有することによって、子育て・子育ての支援をともに担い合い、拡充させていくネットワークの発展に努めます

A1-3-3 人材育成の推進（⇒重点 4）

- ・子どもが豊かな人間関係を形成し、成長する上で、周囲の大人は重要な役割を担っています。地域で子どもを見守る立場の人から専門的な立場で活動する人まで、それぞれの活動のステージに応じた人材育成を行います

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- ・子育て子育てがしやすい地域環境にするため地域活動に参加し、ネットワークをつくります
- ・子育てした経験を子育て支援に活かします
- ・事業者は、地域の子育て支援活動に協力します



【青少協地区委員会によるあいさつ運動】



【青少年問題協議会による青少年対策協力者等の表彰】

5 関連する主な計画

◆子育て・子育て・こどもプラン

政策 A2 人と学びを未来につなぐまちづくり

【現状と課題】

少子・高齢化、国際化、情報化が進み、また、環境教育や食育の重要性が高まるなど子どもたちや教育を取り巻く環境は急激に変化してきています。このような中で、未来を担う子どもたちには、地球的な視野で身近な暮らしを変え、地域づくりに参加する等、「持続可能な社会の担い手」として行動することが強く期待されています。そのためには、時代の変化に柔軟に対応しつつ、学校・家庭・地域の教育力を高めながら、子どもたちの健やかな成長と「生きる力」（確かな学力、豊かな心、健やかな体）の育成が求められています。

今、多摩市の子どもたちは、学力に関しては全国平均を上回っており、概ね良好な状況にありますが、今後はより習得・活用・探究を重視した学習指導の充実が必要です。また、体力面では全国平均を下回る種目が多く、今後の体力向上が課題です。更に、全国的に問題になっているいわゆる「小1問題※1」「中1ギャップ※2」への対応、不登校やいじめの問題、対象者の増加が予想される特別支援教育等、児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援を充実していく必要があります。一方、学校施設に関しては、ニュータウン開発に伴い学校の開設時期が重なるという特殊事情もあり、多くの学校で老朽化が進んでいます。国の学級編制基準や市内児童・生徒数の動向等も踏まえ、計画的に改修や改築を行っていく必要があります。

こうした多くの課題に対応するためにも、地域全体で子どもたちを育て、支えていく必要があります。すでに多くの学校で地域の方々や大学等との連携が図られていますが、今後は、更に開かれた学校を目指し、豊かな教育活動を展開していくためにも、地域全体で学校を支える仕組みを早急に立ち上げ、学校と地域の活性化につなげていかなければなりません。

※1 小1問題：小学校に入学したばかりの小学校1年生が集団行動を取れない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態で数か月継続する状態

※2 中1ギャップ：小学生から中学1年生になったことがきっかけとなり、学習や生活の変化になじめずに不登校となったり、いじめが増加するという現象

今後4年間の重点的な取組み

- ① 持続発展教育（ESD）の推進(⇒A2-1-2)
 - ・日本の将来を見据え、持続発展可能な社会の担い手を育成するために、学校が様々な地域の教育力とつながりながら、問題解決的な学習である持続発展教育（ESD）を推進します
- ② 地域教育力支援事業の拡充(⇒A2-4-2)
 - ・持続発展教育（ESD）をより有効なものとし、子どもたちの「生きる力」の向上を図るために、学校、家庭、地域が一体となった取組みを進め、地域の活性化にも寄与します
- ③ 児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援(⇒A2-4-3)
 - ・「小1問題」「中1ギャップ」への対応、不登校やいじめの問題、また対象者の増加が予想される特別支援教育等に対応するため、児童・生徒一人ひとりの状況に応じた相談、支援、指導体制の充実と就学前からの対応や関係機関との情報共有・連携を図ります
- ④ 安全で環境に配慮した教育施設の整備(⇒A2-3-3)
 - ・子どもたちの安全を確保し、良好な学習環境を整備するために、通学区域の見直しを進めるとともに、環境に配慮しつつ学校施設の計画的な改築や改修を進めます

施策 A2-1 学力の伸長と個性、創造性の育成

1 施策の目指す姿

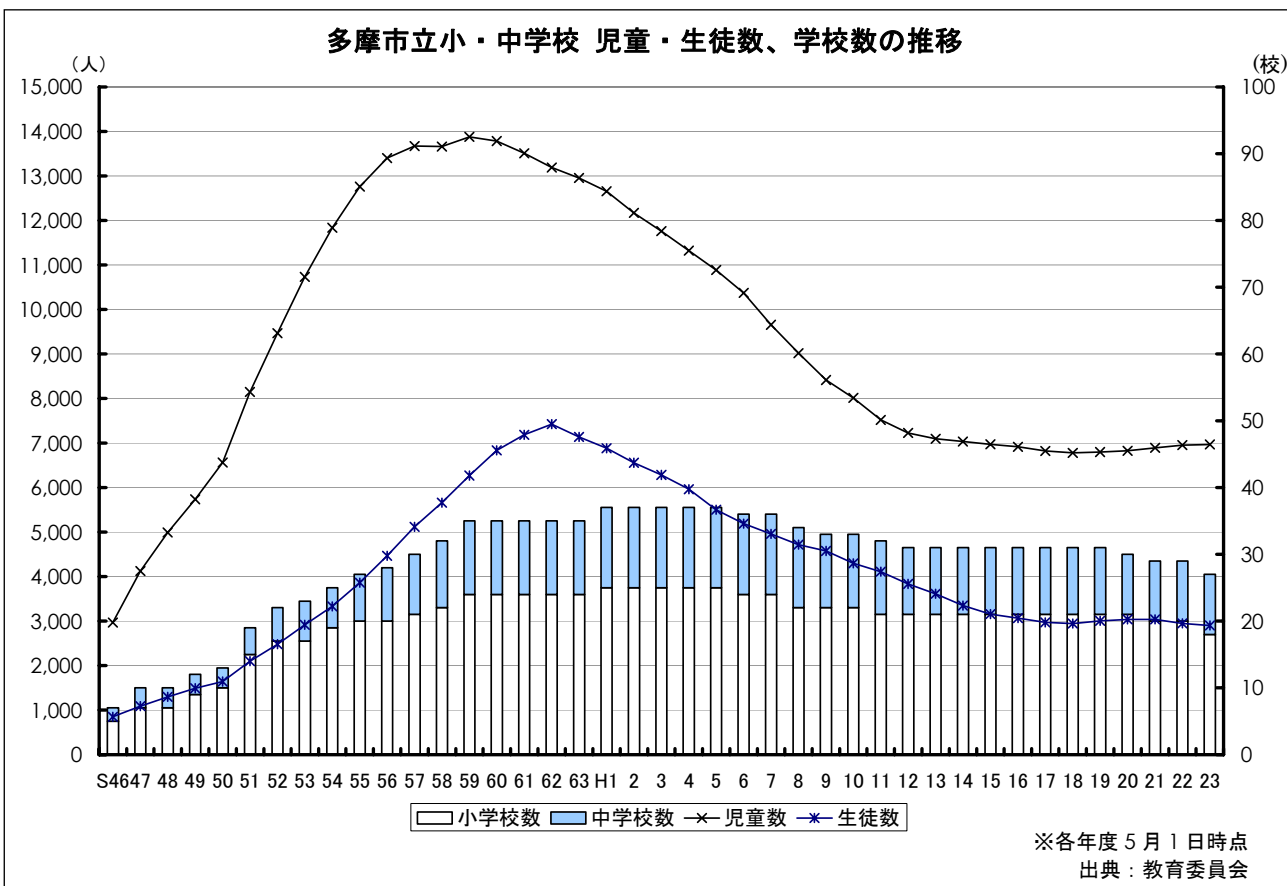
多摩市のすべての児童・生徒が、自立して社会で生き、持続可能な社会を担っていくために必要な基礎・基本を身につけています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①学んだことを日常生活に「生かしている」「どちらかといえば生かしている」と回答している割合 (全国平均を 100 としたもの)			
・算数小 6	107.0	100 超	100 超
・数学中 3	98.7	100 超	100 超
②市内小中学校における、ユネスコ・スクール加盟数	10 校	市内全校	—
③教員の ICT 活用指導力アンケートにおける「わりにできる+ややできる」の割合(全項目平均)			
・小学校	66.6%	90%	100%
・中学校	59.0%	90%	100%

【出典： ①全国学力・学習状況調査(文部科学省) ②・③多摩市教育委員会調査】

多摩市立小・中学校 児童・生徒数、学校数の推移



3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

A2-1-1 習得・活用・探究^{※1}を重視した学習指導の充実

- ・新しい学習指導要領の趣旨に則り、多摩市のすべての児童・生徒に対し、確かな学力の定着を促す学習指導を展開します
- ・ピアティーチャーや近隣大学のスクールインターン等による学校への人的支援や、小・中学校教員の指導法などの研修を充実させます

A2-1-2 持続発展教育（ESD）^{※2}の推進（⇒重点1）

- ・地域やNPO、大学、企業等との連携を強めながら、国際理解教育・環境教育・食育・キャリア教育等に関連付け、持続発展可能な社会の担い手を育てる教育を、全小・中学校で総合的に展開します
- ・持続発展教育の推進拠点であるユネスコ・スクール^{※3}への加盟に取り組みます

A2-1-3 情報教育の推進と環境整備

- ・ICT機器を効果的・効率的に活用し、児童・生徒への楽しくわかりやすい授業の提供、教職員の校務・教務負担の軽減、個人情報管理の徹底を図ります。またWeb会議システム^{※4}等を利用した海外の学校との交流も視野に入れた学習活動を推進します
- ・学校図書館と市立図書館との連携・協力体制の更なる強化を図り、子どもの読書環境の向上を図るとともに、発達段階に応じた情報活用能力の開発と向上に努めます

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- ・家庭は子どもが学校で力を十分に発揮できるように、基本的な生活習慣の確立に努めます
- ・家庭は学校の方針を理解し、保護者のできることにについては積極的に協力します
- ・地域やNPO、大学、事業者等は、児童・生徒の健全育成のために、地域人材の経験や技術などを積極的に提供します
- ・地域やNPO、大学、事業者等は、農業体験や外国人との交流など、子どもの体験学習の機会を提供します

5 関連する主な計画

◆ 多摩市教育振興プラン

- ※1 **習得・活用・探究**：新しい学習指導要領が掲げる「生きる力」の一つ。基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力の育成を目指している。
- ※2 **持続発展教育（ESD）**：持続可能な社会の担い手に必要な知識・価値観・行動等を育成するための教育のことで、特に2つの視点が重要。一つは人格の発達や人間性の育成、もう一つは人・社会・自然という様々な他者との関係性を認識するとともに関わりとつながりを尊重できる人材の育成。
- ※3 **ユネスコ・スクール**：ユネスコ憲章に示されたユネスコの理想を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校のこと。現在、国内で237校が加盟。（平成22(2010)年10月現在）
- ※4 **Web会議システム**：パソコンにWebカメラ等を接続し、インターネットを活用し遠隔地にいる相手と会議ができるシステム。従来のテレビ会議とは異なり、資料を共有したり、録画することができる。

施策 A2-2 心の教育や体験活動の推進

1 施策の目指す姿

多摩市のすべての児童・生徒が、人と協調しつつ社会生活を送るために必要な、柔らかな感性、正義感や公正さを重んじる心、生命を大切にし人権を尊重する心を育てています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①全国学力・学習状況調査において、「いじめはいけない」と回答している割合	(平成 22 年度)		
・小 6 参考値 (全国)	76.8% (75.7%)	100%	100%
・中 3 参考値 (全国)	50.7% (63.3%)	100%	100%
②不登校児童・生徒出現率	(平成 20 年度確定値)		
・小学校 参考値 (全国)	0.28% (0.32%)	0.20%	0.15%
・中学校 参考値 (全国)	2.50% (2.89%)	2.00%	1.50%
③不登校児童・生徒のうち、学校以外の支援*がある児童・生徒の割合	(平成 22 年度)		
・小学校	91.3%	100.0%	100.0%
・中学校	80.7%	100.0%	100.0%

【出典： ①全国学力・学習状況調査（文部科学省） ②学校基本調査 ③多摩市教育委員会調査】

*子育て総合センター、児童相談所等の機関、団体からの支援



Web 会議システムを使った授業の様子

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

A2-2-1 人権教育の充実と体験活動の推進

- ・ 道徳の時間を要として学校の教育活動の全体を通して、人権の価値や重要性を理解し、自他の人権を擁護しようとする意識や態度を育成します
- ・ 学校外の人材の活用や市内企業等の協力に基づく職場体験の促進など、児童・生徒の体験活動の機会を充実させ、社会性を育むとともに、望ましい勤労観や職業観を育成します

A2-2-2 道徳性・社会性を重視した教育の充実と家庭教育の支援

- ・ 地域活動を通して、大人と子どもの交流する環境づくりを推進し、子どもたちの社会性や道徳心を育成します
- ・ 子育てに関する家庭の心理的負担や不安を軽減するため、関係機関との連携を図りながら、家庭教育支援事業を実施します。あわせて、虐待防止等のための連携強化を図ります

A2-2-3 教育相談の充実

- ・ いじめや不登校等の解消のため、子育て総合センター等と連携し、教育センターの相談員や適応指導教室^{※1}のスクールソーシャルワーカー^{※2}による相談を充実させます。また、「小1問題」を解消するため、就学支援シートの活用や望ましい人間関係づくりに取り組みます
- ・ 就学相談をはじめ、転学・入級相談について、特別支援教育マネジメントチーム^{※3}が発達支援室や医療機関等と連携を深め、乳幼児期からの一貫した支援を行います

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- ・ 家庭は、子どもの生活に必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達に努めます
- ・ 地域は、親が子育てに喜びと充実感を得られるように、親と子がともに学びあい育ち合うことができる機会づくりに努めます
- ・ 市民による野外活動や文化教育を通じて、子育てを見守り支え合うことができるようにします

5 関連する主な計画

◆多摩市教育振興プラン

- ※1 **適応指導教室**：学校生活への適応が難しい児童・生徒が、有意義な学校生活を送ることができるよう支援するための教室。
- ※2 **スクールソーシャルワーカー**：子どもたちが日々の生活の中で出会う様々な困難を、子どもの側に立って解決するため平成20(2008)年に文部科学省が開始した事業。
- ※3 **特別支援教育マネジメントチーム**：特別支援教育の充実と発展を図るため、教育センター内に設置。就学相談や転学相談、巡回相談を実施

施策 A2-3 健康教育と環境教育の推進

1 施策の目指す姿

多摩市のすべての児童・生徒が、生涯にわたって健康に生きていくために必要な、調和のとれた生活習慣や食習慣を確立しています。また、持続可能な社会の担い手として必要な、環境に対する深い理解を身につけています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①全国体力・運動能力、運動習慣等調査における全種目の平均値	(※全国平均を100としたもの) (平成 21 年度)		
・小 5 男女、中 2 男女	95.6	100	100 超
②エコプロダクツ※1 への参加校(累計)	2 校	10 校	22 校
③自然エネルギー※2 を活用した学校数	6 校	15 校	市内全校

【出典： ①全国体力・運動能力、運動習慣等調査（文部科学省） ②・③多摩市教育委員会調査】



エコプロダクツ 2010 での子どもたちの発表



学校での緑のカーテン

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

A2-3-1 望ましい生活習慣に基づく体力の向上と学校給食等を通じた食育の推進

- ・運動に親しむ資質や能力、態度を育むとともに、小児生活習慣病や歯周疾患等の疾病予防のために、関係機関や家庭と一体となった健康づくりを行います
- ・市内農業者や児童・生徒の保護者、学校等との連携を図りながら、地産地消を進め、地場野菜を利用したより良い給食づくりを推進します。また、栄養教諭の学校巡回のほか、関係部署や地域活動との連携を更に強化し、多様な食育活動を展開します

A2-3-2 地域における健康推進活動やスポーツ活動等の充実

- ・青少年問題協議会地区委員会や自治会、民生・児童委員、地域住民等の協力のもと、子どもたちの健全育成の活動を支援・推進することを通して、家庭を地域で支え、安心して学校生活を送れるような環境づくりに努めます
- ・子どもたちの健やかな体を育成するため、学校開放を含めた運動可能な場の確保や各種催しを推進します

A2-3-3 環境教育の推進と安全で環境に配慮した教育施設の整備(⇒重点 4)

- ・地域の身近な自然環境を活用しながら環境教育を推進し、地域の人々とともに自然環境を守る等の体験やごみの分別・リサイクルを理解し実践することなど持続可能な社会の担い手を育成します(⇒関連 F1-2-1、F1-4-2)
- ・子どもたちの安全を確保し、良好な学習環境を整備するために、通学区域の見直しを進めるとともに、統合新校の改修、老朽化した学校施設・設備の改修等を計画的に推進します。また、太陽光や雨水、風力等を活用し、安全で環境に配慮した教育施設の整備に努めます

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- ・家庭は、食事・運動・睡眠・休養等の調和のとれた生活習慣を身につけるよう育てます
- ・地域やNPO、大学、事業者等は子どもたちの知識・技能・人間関係・社会性等を育むため、体験活動等の機会の提供を通して、地域全体で子どもたちの健全育成を推進します

5 関連する主な計画

- ◆多摩市教育振興プラン ◆多摩市学校保健計画 ◆多摩市ストックマネジメント計画
- ◆多摩市食育推進計画

※1 エコプロダクツ：(社)産業環境管理協会、日本経済新聞社が主催する日本最大級の環境展示会

※2 自然エネルギー：太陽光や雨水、風力等

施策 A2-4 学校・家庭・地域等の連携の推進

1 施策の目指す姿

多摩市のすべての児童・生徒の健やかな成長を育むために、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を認識し、相互の連携により多様な活動を展開しています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①市内小中学校における学校支援の 仕組みの設置数	(平成 22 年度)		
・小学校	0	10	市内全校
・中学校	0	4	市内全校
②大学連携により学校支援として活 動している*1 大学生の数	(平成 21 年度)		
・小学校	24	50	100
・中学校	76	100	200

【出典： ①・②多摩市教育委員会調査】



地域の方々とのごみ拾いボランティア活動



大谷戸プレーパークTAMA (大学連携)

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

A2-4-1 情報や人の交流を通じた教育活動の充実

- ・学校教育、家庭教育、地域教育がより連携し、一体となって子どもたちの「生きる力」を育てるため、社会教育分野を広く審議し実践できる委員会組織を設置します
- ・地域の様々な大学や人材、また NPO、企業等とのつながりを地域教育力の向上に活かし、かつ学校への支援強化を図るため、地域教育力支援コーディネーター^{※2}の活動や公民館等での講座を充実します

A2-4-2 地域との協働による学校支援体制の構築(⇒重点 2)

- ・地域の活性化も視野に入れた学校支援の仕組みを構築し、学校・家庭・地域の連携に基づく地域教育力の向上を図ります
- ・地域との連携を図りながら、より良い学校評価を実施します

A2-4-3 児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援の充実(⇒重点 3)

- ・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の問題を解決するため、特別支援教育をはじめとする児童・生徒の状況に応じた必要な支援を行います
- ・経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して支援するほか、帰国子女や外国籍児童・生徒に対する学校生活での不安の軽減や困難の解消のため、多摩市国際交流センター等と連携を図り、支援を行います

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- ・家庭は、子どもたちの育成が地域全体で担われていることを理解し、地域活動に積極的に参加します
- ・地域の人たちが教師役になる等、子どもたちに様々な経験や知恵等を伝えることにより、将来を担う子どもたちを育てます

5 関連する主な計画

◆多摩市教育振興プラン ◆生涯学習推進計画

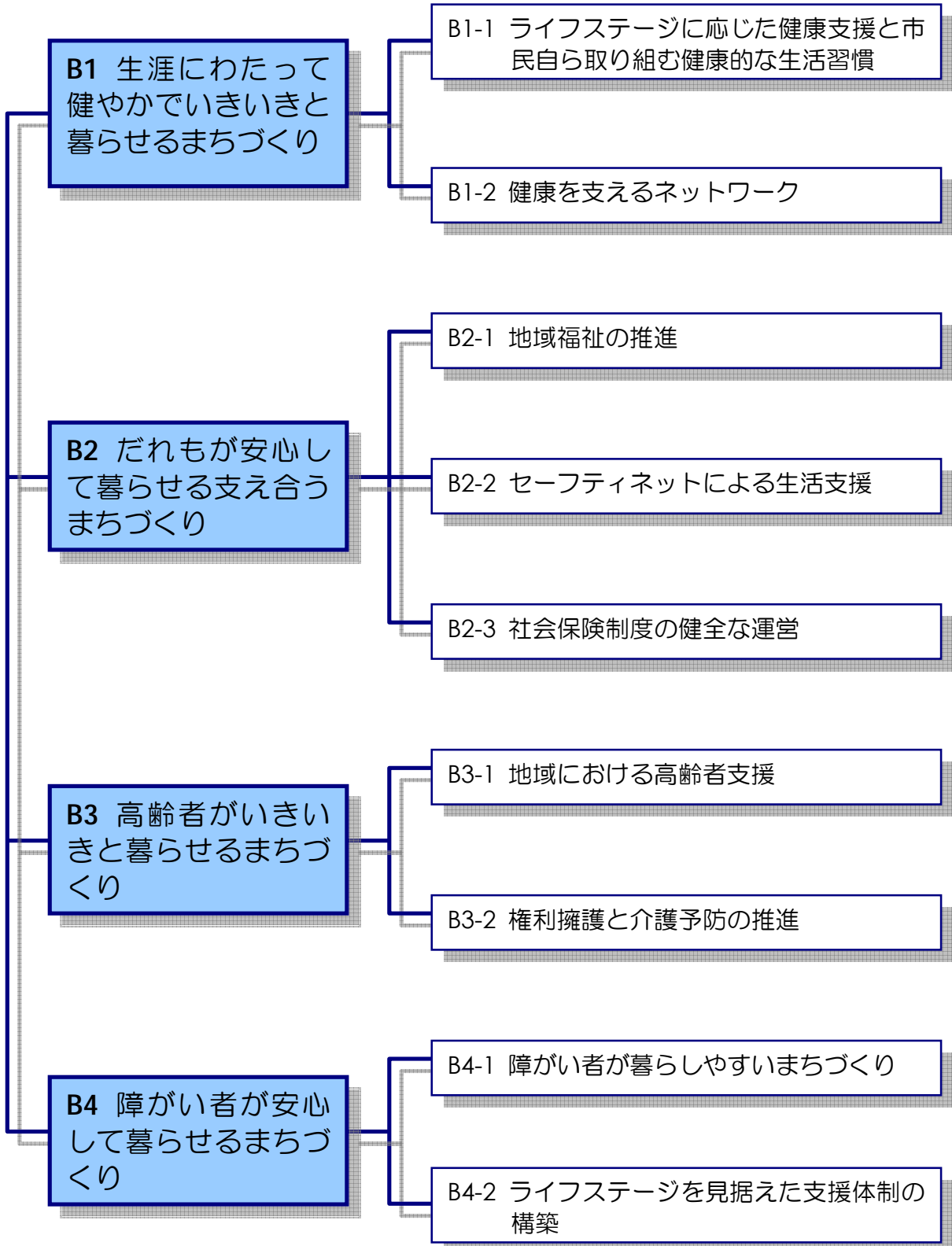
※1 大学連携により学校支援として活動：コーディネーターにより紹介した数及び制度として連携して活動している数の合計

※2 地域教育力支援コーディネーター：市内公立小中学校の課題や要望に対して、地域の人材やNPO、大学、企業等との連携を図りながら支援策の手法を検討し、学校内への支援強化を行うために、現在教育委員会に配置している嘱託職員

第 2 章

みんなが明るく、安心して、

いきいきと暮らしているまち



政策 B1 生涯にわたって健やかでいきいきと暮らせるまちづくり

【現状と課題】

健康に関する多種多様な情報が溢れ、自分自身や子ども・家族への健康に対する関心が高まっています。自分の健康は自分で守るということから、自ら取り組む運動や食事のバランスチェックなど、セルフケアの中で健康的な生活が習慣化できるよう支援が求められています。このため、こころと体の健康づくりに役立つ正確な健康・保健・医療に関する情報を予防接種時や健診等の受診機会を捉えてPRしていくとともに、広報やホームページに健康情報を分かりやすくタイムリーに掲載するなどの取組みを、さらに進めていく必要があります。

また、健康な家庭づくり（ファミリーヘルス）という観点からは、妊娠・出産期といった早い時期から関係機関等と連携した取組みが求められています。

健康な体を維持していくために様々な予防対策をおこなっていますが、感染や疾病を防ぐためには予防接種やがん検診等の予防医療が必要で、その要望も年々増えており、それに対する有効性や必要性を的確に伝えて効果的に実施していくことが重要です。

新たな感染症や結核が発生・流行した場合、迅速・的確な対策が求められている中で、保健・医療体制だけではなく、自治体を含めた地域の体制づくりが必要です。

健康で安心な生活を送ることができるよう、適切な医療を受けられる診療所や病院の医療体制の充実が求められています。このことから、普段から、かかりつけ医・歯科医を持つことを推進するとともに、必要な時に適切な医療が身近で受けられる医療体制の推進や、不測の傷病に対して、いつでも適切な医療を受けられる救急医療体制の充実を図る必要があります。

今後 4 年間の重点的な取組み

- ① 予防接種事業の推進(⇒B1-2-4)
 - ・感染のおそれのある疾病の発生・蔓延を予防するため、定期予防接種の中では、近年流行した麻疹ワクチン接種率の向上と、再開された日本脳炎ワクチン接種の向上に取組みます
 - ・任意予防接種では、ヒブワクチン・肺炎球菌等の公費負担のあり方を検討するとともに、今後の定期接種化に向けて取組みます
- ② 自らの健康づくりの推進(⇒B1-1-4)
 - ・自らの健康づくりを推進するために手軽に取り組めるウォーキングなどを啓発するとともに、健康づくり推進員や地域が主体的に行う健康づくり活動を支援します
 - ・身近な地域の中でスポーツに親しめるように地域スポーツクラブの設立を支援します(⇒再掲 C2-1-2)
 - ・公共施設内での全面禁煙の実施を進めるとともに、喫煙マナーの向上、肺がんの危険性の周知に努めます
- ③ ライフステージに応じた健康診査の充実(⇒B1-1-2)
 - ・ライフステージに応じた健康支援のため、乳幼児期における個々の発育や発達に即した相談や、体調の安定しにくい妊娠期の支援を行うとともに、成人に対しては生活習慣病予防や死亡原因第1位のがんの早期発見、早期治療に繋げる取組みをします

施策 B1-1 ライフステージに応じた健康支援と市民自ら取り組む健康的な生活習慣

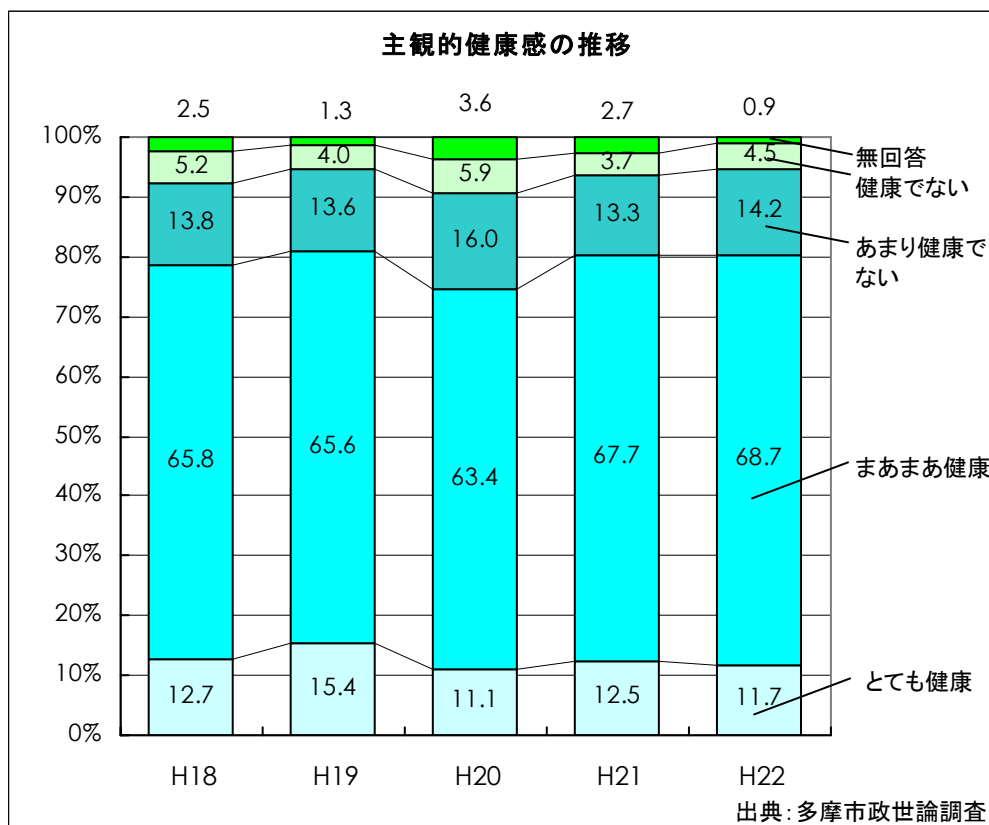
1 施策の目指す姿

豊かでいきいきとした毎日を送るため、ライフステージにあった健康診査や各種検診などを受けるとともに、食事や運動など市民自ら健康づくりに取り組んでいます

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①自分が「とても健康」、「まあまあ健康」だと感じている市民の割合	80.4%	82.5%	85%
②健康のために実践していることがある市民の割合	61.3%	65%	70%
③健康づくり推進活動参加人数	5,008 人	5,500 人	6,000 人
④乳児（3～4 か月児）健康診査受診率	97.0%	97.7%	98%

【出典： ①・②市政世論調査 ③・④健康推進課】



3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

B1-1-1 ライフステージに応じた食育の推進

- ・生涯を健康で元気に送るために、乳幼児、子ども、青年・成人、高齢者の食を通じた栄養バランスからの健康づくりを推進していきます

B1-1-2 生活習慣病^{※1}の予防とライフステージに応じた検診(⇒重点3)

- ・市民の生活習慣を健康的なものに改善するよう、医療機関等と連携し、情報提供、相談、健康診査などに取り組みます
- ・死亡原因第1位のがんと結核の早期発見・治療に導く検診などに取り組みます

B1-1-3 健康で安心な家庭づくりへの支援

- ・「家庭」が健やかで安定するために、妊娠・出産期といった早い時期から妊婦健診や赤ちゃん訪問等個々にあった支援を行い関係機関や地域とのネットワークを進めます

B1-1-4 健康づくり地域活動と文化・スポーツ活動の推進(⇒重点2)

- ・健康づくり推進員^{※2}を中心に生涯にわたって健康の維持・増進を図っていくための自主的な取り組みを支援していきます
- ・生きがいつくりのために、一人ひとりの生活に合った趣味活動や運動ができる場を設定していきます

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- ・食に対して関心を持ち、バランスのとれた取れた食生活を心がけます
- ・自分の健康は自分で守るということを意識し、生活習慣を見直して健診を定期的に受診します
- ・健康的な生活を送るため、ウォーキングなどに自主的に取り組みます
- ・健やかで安定した家庭を築いていきます
- ・医療機関は医療情報を適切に提供するとともに、適切な医療を市民が安心して受けられるよう努めます
- ・事業者は自主的な健康づくりの応援に取り組みます



健康づくり推進員 月例ウォーキング

5 関連する主な計画

◆保健・医療計画 ◆子育て・子育て・こどもプラン

※1 生活習慣病：食生活、運動、休養、たばこ、アルコール等の生活習慣が、病気の発症や進行に大きな影響を及ぼす疾患

※2 健康づくり推進員：健康づくりの基本となる栄養、運動、休養等に関する知識を取得し、推進活動を行うとともに、市の行う保健事業の普及促進、地域の健康づくりに関する活動も行っています

施策 B1-2 健康を支えるネットワーク

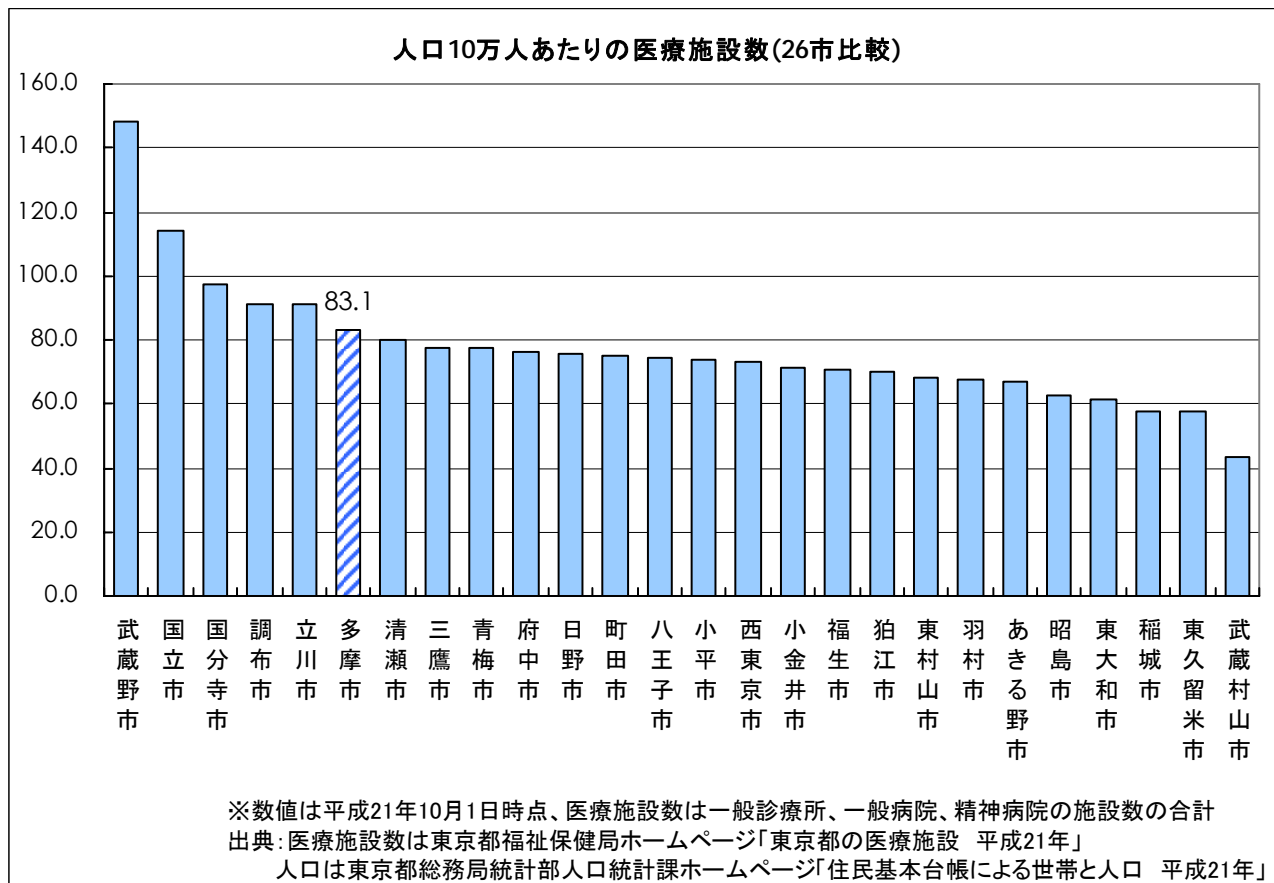
1 施策の目指す姿

安心して生活を送ることができるよう、必要な時に必要な情報を得て、適切な予防、適切な医療が受けられる体制が整えられています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①かかりつけ医・歯科医を持つ市民の割合	医科 55.4% 歯科 63.2%	医科 60.0% 歯科 65.0%	医科 65.0% 歯科 70.0%
②生活環境の評価で、医療施設について「良い」、「どちらかといえば良い」と評価する市民の割合	66.9%	70.0%	75.0%

【出典： ①・②市政世論調査】



3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

B1-2-1 かかりつけ医・歯科医の充実

- ・ライフステージに応じた積極的な健康づくりのために、自分の身近に気軽に相談ができるかかりつけ医・歯科医を持てるよう医師会等と連携し医療機関の情報を提供します

B1-2-2 医療体制の体系的な整備

- ・地域医療の充実に向けて、学校跡地への基幹病院の誘致など、必要な時に身近な地域で適切な医療を受けられるよう、東京都など関係機関と連携を図りながら、診療所・病院等の医療体制の推進を進めます
- ・在宅で安心した生活が送れるよう、訪問診療の充実を図るとともに、在宅医療のネットワーク環境整備に努めます

B1-2-3 救急医療体制の充実

- ・不測の傷病に対して、いつでも症状に応じた適切な医療が受けられるよう、初期救急^{※1}を担う市と二次^{※2}・三次救急^{※3}を担う東京都とともに消防署や医療機関等と連携し、救急体制の充実に努めます

B1-2-4 予防接種の推進(⇒重点1)

- ・感染のおそれのある疾病の発生・蔓延を予防するため、医療機関の協力のもと定期予防接種^{※4}を円滑に提供できる体制を確保します
- また、有効性が推奨されている任意予防接種^{※5}については、公費負担と自己負担のあり方を検討していきます

B1-2-5 新型インフルエンザ等感染症対策体制の整備

- ・新たな感染症の発生に備えて、保健所・医師会・薬剤師会等の関係機関と連携し、迅速に的確な対策を実施できるよう、地域の防疫体制を整えていきます

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- ・気軽に相談できる、かかりつけ医・歯科医を持ちます
- ・感染・疾病予防のために定められた時期に予防接種を受けます
- ・医療機関は市民に分かりやすい医療情報を提供します
- ・地域の診療所・歯科診療所は病院との円滑な連携に取り組んでいきます

5 関連する主な計画

◆保健・医療計画

- ※1 初期救急：入院を必要としない軽症患者に対するもの（こども準夜診療所・休日診療当番医等）
- ※2 二次救急：入院を必要とする中等症・重症患者に対するもの（総合病院等）
- ※3 三次救急：生命危機が切迫している重篤患者に対するもの（救急救命センター等）
- ※4 定期予防接種：予防接種法に基づく結核・ポリオ・麻疹・風疹・日本脳炎・ジフテリア・百日咳・破傷風等
- ※5 任意予防接種：本人もしくは保護者の同意（同伴）に基づく季節性インフルエンザ・ヒブワクチン・肺炎球菌ワクチン・子宮頸がんワクチン・おたふくかぜ・水痘・B型肝炎等

政策 B2 だれもが安心して暮らせる支え合うまちづくり

【現状と課題】

既存の公的制度では対応しきれない福祉ニーズに対しては、各種公的制度の見直しと併せ、地域での支え合いが欠かせません。しかし、自治会等の組織が無い地域や、民生委員の担い手不足などの課題があります。一人ひとりが地域福祉への関心を高めるとともに、地域における福祉のネットワーク作りが重要です。

経済的困窮者については、近年、「精神的疾患」、「景気悪化による失業」、「無年金高齢者の増加」、「離婚の増加」などの要因で増加しています。生活保護制度による支援では限界があるため、社会保障全般の問題として都や国に改善策を求めるとともに、市として、経済的・社会的自立に向けた支援をしていく必要があります。

犯罪被害者等の多くは、住み慣れた地域で安定した生活を送るための十分な支援を早期に受けにくい状況にあります。犯罪被害者等への支援は社会全体の責任であるという認識が高まってきましたが、まだ十分理解されておらず、支援内容の充実とともに市民理解の増進が課題です。

国民健康保険と介護保険は、高齢化や医療技術の進歩により、保険給付が増加する一方、個人所得が伸び悩み、負担率は高まっています。なかでも、国民健康保険特別会計は、保険税の不足を一般会計からの繰入金で補填する状況が続いており、財政の適正化も課題になっています。負担を増やさないためには、一人ひとりが、社会保険が社会全体の貴重な資源であることを意識し、健康維持や介護予防に努めることが、これまで以上に強く求められます。また介護の仕事は、労働環境の厳しさなどから現状では人材不足が慢性化しているため、介護人材の確保が大きな課題となっています。

本市では、様々な年齢や障がい者、高齢者の方々も安全で快適な地域生活環境をつくるため、ユニバーサル社会の理念に基づいたまちづくりを推進してきました。しかし、多摩市の地形やニュータウン開発の特性などから、自宅や施設から交通機関等へのアクセス確保や交通体系、福祉的移動支援のあり方が課題となっています。今後は、これらを複合的に捉え、総合的なユニバーサル社会の理念に基づいたまちづくりの推進が求められています。

全国で毎年約 3 万人が自ら命を絶っており「生きる支援」としての就労支援や心の支えの窓口など、対策を講じていく必要があります。

※1 ユニバーサル社会：年齢や障害の有無などにかかわらず、すべての人が地域社会の一員として支え合うなかで、安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会

今後 4 年間の重点的な取組み

- ① 地域福祉の推進(⇒B2-1-1、B2-1-2)
 - ・地域での市民による支え合いの仕組みを推進するため社会福祉協議会の地域懇談会や福祉推進委員会の開催、ボランティアセンターの機能充実に向けた支援を行います
- ② 生活保護世帯の自立支援(⇒B2-2-1、B2-2-2)
 - ・ケースワーカー1人当たりの担当世帯数は80世帯を目安とし、態勢の充実を図るとともに、関係機関との連携により、社会的・経済的自立に向けた支援に努めます
- ③ 犯罪被害者等の支援(⇒B2-2-3)
 - ・犯罪被害者等支援相談窓口の周知と支援内容の充実、市民の理解の増進に努めます
- ④ ユニバーサル社会の理念に基づいたまちづくりと総合的移動・移送支援の検討(⇒関連B3,B4,E2)
 - ・横断的な検討組織を設置し、ユニバーサル社会の理念に基づいたまちづくりの推進を含め、体系的な支援の仕組みを検討していきます

施策 B2-1 地域福祉の推進

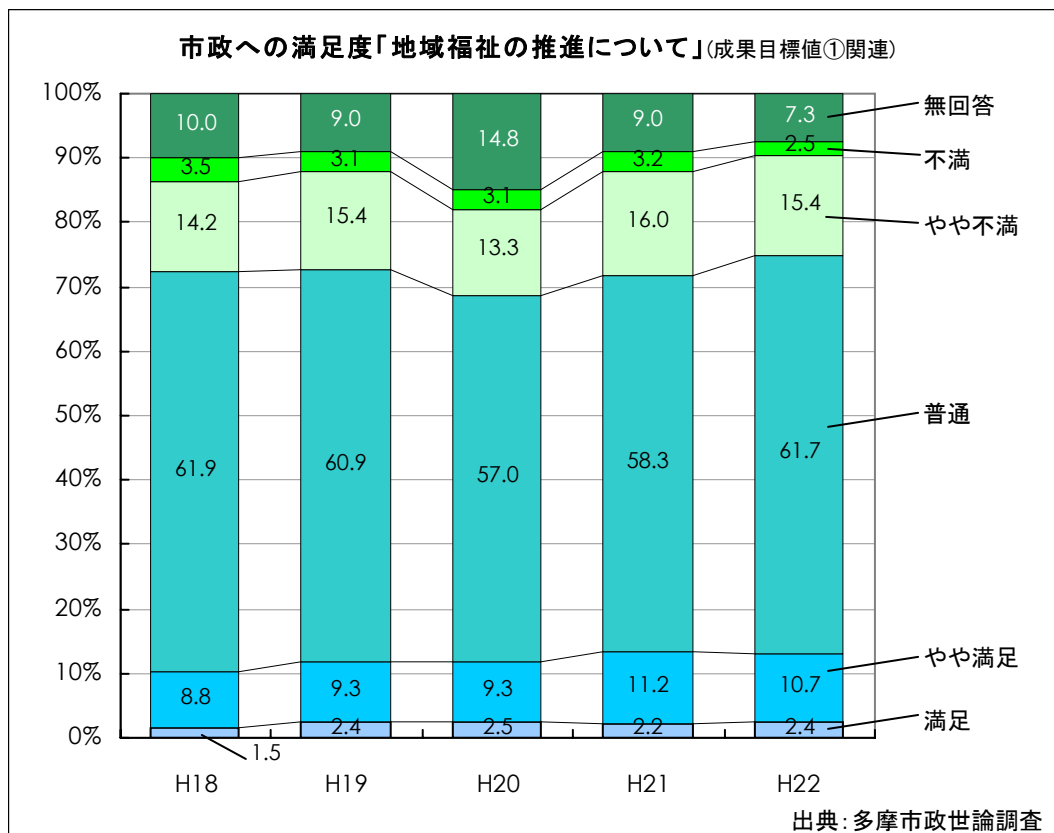
1 施策の目指す姿

地域の多様な福祉ニーズに応えるため、地域課題を市民自らが発見し、課題の解決に向けて、互いに力を出し合い、支えあっています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①地域福祉の推進についての市政に「満足」「やや満足」している市民の割合	13.1%	増やす	増やす
②高齢者、障がい者の介助ボランティア活動に参加している、あるいは参加したことがある市民の割合	4.1%	増やす	増やす

【出典： ①・②市政世論調査】



3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

B2-1-1 社会福祉協議会との連携と支援(⇒重点 1)

- ・社会福祉協議会への連携・支援により、地域での市民による支え合いの仕組みである地域懇談会や福祉推進委員会への取組みを推進します

B2-1-2 市民による地域福祉活動への支援と参加の促進(⇒重点 1)

- ・地域福祉の担い手となる市民の発掘・育成・支援を行い、地域での実践につなげる機能を充実させるため、市民活動情報センターと多摩ボランティアセンターの効果的、効率的な役割分担を推進します

B2-1-3 民生委員活動の充実

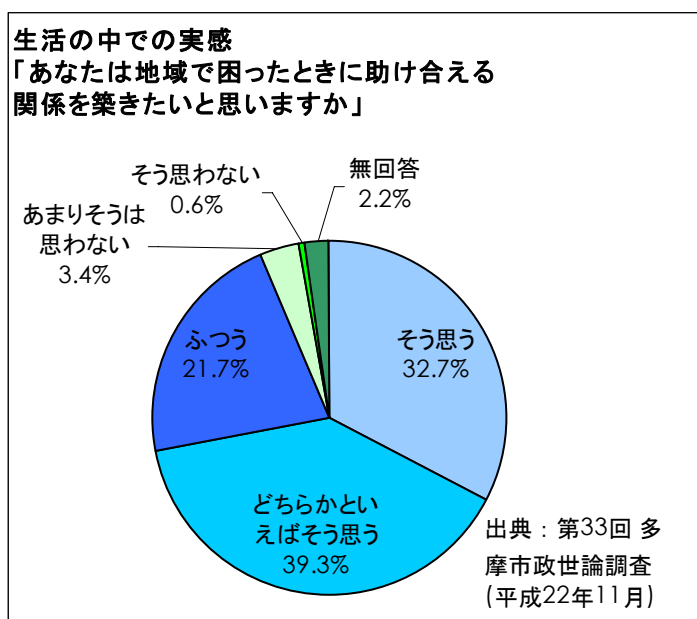
- ・地域での地域福祉の一つの核となるよう、民生委員の欠員地域を解消し、同時に担い手を確保するため、人材発掘の方法について検討を進めます

B2-1-4 自殺予防への取組み

- ・東京都など関係機関との連携を取り、「生きる支援」としての就労支援や心の支えの窓口などの取組みを講じていきます

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- ・「共助の心」を育み地域に広げます
- ・地域の話し合いの中で、自ら福祉の課題を見つけ、その解決に向けた取組みを検討し、高齢者や児童の見守り、家事・子育て支援などの具体的な行動を実践します
- ・事業者は地域福祉に関する地域の取組みに積極的に参加・協力します



5 関連する主な計画

◆地域福祉計画、(社会福祉協議会：地域福祉活動計画)

施策 B2-2 セーフティネットによる生活支援

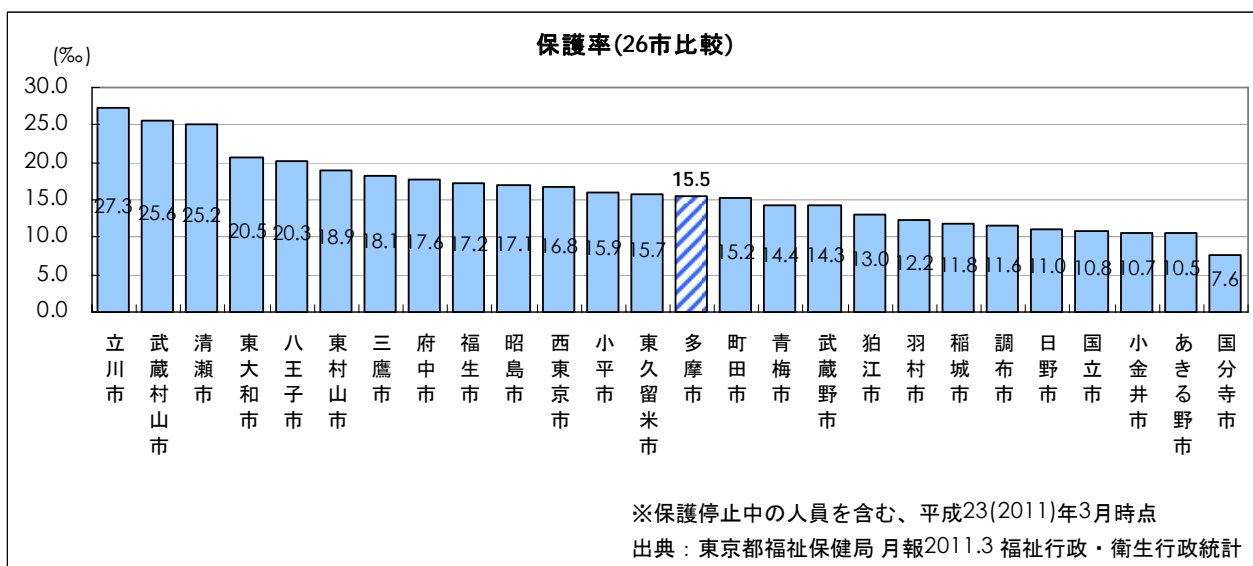
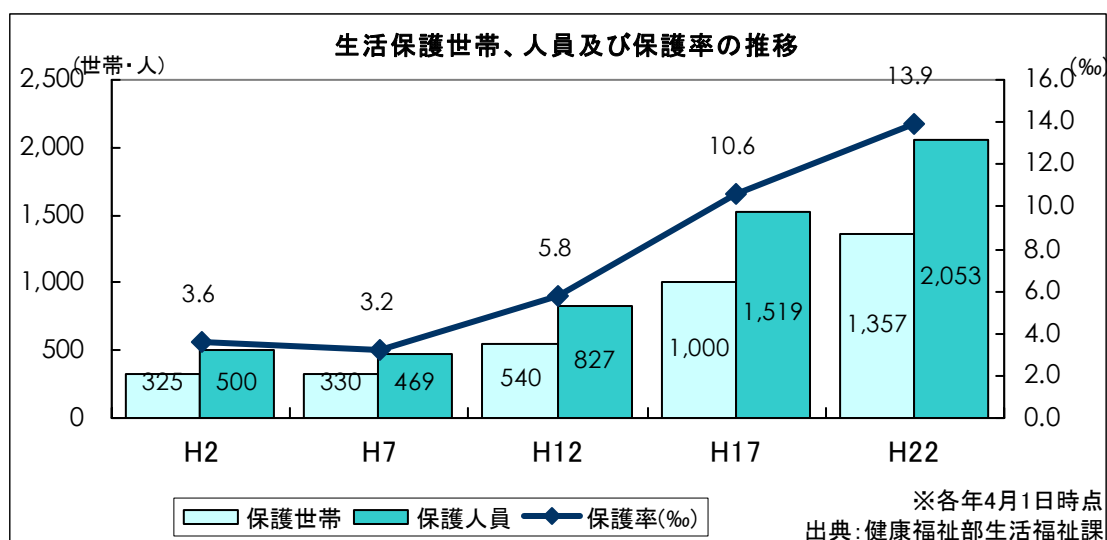
1 施策の目指す姿

失業、犯罪、困窮など不慮の境遇となったときも、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、経済的・精神的両面で適切にサポートされています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①稼働収入の増加によって生活保護を廃止した世帯数	12 世帯	—	—
②犯罪被害者等支援啓発事業参加者数	900 人	1,000 人	1,100 人

【出典： ①生活福祉課 ②市民生活課】



3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

B2-2-1 生活保護等の適正実施(⇒重点 2)

- ・ 関係機関との連携の下、生活保護適正実施に努めるとともに、社会的・経済的自立に向けた支援を行います

B2-2-2 関係機関と連携した相談体制の充実(⇒重点 2)

- ・ 市民の状況に応じて、適切なセーフティネット等の支援策につながるよう、庁内及びハローワーク等関係機関との連携を推進し、経済面・精神面など多面的な相談体制の充実に努めます

B2-2-3 犯罪被害者等支援の推進(⇒重点 3)

- ・ 犯罪被害者等が安心して生活を取り戻すために、各関係機関と有機的な連携のもとに支援を実施し、市民の理解を深めるために講演会、パネル展等の啓発活動を展開していきます

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- ・ セーフティネットの施策・制度について理解を深めます
- ・ 福祉事業者などにおいて、経済困窮等の相談があった場合、速やかにセーフティネットの諸施策につながるよう努めます
- ・ 犯罪被害者等の現状や支援の必要性などの理解を深めます
- ・ 事業者は犯罪被害者等の現状を理解し、安心して働き続けやすい環境整備に努めます

5 関連する主な計画

◆地域福祉計画

◆生活援護計画



犯罪被害者支援のパネル展示

施策 B2-3 社会保険制度の健全な運営

1 施策の目指す姿

相互扶助である社会保険制度を持続し、住みなれた地域で安心して暮らすことができるため、給付と負担のバランスに配慮された健全な国民健康保険制度と介護保険制度の運営に取り組み、引き続き必要な医療や介護を受けられています

2 施策の成果目標値

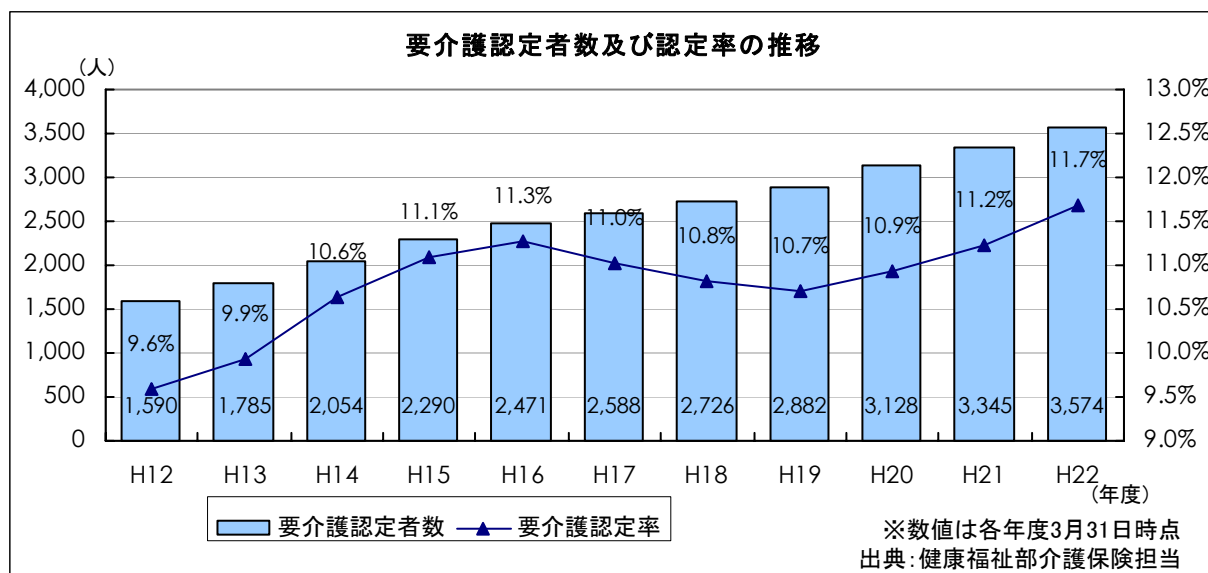
指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①特定健康診査 ^{※1} 実施率 [※]	44.3%	増やす	増やす
②介護保険居宅系サービスの利用率 ^{※2}	78.0%	80.0%以上	85.0%以上

【出典： ①保険課、②健康福祉部高齢支援課（介護保険担当）】

※特定健康診査実施率については、現計画が平成 24 年度までであり、平成 25 年度以降については現在、国において目標値の改定について検討中



特定保健指導 栄養・運動セミナー



3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

B2-3-1 医療保険制度の適正な運営

- ・被保険者の健康保持に資するため、健康診査等を実施するとともに、健康や医療に関する情報を提供します
- ・保険給付の変化に応じ保険税を改定し、国民健康保険特別会計の安定した運営に努めます

B2-3-2 介護保険制度の適正な運営

- ・利用者に最適な在宅介護サービスを確保するため、被保険者（市民）、事業者、保険者（行政）が一体となって、自立支援のケアマネジメントが実施されるように努めます
- ・給付サービスが保険料と連動している仕組みであることから信頼される介護保険制度運営のため、制度に対する周知を図るとともに多摩市介護保険運営協議会などを通じた市民参加の機会を増やしていきます
- ・引き続き安心して介護サービスが受けられるために、利用者や家族を支える介護人材が安定的に確保できるように介護サービス事業者などへの働きかけを行います
- ・介護保険制度説明会などの開催機会を増やし、制度の周知に努めるとともに制度への理解を深めます

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- ・健康に関する正しい知識を身に付けるとともに、健康な生活が続けるための生活習慣を実践します
- ・病気の治療や介護サービスを受けるためには、一定の費用負担がかかることを理解します
- ・介護保険制度説明会などに積極的に参加します
- ・介護サービスを受けていても「自分でできることは自分でやってみる。」など自立に向けた生活に取り組みます
- ・事業者は、介護サービス受給者の自立に向けた生活を積極的に支援します

5 関連する主な計画

◆多摩市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）

- ※1 **特定健康診査**：「高齢者の医療の確保に関する法律」第 20 条及び「多摩市国民健康保険特定健康診査等実施計画」に基づき、40 歳以上の被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化を予防することに重点を置いて実施する健康診査
- ※2 **介護保険居宅系サービスの利用率**：居宅系サービス利用者実数/(要介護認定者－施設系サービス入所者実数)
(各数値は年度末におけるもの)

政策 B3 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり

【現状と課題】

本市は、毎年高齢化率が1%ずつ上昇する状況で、平成23(2011)年4月1日現在の高齢化率は21.11%と超高齢社会に突入しました。今後平成29(2017)年には国の高齢化率と同率になり、その後国を上回って上昇し、平成33(2021)年には30%を超えるものと予想されています。今後進行する高齢化に対応するため、市だけではなく、地域の自治会や商店などが連携して地域で高齢者を支える様々な取組みを行う必要があります。市は社会福祉協議会との連携を強化して支援することが求められています。

さらに、地域で高齢者を支えるネットワークづくりを構築し、地域の自治会・管理組合・老人クラブや地域の商店街の方々などの参加を促し、地域の力を結集した重層的な支援組織の構築と支援活動を推進することが必要です。

また、地域で暮らす高齢者支援を推進するために、地域ケアの中心的役割を担う、地域包括支援センターの組織・機能の充実を図る必要があります。

特別養護老人ホームなどの介護サービス基盤の整備については、整備の拡大が、介護保険料の引上げに繋がる相関関係にあるため、3年ごとに改定する介護保険事業計画の中で、介護保険料のバランスを精査しながら、整備を促進していきます。

高齢者が地域で自ら活動するため、老人クラブ活動の支援や老人福祉センターの事業を充実し、生きがいづくりを支援していくほか、シルバー人材センターの支援を通して高齢者の地域貢献や生きがいづくりを推進することが重要です。

今後4年間の重点的な取組み

- ① 地域包括支援センター運営事業の充実(⇒B3-1-1)
 - ・地域包括支援センターの組織及び機能を充実し、総合的なケアマネジメントシステムを推進します
- ② 在宅高齢者の見守りの推進(⇒B3-1-2、B3-1-3)
 - ・地域のきずなやつながりの重要性がより一層増す中で、一人暮らし高齢者など地域で暮らす高齢者の見守り施策、支援施策をさらに充実します
- ③ 介護サービス基盤の整備促進(⇒B3-1-4)
 - ・特別養護老人ホームや認知症グループホームなどの介護サービス基盤の施設整備を推進します
- ④ 高齢者の生きがい対策の推進
 - ・高齢者の生きがいの場づくりとその支援策として、老人クラブへの支援、老人福祉センター事業の充実、シルバー人材センターへの支援などを通して生きがい対策を推進します
- ⑤ 高齢者、障がい者の権利擁護及び成年後見制度の推進(⇒B3-2-1、B3-2-2)
 - ・判断能力の低下した高齢者、障がい者の金銭管理等の日常生活を支援する制度及び、成年後見制度利用の促進を図り、高齢者支援を推進します

施策 B3-1 地域における高齢者支援

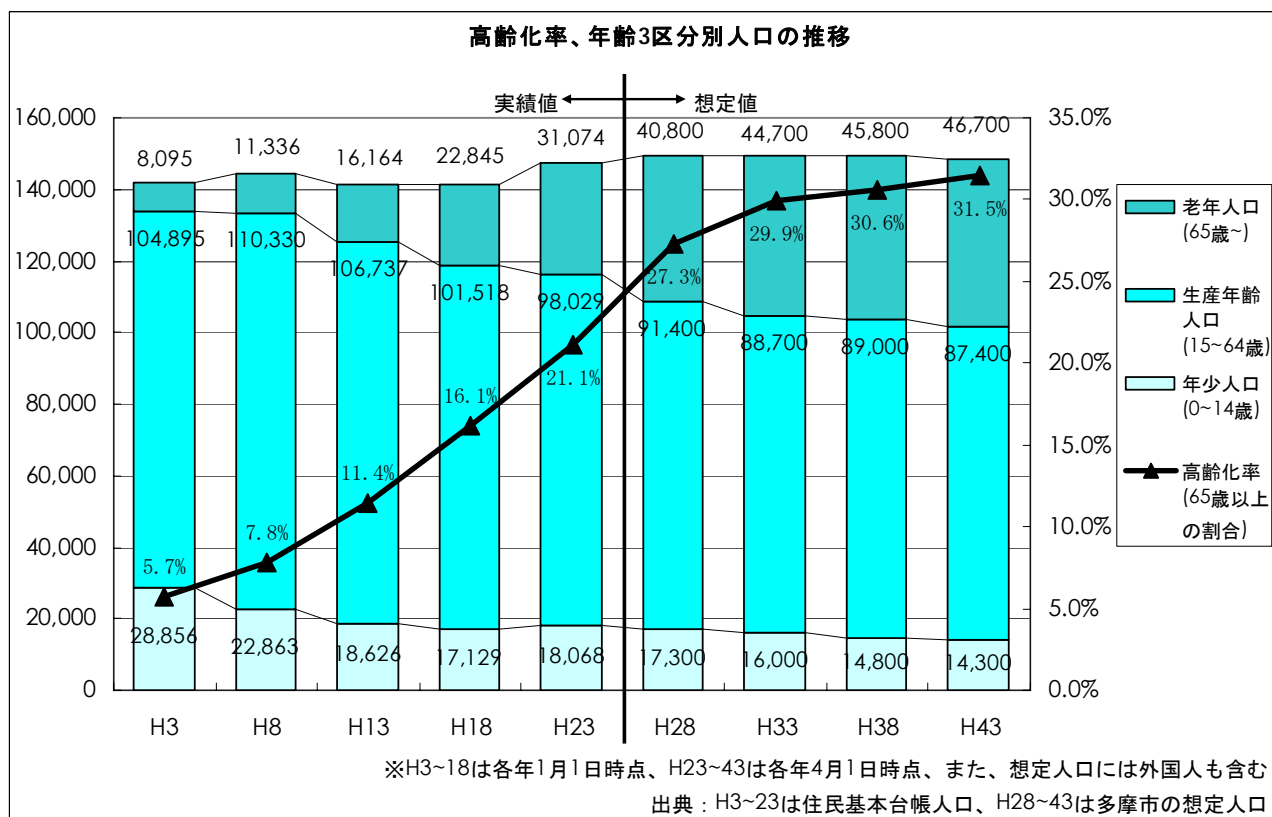
1 施策の目指す姿

超高齢社会においても、自助・共助の理念により地域で高齢者が生き生きと暮らしていくため、さまざまな担い手の力を結集して支援しています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①地域包括支援センター※1 周知度	30.4%	50.0%	60.0%
②老人福祉センター事業参加者数	12,000 人	15,000 人	18,000 人

【出典： ①市政世論調査 ②高齢支援課】



3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

B3-1-1 地域包括支援センター機能の強化・充実(⇒重点1)

- ・担当地区内の高齢者数の増加に合わせた組織の強化と、相談支援体制の充実を図り、地域のさまざまな団体等と連携して地域で高齢者を支える活動を拡大していきます

B3-1-2 高齢者の日常生活を支えるサービスの充実(⇒重点2)

- ・食事サービスによる見守り支援や緊急通報システムの活用など各種の一般福祉サービスを充実させ、地域で暮らす高齢者生活を支援します

B3-1-3 地域での高齢者の見守り・支援のための拠点や組織づくり(⇒重点2)

- ・老人クラブや自治会・管理組合などの市民組織が「高齢者の見守り組織」を構成し、生活支援・災害時支援・見守り活動など地域の力でサロンやラウンジ活動を展開して一人暮らし高齢者などへのさまざまな支援策を展開します

B3-1-4 介護サービス基盤施設の整備促進(⇒重点3)

- ・3年ごとに改定する高齢者保健福祉計画において、介護保険料等のバランスを考慮して特別養護老人ホームなどの計画的な施設整備を促進します

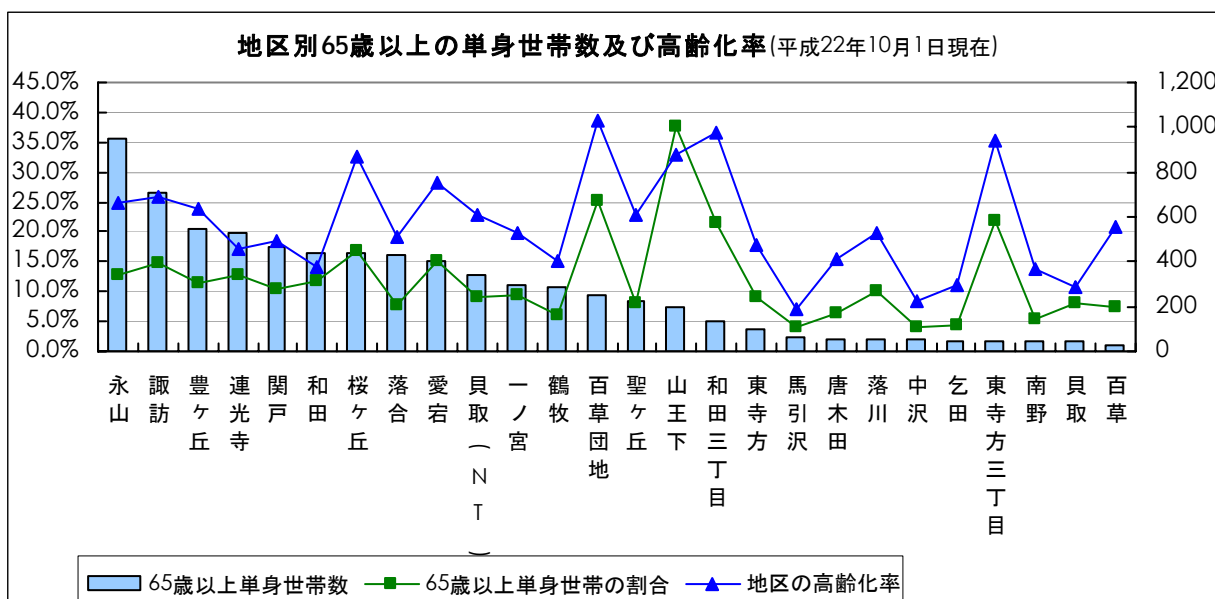
4 施策の実現に向けて市民は・・・

- ・地域の自治会や管理組合が中心となって、高齢者の見守り拠点の確保や見守り組織を作ります
- ・様々な活動に積極的に参加し、世代間交流を図ります

5 関連する主な計画

◆多摩市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）

※1 地域包括支援センター：高齢者が地域で生活していくために、地域において総合的なマネジメントを担い、支援をしていく中核機関。介護の悩み、介護予防、保健福祉サービスについてなど、医療・福祉の専門スタッフが相談を行っている



施策 B3-2 権利擁護と介護予防の推進

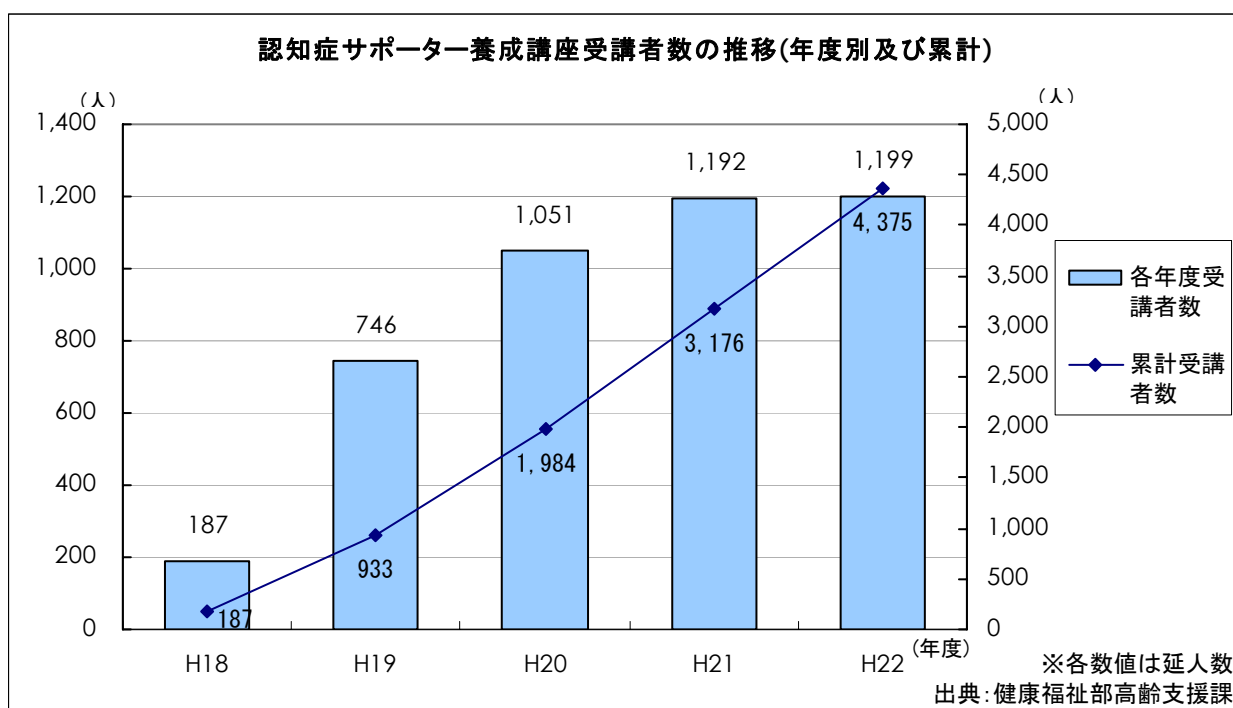
1 施策の目指す姿

認知症になっても自分らしく豊かに暮らすために、様々な権利が擁護されるとともに介護予防に取り組むことにより、高齢者が安心して地域で暮らし続けています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①認知症サポーター※1 受講者数	4,400 人	6,000 人	7,000 人
②介護予防事業参加者数	1,700 人	2,500 人	3,400 人

【出典： ①・②高齢支援課】



3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

B3-2-1 成年後見センター※²の機能強化・充実(⇒重点 5)

- ・判断能力等の無い高齢者や障がい者が安心して暮らし続けるために法人後見を担う組織を充実させ、必要な方がいつでも利用できるよう制度の充実を図ります

B3-2-2 権利擁護センター※³の機能強化・充実(⇒重点 5)

- ・判断力が低下した高齢者が安心して暮らし続けるために地域権利事業の充実を図り、必要な方がいつでも利用できるよう制度の充実を図ります

B3-2-3 認知症理解の促進・啓発の充実

- ・認知症サポーター養成講座を地域で開催し、市民の方々に受講していただき、多くの市民がサポーター（支援者）になり、認知症を理解し、認知症高齢者を地域で支えていく活動を推進していきます

B3-2-4 介護予防の充実

- ・高齢者の方々が要介護状態に進行しないよう、二次予防高齢者の把握に努め、さまざまな介護予防の事業を展開します

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- ・認知症サポーター養成講座を受講します
- ・市民や地域の商店街では、認知症高齢者を日ごろから見守り、地域で暮らしていけるよう支援します
- ・事業者は従業員に認知症サポーター養成講座の受講を推進し、理解促進を図ります
- ・要介護状態に進行しないよう介護予防教室に積極的に参加します

5 関連する主な計画

◆多摩市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）

- ※1 **認知症サポーター**：認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を温かい目で見守る人のことです。認知症になっても安心して暮らせるまちをつくるため、その担い手になっていただける方を養成します
- ※2 **成年後見センター**：判断能力が十分でない方が福祉サービスの利用や日常生活を送るうえで必要となる契約行為などに際し、本人を代理したり、援助して本人の権利や利益を擁護する役割を担う
- ※3 **権利擁護センター**：福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービスを行い、成年後見制度など各種の総合相談等を行います

政策 B4 障がい者が安心して暮らせるまちづくり

【現状と課題】

本市では「障がい者基本計画【第2次多摩市健康福祉推進プラン〈改訂版〉】」に基づいて、総合的な取り組みを行ってきました。また、「多摩市障害福祉計画」を、障がい者基本計画のアクションプランとして位置づけ、障害者自立支援法に基づくサービス提供などの支援を進めています。現在、国における法律の抜本的な見直しが進められており、その動向を注視していく必要があります。

平成 21(2009)年度には、多摩市発達支援室を設置し、障害の早期発見・早期支援の体制の整備を推進しました。しかし、障がい児の放課後活動の場などは十分整備されている状況にはないことから、関係機関とも協力し、拡大する必要があります。

また、障がい者の就労に関しては、場の拡大が求められている中、障がい者の市役所庁内での実習をとおり、就労に向けての課題を見極め、就労のステップとする支援事業を進めています。さらに、障がい者の就労の機会の拡大を図るため、就労面と生活面の支援を一体的に行う「就労支援事業」も継続して行っています。しかし、障がい者の就労環境は大変厳しい状況にあります。行政の各機関・企業など各方面の連携を深め、就労環境全体の向上を図る必要があります。

障がい者に対するサービス体制は充実されてきましたが、福祉事業者に対する報酬は十分とは言えず、ヘルパーや施設職員などのサービスの担い手がなかなか拡大しない現状があります。資格の取得やスキルの向上には、時間・経費がかかることや、社会的な地位とそれに見合った報酬の確立といった、社会全体で捉えなければならない課題となっています。

発達障害・高次脳機能障害・難病など、障がい者支援の制度の狭間に対する支援体制の整備が求められています。そして、国における法・制度改革に合わせて体制を整備する必要があります。

今後 4 年間の重点的な取組み

- ① 障がい児及び障がい者の活動の場の拡大(⇒B4-2-3)
 - ・障がい児の放課後活動の場及び障がい者の活動の場の拡大を関係機関と協力し、進めます
- ② 作業所等への仕事の創出と受注体制の支援(⇒B4-2-3)
 - ・市役所の仕事や企業からの仕事を障がい者の作業所等でも受注できるよう、仕組みや主体的な受注体制の支援を進めます
- ③ 障がい者支援の担い手の確保(⇒B4-1-2、B4-2-2)
 - ・ヘルパーや施設職員への支援と合わせ、障がい者の身近にいる方や地域での支援ができるようなしくみの構築を検討していきます
- ④ 制度の狭間となっている障害への支援(⇒B4-2-4)
 - ・発達障害・高次脳機能障害・難病など、障がい者支援の制度の狭間に対する相談体制・サービス体制について、国の制度改革の方針を見据えて対応・整備を進めていきます

施策 B4-1 障がい者が暮らしやすいまちづくり

1 施策の目指す姿

障がいのある人もない人も、共に生きる地域社会づくりのために、障がい者への正しい理解促進と住民相互の支援体制の充実を目指します

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①市民が「高齢者、障がい者等が安全に、安心して暮らすことができるまちだと思う、どちらかといえばそう思う、普通」と回答している割合	69.7%	80.0%	90.1%
②障がい者が「現在の住まいに住み続ける」「市内で転居する」と回答している割合	65.1%	増やす	増やす

【出典： ①多摩市政世論調査 ②多摩市障がい者生活実態調査】



障がい者美術作品展



障がい者ふれあいスポーツ大会

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

B4-1-1 障害への理解促進

- ・障がい者の社会参加や地域での交流等を通して、障害への理解促進を図ります

B4-1-2 地域における相互支援体制の構築(⇒重点3)

- ・行政だけでなく市民・事業者など多様な主体が協働・連携し、災害時の支援なども含め障がい者を互いに支え合う仕組みを構築します

B4-1-3 相談支援・サービス体制、施設の充実

- ・障がい者も地域で安心して暮らすことができるように、相談支援・サービス体制や施設の充実に努めます

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- ・市民や事業者は、障害があっても差別されない社会をつくるため、障害に対する正しい理解に努めます
- ・市民や事業者は、行政と連携し、障がい者を互いに支え合う仕組みの構築への主体的な参加に努めます

5 関連する主な計画

◆多摩市障がい者基本計画 ◆多摩市障害福祉計画

施策 B4-2 ライフステージを見据えた支援体制の構築

1 施策の目指す姿

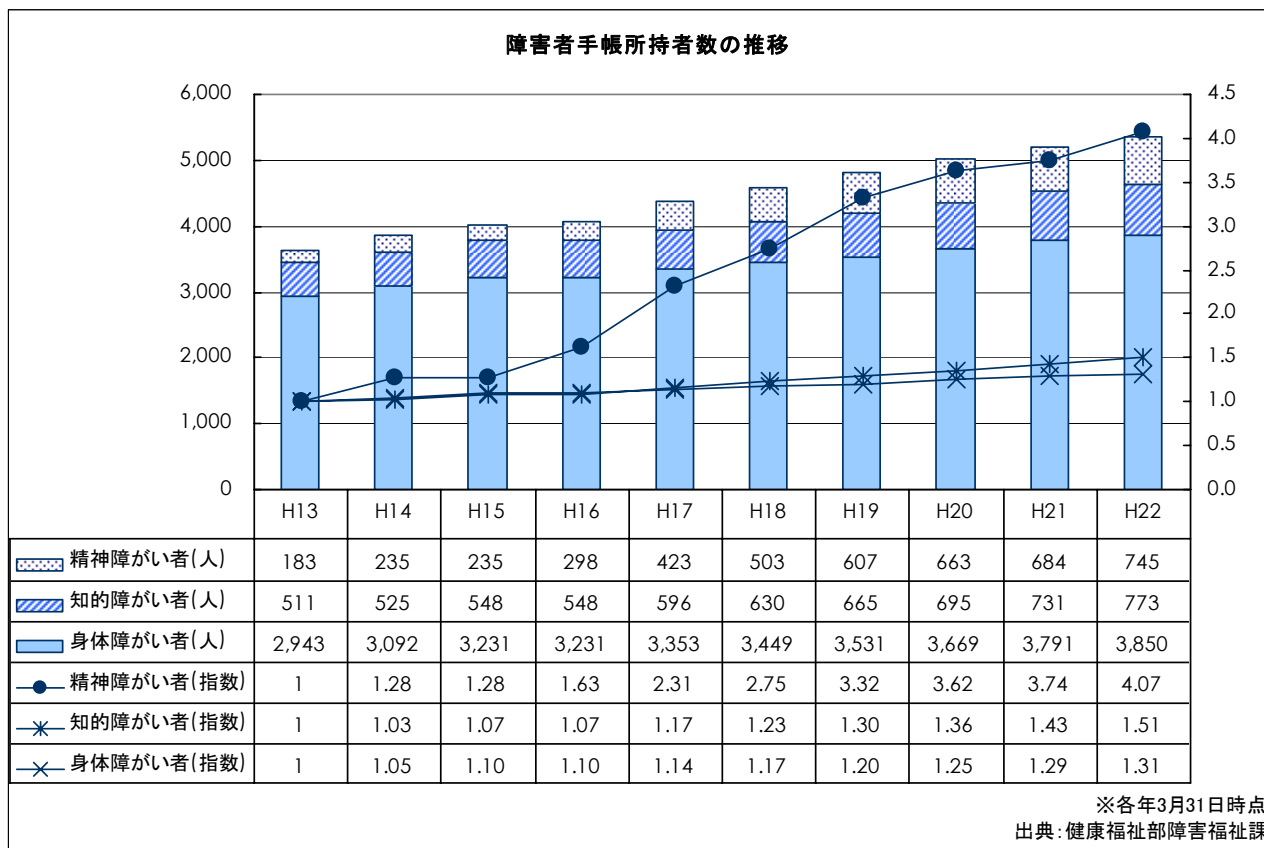
障がい者および障がい児が安心して自立した生活を送るために、関係機関との連携と社会資源の効率的、効果的な活用を図りながら、生涯を通じ一貫した支援とそれぞれの時期に対応する支援が円滑に行われています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①手帳所持者※に対する、障害者自立支援法における介護給付及び訓練等給付決定者数の割合	10.7%	増やす	増やす
②手帳所持者に対する、指定相談支援事業者（委託含む）及び発達支援室における延べ相談者数の割合	209.1%	増やす	増やす
③手帳所持者に対する、障がい者就労支援事業における就労・生活支援延べ相談者数の割合	52.8%	増やす	増やす

【出典： ①～③障害福祉課】

※手帳所持者：身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳の所持者



3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

B4-2-1 医療・教育・雇用関係機関との連携強化

- ・行政と医療・教育・雇用関係機関が必要な情報を共有し、連携を強化することで、ライフステージごとに必要な支援が、円滑に行える体制の充実を図ります

B4-2-2 支援人材の育成(⇒重点 3)

- ・行政と医療・教育・雇用関係機関・事業者が協力し、ライフステージごとで必要とされる支援が行えるよう人材の育成を進めます

B4-2-3 就労への支援

- ・就労による社会参画や生きがいなど、暮らしの基盤となる就労支援の充実に努めます

B4-2-4 小規模作業所等の法内化の促進(⇒重点 1、重点 2)

- ・小規模作業所等の障害者自立支援法のサービス体系に基づくサービス提供事業者へ移行を支援し、障がい者の安定した日中活動の場の拡大を進めます

B4-2-5 発達障がい・高次脳機能障がい者など、新たな障がいへの支援の充実(⇒重点 4)

- ・国の制度改革の方針を見据えながら、今まで制度の狭間にあった発達障がい・高次脳機能障がい者への支援の充実を図ります

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- ・関係団体や事業者は、行政と必要な情報を共有し、連携の強化に努めます
- ・関係団体や事業者は、行政と協力し、ライフステージごとに必要な支援が行える人材の育成へ取り組みます
- ・関係団体や事業者は、法内化（障害者自立支援法）へ主体的に取り組めます
- ・関係団体や事業者は、今まで制度の狭間にあった障害への支援を進めるため、相談や支援の現場体制の整備を進めます

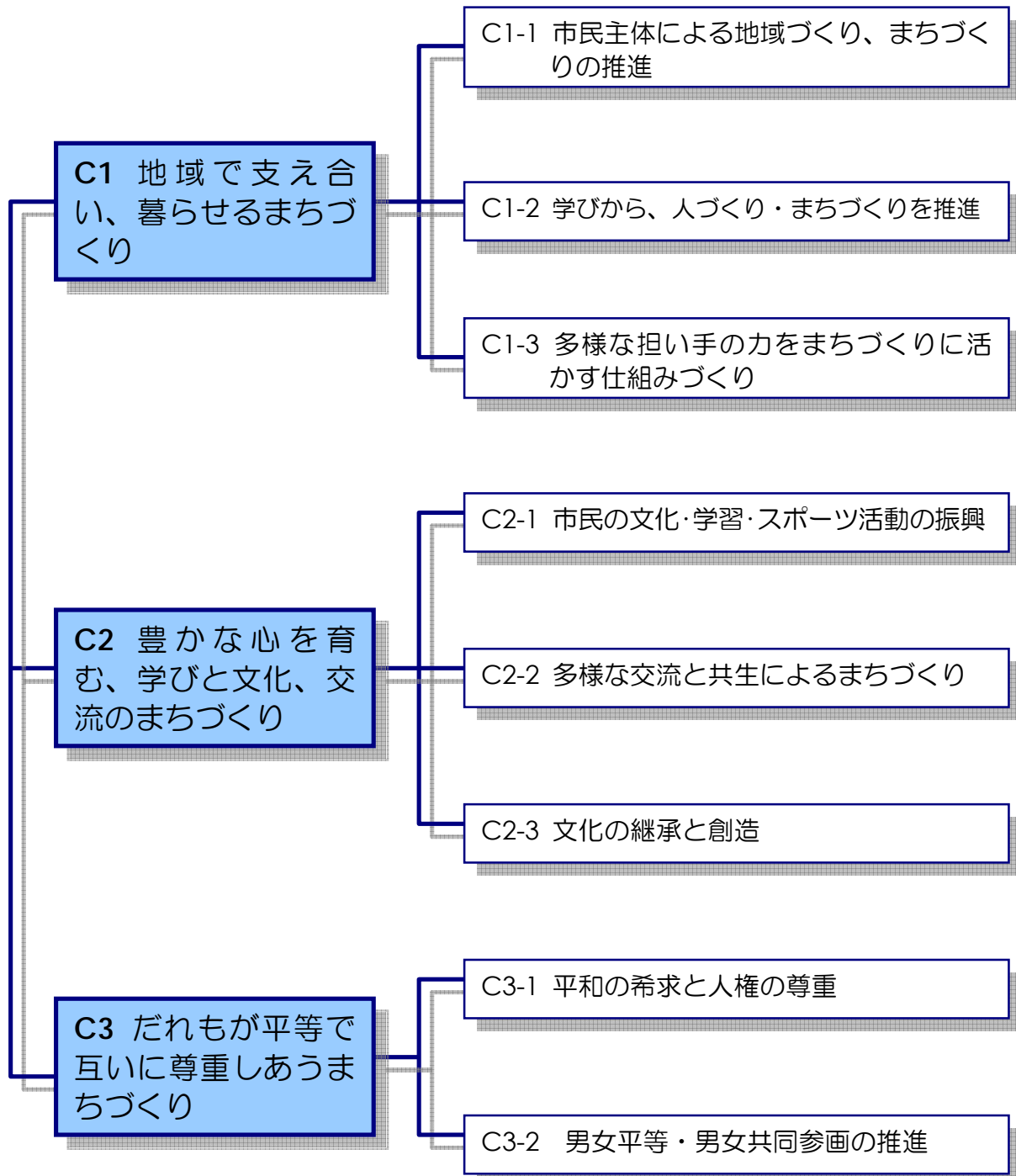
5 関連する主な計画

◆多摩市障がい者基本計画 ◆多摩市障害福祉計画

第 3 章

みんなで楽しみながら

地域づくりを進めるまち



政策C1 地域で支え合い、暮らせるまちづくり

【現状と課題】

地域の中での人間関係の結びつきが希薄になってきている傾向の中で、地域に住み活動するだれもが思いやりと支え合いの心を持ち、生きがいのある生活を送るために、地域コミュニティの再生・拡充や地域での支え合いが求められています。平成 23(2011)年 3 月には東日本大震災が起こり、隣人や地域との関係、地域のきずなやつながりの重要性がより一層増しています。また、より豊かに安全で暮らしやすい地域をつくっていくためには、市民が主体となった地域づくりを進めるとともに、社会教育施策の充実を図り、地域を支える人材づくりや様々な担い手が連携・協働していく仕組みづくりが必要です。

自治会や住宅管理組合等では、防犯や清掃活動など主体的な取組みを行っていますが、役員の高齢化やなり手不足、自治会等の加入率や未設置地域への新設などの問題があります。コミュニティ形成の拠点であるコミュニティセンターは、地域住民による運営協議会によって運営されていますが、今後も住民参加の拡充を図りながら、地域づくりの拠点としての機能をさらに強化していくことが求められています。また、市民団体による様々な活動が行われています。

市では、市民が主体となった様々な事業を応援する補助金や公民館市民企画講座のほか、地域で活動を行うきっかけづくりの拠点として市民活動情報センターを開設し、市民活動・地域活動に関する様々な情報発信や相談などを行っています。また、市民活動情報センターは、多摩 NPO センターや多摩ボランティアセンター、公民館、図書館と協働、連携して市民活動やボランティア活動を促進しています。今後、これらのセンターの適切な役割分担と機能発揮に配慮しつつ、市民、団体、行政の協働によるネットワークの拡大によって地域課題の解決力の向上を図っていくことが必要です。

今後 4 年間の重点的な取組み

- ① 新たな仕組みによる地域主権のまちづくり推進(⇒C1-3-3)
 - ・多くの市民が地域課題を自らの問題として共有し、互いに支え合いながら課題解決に取り組むまちづくりを推進するために、地域自治のあり方について研究し、(仮称)地域委員会等、新たなまちづくり組織のモデル試行を図ります
- ② 市民との協働によるまちづくりの拡充(⇒C1-1-2、C1-3-1)
 - ・様々な地域課題に対し、市民とともに課題解決に取り組んでいくために、市民団体等との協働事業の改善や拡充を図るなど、市民との協働によるまちづくりを推進します
- ③ コミュニティ施設のあり方の検討(⇒C1-1-4 関連：第3編「計画の実現に向けて」)
 - ・地域づくり・まちづくりの拠点としてのコミュニティセンター等の整備や地区市民ホール及び老人福祉館のあり方の検討を行ないます

施策 C1-1 市民主体による地域づくり、まちづくりの推進

1 施策の目指す姿

支え合いを通じた安心して暮らせる地域社会を形成するため、市民が自らの住む地域を自らの力で住み良くする取り組みを行っています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①市民活動情報センターの来館者数	24,977 人	36,000 人	40,000 人
②自治会・町会・管理組合の加入率	57.2%	増やす	増やす
③コミュニティセンターで行っている事業数	179	225	250

【出典： ①市民活動情報センター ②・③市民活動支援課】

※②管理組合については、共有財産の維持管理という目的のみならず、自治会、町会とともに自治の発展に寄与していただく必要があり、目標値とした。



市民活動情報センター



自治連合会総会



からきだ菖蒲館

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

C1-1-1 市民の主体的活動への支援

- ・自治会・管理組合やコミュニティセンター・公民館での活動、NPO や市民団体等、市民の主体的な活動を支援します
- ・自治会・町会の加入率の向上や組織化されていない地域への設置を促進します

C1-1-2 大学や企業等と連携したまちづくりの推進(⇒重点 2)

- ・地域の一員である大学や企業等と連携したまちづくりを推進し、大学や企業等の知識や人的資源を活かしたまちづくりを推進します

C1-1-3 活動に参加できる機会と場の拡充

- ・コミュニティセンターや公民館等、様々な施設で行われる地域の事業や活動の情報を発信し、市民一人ひとりが、自主的にまちづくり活動に参加できるような機会や場の充実を図ります

C1-1-4 コミュニティ施設のあり方の検討と整備(⇒重点 3)

- ・地域づくりやまちづくりの拠点である、コミュニティセンター等の施設や事業の充実を図ります
- ・集会所の地元移管とその手法について具体的な検討を進めます
- ・地域づくり・まちづくり活動を推進するために、地域の拠点であるコミュニティセンター等の施設や事業の充実、機能の整理・統合などについてあるべき姿を検討し、適切な環境整備を行います

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- ・自治会活動など、地域づくり、まちづくりに積極的に参加します
- ・主体的にまちづくり活動を行います
- ・事業者や大学等も地域の一員として、まちづくり活動に積極的に関わります

5 関連する主な計画

◆生涯学習推進計画

施策 C1-2 学びから、人づくり・まちづくりを推進

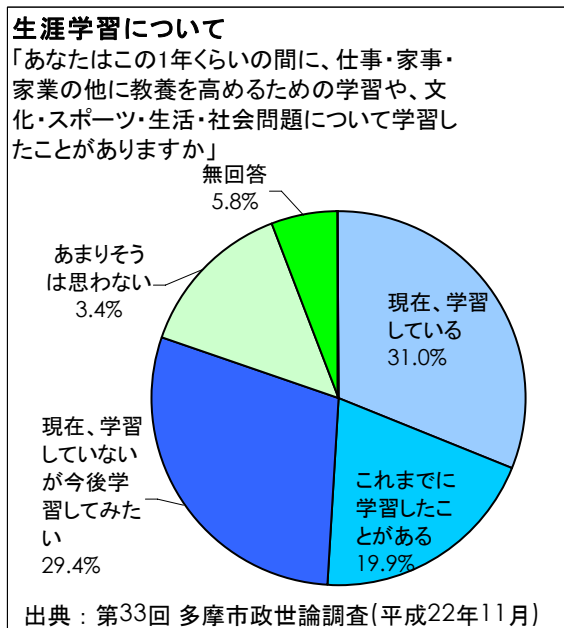
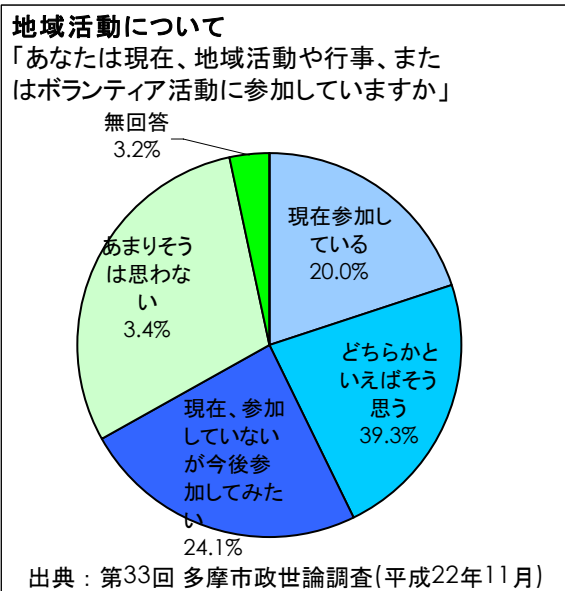
1 施策の目指す姿

それぞれの知識や経験を活かした地域づくり、まちづくりを進めるため、地域活動に気軽に参加できる環境が整い、市民相互の学び合いを通じた活動が活性化しています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①市や市民団体等が開催する地域課題をテーマとした講座数	13 講座	21 講座	33 講座
②地域活動にかかわる登録団体、人数	42 団体 2,924 人	50 団体 3,300 人	60 団体 3,900 人
③地域活動につながる人材養成に向けた講座事業数、受講者数	3 事業 110 人	3 事業 150 人	3 事業 250 人

【出典： ①文化スポーツ課 ②文化スポーツ課ほか関係各課 ③公民館・市民活動支援課】



3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

C1-2-1 地域の課題を学び合う学習機会の充実

- ・ 行政課題・地域課題の情報共有を推進し、地域住民が自ら解決していく学びの場を提供します
- ・ 市内大学や NPO、市民団体との協働を進め、学級・講座等社会教育事業（公民館事業）を充実します

C1-2-2 学んだことを地域に活かせる学びの機会の提供

- ・ 自ら学んだことを地域に活かすことができ、地域コミュニティが活性化するように、学んだ市民と地域とを結びつける機能機会の提供を整備拡大させます
- ・ グループでの学習を通じて地域の課題を探り、解決につなげる公民館等講座事業を充実します

C1-2-3 地域活動につながる人材養成

- ・ 地域課題を解決する起業など地域活動につながる新しい人材養成のための講座等を充実します

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- ・ まちづくりに対する関心を持ち、できることから活動をはじめます
- ・ 講座等で習得した知識・技能を地域の中で活かします
- ・ 事業者はそれぞれの特色を活かし、まちづくりの人材養成に協力します



「ベルブゼミ」 永山公民館

5 関連する主な計画

- ◆生涯学習推進計画

施策 C1-3 多様な担い手の力をまちづくりに活かす仕組みづくり

1 施策の目指す姿

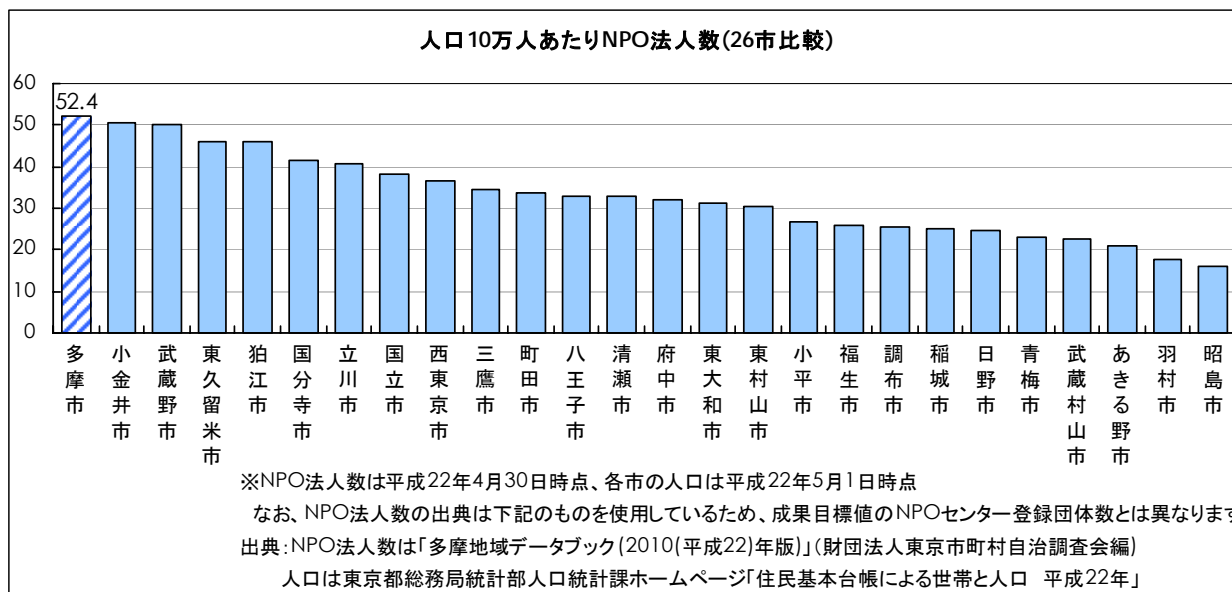
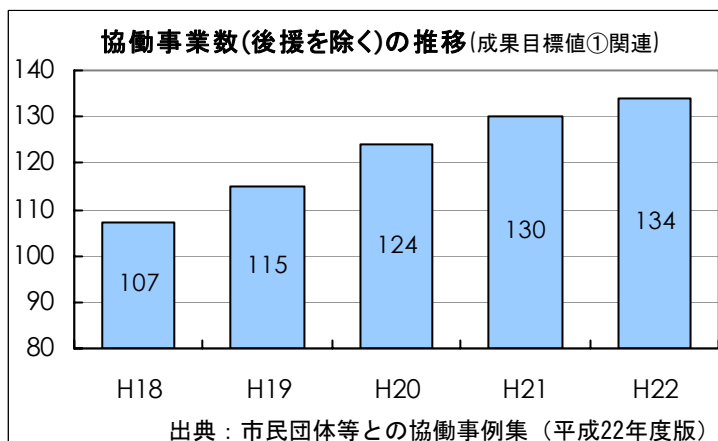
それぞれの地域やその時に応じた課題を解決していくために、市民と行政、また、市民同士が目標を共有し、信頼し合い、協働によるまちづくりを進めています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①協働事業* (後援を除く) の数	134	200	300
②市民活動情報センターの来館者数	24,977 人	36,000 人	40,000 人
③多摩 NPO センターの登録団体数	140 団体	250 団体	400 団体

【出典： ①協働事例集 ②市民活動情報センター ③市民活動支援課】

※ここでいう協働事業は市民団体等と行政がそれぞれの特性を活かし、協力しながら対等な立場で実施する事業を指す



3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

C1-3-1 協働による地域づくり・まちづくりの推進(⇒重点 2)

- ・市民団体、市内大学、企業（事業者）等と市（行政）との協働事業のほか、市民相互の協働の促進に向けた情報提供や支援など、協働による地域づくり・まちづくりを推進・促進します

C1-3-2 情報共有と相互理解の促進

- ・市民活動情報センターや公民館、図書館等を通じた市民活動情報や行政情報など、まちづくりに関する情報の共有を進め、市民と行政、市民同士の相互理解を促進します

C1-3-3 多様な担い手のネットワークの充実(⇒重点 1)

- ・市民団体をはじめとする多様な主体が、各々の特徴を活かしながら連携・協力して活動に取り組めるよう、団体相互のネットワークの充実を支援します
- ・市民活動情報センター、多摩 NPO センター、多摩ボランティアセンター、公民館など、市民活動を支援する組織や施設のあり方を検討し、効果的・効率的な連携や役割分担を進めます
- ・市民自らが地域の課題を共有し、課題に取り組む市民自治によるまちづくりを推進するため、地域の既存団体のネットワークを図りながら、新しい地域コミュニティの仕組みとして（仮称）地域委員会構想を推進していきます

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- ・地域内や市民間で話し合いながら、協力して住み良いまちをつくります
- ・様々な活動団体等がジャンルや地域の枠を越えて連携・協力し合います



NPOセンターの研修事業の様子 [e-café]



NPOセンターの研修事業の様子 [i-café]

5 関連する主な計画

- ◆「非営利団体との協働に関する基本指針」（平成 11(1999) 年 2 月）

～コミュニティエリアの基本的な考え方～

〔現状と課題〕

多摩市は、これまでコミュニティ活動の推進のため、ゾーニング(下図参照)に基づき、市民のまちづくり活動の拠点としてのコミュニティセンターを中心にコミュニティ環境の整備を進めてきました。こうした施設を利用した、様々な地域コミュニティ活動が活発に展開されてきました。

一方、市内の小中学校は、子どもたちの教育の場ですが、コミュニティ活動を推進する重要な役割も期待されており、青少年問題協議会地区委員会や地域で学校を支援する多摩市版学校支援地域本部事業の推進など、学校を軸とした多様なコミュニティ活動が展開されています。

このような地域に根付いた活動のほかに、コミュニティセンターでは、生涯学習やスポーツなどの趣味や生きがいづくりなど、様々なテーマを通じた地域にとらわれない活動も活発に行われています。同様に、学校においても、体育館や校庭、特別教室、クラブハウスなど学校開放によって、スポーツや趣味活動が活発に行われています。また、民間、非営利活動団体、ボランティアなどによる多様な公益的活動も行われてきています。

多摩市では既に超高齢社会へ突入し、今後は国を上回るスピードで高齢化が進むと予測されています。スポーツや趣味を通して生きがいを持っていきいきと生活するとともに、地域で高齢者を支える取組みや、安心して子どもを産み育てることのできる地域社会づくり、環境問題への対応、災害時への備えなど、様々な地域課題への対応に際し、各種のコミュニティ活動、公益的活動を通じた市民主体の取組みがますます重要となっています。こうした流れの中に、(仮称)地域委員会も位置づけられます。

◇ゾーニングの考え方◇ ※コミュニティエリア(10区域)の設定

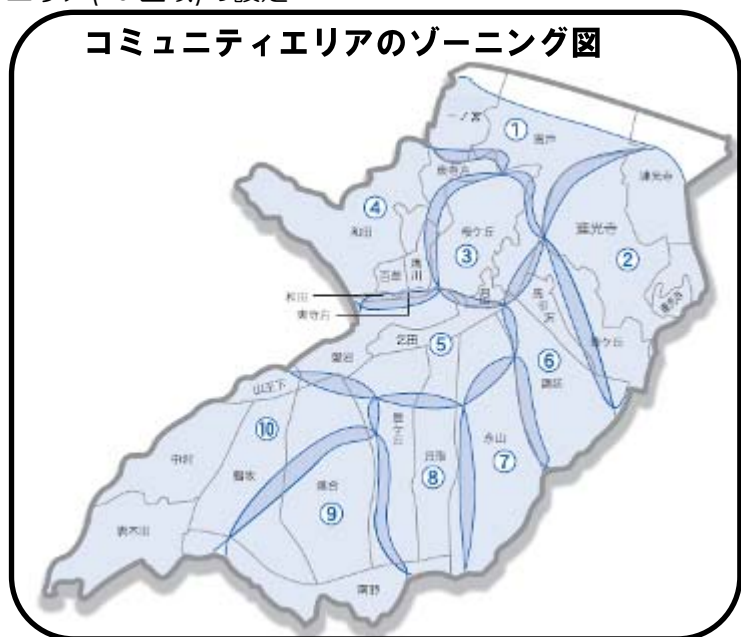
「コミュニティエリア」は、地域的な関係の深い地域同士における市民の多様な活動を想定した生活圏ですが、その範囲は固定的なものではなく、地域コミュニティ形成の状況に応じて弾力的にとらえていきます。

10のコミュニティエリアは、地域コミュニティ育成のための地域設定であり、拠点機能を担う施設としてのコミュニティセンターの整備はこれを踏まえて進めてきました。今後は、コミュニティセンターをコミュニティの拠点とするとともに、新たに学校をコミュニティの核と位置付け、この二つを軸とすることを基本としていきます。コミュニティセンターが配置されていない地域においては、他の施設での機能活用を含めて検討していきます。

なお、コミュニティの拠点機能及び学校は、引き続き、地域にとらわれないテーマコミュニティ活動や公益的活動の場としての機能を併せ持つことで、これらの活動の育成、発展を促進していきます。

注:コミュニティの核の定義

◇学校は、第一義的には児童・生徒の教育施設ですが、それに加えてハード・ソフトの両面において、地域コミュニティにおける多様な機能を有していることから、地域コミュニティの核(一定の範囲における中心的なもの)として位置付けること。



【コミュニティエリアの設定】

※世帯数・人口は平成23年4月1日現在の住民基本台帳によります。

凡例(コ)：コミュニティセンター、(老)：老人福祉館、(児)：児童館、(図)：図書館、(地)：地区市民ホール

コミュニティエリア	地域名 (仮称)	中学校区 <概ね>	小学校区 <概ね>	世帯数	人口	圏域施設	コミュニティづくりを 想定した対象圏域
第1	関戸 一ノ宮	多摩中	多摩第一小 東寺方小	7,152	13,717	○関・一つむぎ館 (コ)	○関戸1～5丁目 ○関戸(番地) ○一ノ宮1～4丁目
第2	連光寺 聖ヶ丘	聖ヶ丘中	連光寺小 聖ヶ丘小	7,023	16,940	○連光寺複合施設 (老)(児) ○ひじり館(コ)(図)	○連光寺1～6丁目 ○連光寺(番地) ○一ノ宮(番地) ○聖ヶ丘1～5丁目
第3	桜ヶ丘	多摩中 和田中 東愛宕中	多摩第一小 多摩第二小 多摩第三小 東寺方小	3,563	7,810	○ゆう桜ヶ丘 (コ)(児)	○桜ヶ丘1～4丁目 ○関戸6丁目 ○貝取(番地)
第4	東寺方 和田	和田中	東寺方小 多摩第二小	6,785	14,888	○東寺方複合施設 (老)(地)(児)(図)	○東寺方(番地) ○東寺方1丁目 ○落川(番地) ○百草(番地) ○和田(番地) ○和田1261番地 <百草団地>
第5	愛宕 乞田	東愛宕中	西愛宕小 東愛宕小 多摩第三小	7,801	16,399	○愛宕かえで館(コ) ○乞田・貝取ふれあ い館(コ)	○愛宕1～4丁目 ○東寺方3丁目 ○和田各3丁目 ○乞田(番地) ○永山1丁目 ○貝取1丁目 ○豊ヶ丘1丁目
第6	馬引沢 諏訪	諏訪中	北諏訪小 諏訪小	6,377	13,121	○諏訪複合施設 (老)(地)	○馬引沢1～2丁目 ○諏訪1～6丁目
第7	永山	多摩永山中	永山小 瓜生小	6,509	13,846		○永山2～7丁目
第8	貝取 豊ヶ丘	青陵中	貝取小 豊ヶ丘小	6,382	15,278	○貝取こぶし館(コ) ○豊ヶ丘複合施設 (老)(地)(児)(図)	○貝取2～5丁目 ○豊ヶ丘2～6丁目 ○南野1丁目
第9	鶴牧 落合 南野	落合中 鶴牧中	西落合小 東落合小 南鶴牧小	7,896	19,607	○TOM HOUSE(ト ムハウス)(コ)(児)	○落合2～6丁目 ○鶴牧3～5丁目 ○南野2～3丁目
第10	唐木田 中沢 山王下	鶴牧中	大松台小	6,176	13,299	○からきだ菖蒲館 (コ)(児)(図)	○唐木田1～3丁目 ○中沢1～2丁目 ○山王下1～2丁目 ○落合1丁目 ○鶴牧1・2・6丁目
合計				65,664	144,905		

政策 C2 豊かな心を育む、学びと文化、交流のまちづくり

【現状と課題】

「第二次多摩市生涯学習推進計画では、「市民がいつでも生涯にわたり、自由に学習機会を選び学ぶことができ、その成果が生かされるような豊かな社会を築いていく」ために施策を推進しましたが、市民の市民活動への関心は多様であり、文化・スポーツ活動も含め市民のニーズを自己実現や地域貢献につなげていくための仕組みが必要であるため、引き続き第三次多摩市生涯学習推進計画（平成 23(2011)年度～）のもと取組みを進めていきます。

今後も引き続き、機会の充実、情報提供等、文化・スポーツ活動を通じた、市民の豊かな心を育む施策が必要です。

また、市民主導で地域活動としての取組みや草の根的な交流が実施されている中で、世代や地域、国籍等を超えた、多様な交流・連携が求められ、異世代が参加・活動できるような取組みとともに、多文化の共生が求められています。

近隣市との交流では、文化・スポーツの分野を主に取り組んできていますが、今後も様々な分野で交流・連携をすすめていく必要があります。

あわせて、まちの歴史と文化の継承とともに、質の高い文化・芸術を提供し、文化芸術活動への支援とともに、新しい文化の創造と発信が求められています。

今後 4 年間の重点的な取組み

- ① スポーツの振興と環境整備(⇒C2-1-1、C2-1-2)
 - ・身近な地域の中でスポーツに親しめるように地域スポーツクラブの設立を支援します
 - ・市民が身近にスポーツと接するために企業等との連携を推進するとともに、東京国体の開催によるまちづくりと総合体育館等の施設改修を実施します
- ② 学習環境の整備と地域資源の有効活用(⇒C2-1-1、C2-2-2)
 - ・市民活動を促進するために、時代に合った学習情報環境の整備を行うとともに、多様な価値観の中で、市民が必要な情報を得られるようにするため、今後の図書館サービスのあり方について検討を進めます。また、市民・地域や他の関係機関、近隣自治体、大学等との連携・協力を強化し、地域資源の有効活用を進めます
- ③ アートを活用した事業の推進(⇒C2-3-2)
 - ・市民が身近に文化・芸術を感じられるように、市民と協働してアートを活用した文化振興事業に取り組みます

施策 C2-1 市民の文化・学習・スポーツ活動の振興

1 施策の目指す姿

こころ豊かな暮らしを送るために、市民は、整備された環境のもとで、文化・学習・スポーツ活動を気軽に楽しんでいます

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①趣味のクラブや文化・スポーツサークル等に参加している市民の割合	47.2%	60%	70%
②公民館やスポーツ施設などの利用登録団体数	1,838 団体	1,900 団体	2,000 団体
③市民文化祭の参加団体数、参加者数	32 団体 1,540 人	36 団体 1,750 人	42 団体 2,050 人
④週 1 回以上スポーツをした人の割合	35%	40%	50%
⑤市民 1 人当たりの、図書館の個人貸出冊数及びリサイクルで頒布した資料数	8.9 冊	9.4 冊	10.0 冊

【出典： ①市政世論調査 ②・③文化スポーツ課 ④市政世論調査 ⑤多摩市の図書館（図書館事業報告）】



第 33 回 多摩市民文化祭

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

C2-1-1 多様な学びや文化・スポーツ活動の環境整備(⇒重点 1、重点 2)

- ・市民が盛んな文化・スポーツ活動を継続できるよう、関連施設の環境整備、充実に努めます
- ・市内の図書館をはじめとし、パルテノン多摩や地域の大学、市民団体等と連携して、市民誰もが学びの情報や資料を取得できる環境を広げます

C2-1-2 多様な学びや活動のニーズに応える機会提供(⇒重点 1)

- ・市民が文化、学習、スポーツ活動に参加しやすくするために、情報提供や講座等を通じて学びの場を提供します
- ・身近な地域の中でスポーツに親しめるように地域スポーツクラブの設立を支援します
- ・幅広い世代が気軽に参加・活動できるイベントや公民館等で実施する学級・講座等、社会教育事業を展開します

C2-1-3 市民の文化、学習、スポーツ活動の支援

- ・広く協働の手法などを活用し、社会教育施設やスポーツ施設等での市民団体の活動を支援します

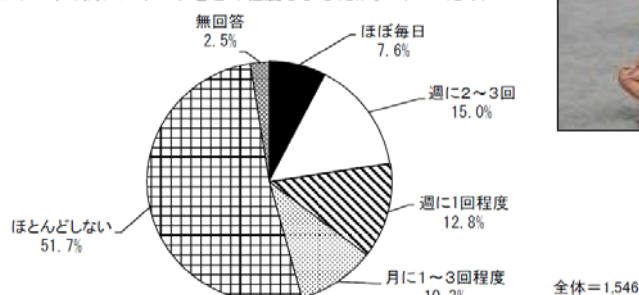
4 施策の実現に向けて市民は・・・

- ・生涯を通じて文化・スポーツ活動を楽しみます
- ・様々な活動団体等が、市民向けの講座を開講します
- ・事業者は活動の場の提供に協力します

5 関連する主な計画

◆多摩市生涯学習推進計画 ◆子どもの読書活動推進計画

問 32. あなたはこの1年の間にスポーツをどの程度しましたか。（1つだけ）



東京ヴェルディによる
子どもサッカー体験事業（ハケ岳）

平成 22 年度 第 33 回多摩市世論調査報告書より

施策 C2-2 多様な交流と共生によるまちづくり

1 施策の目指す姿

豊かなところを育み、いきいきとしたコミュニティを醸成していくために、世代や地域、国籍等を超えて、お互いを認め尊重し合いながら、多様な交流・連携が行われています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①コミセンを中心とした地域内の交流事業の実施数及び参加者	実施数：20 参加者：17,275 人	25 22,000 人	28 24,000 人
②コミセンを中心とした世代間交流事業の実施数及び参加者	実施数：12 参加者：4,080 人	15 5,000 人	17 5,500 人
③友好都市富士見町ほか、他市との交流・共同事業数、参加者数	6 事業 5,878 人	8 事業 6,000 人	11 事業 6,300 人
④国際交流活動に「参加している」、「参加していた」、「参加したい」市民の割合	6.9%	7.5%	8.0%

【出典： ①・②市民活動支援課 ③関係各課 ④市政世論調査】

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

C2-2-1 地域内交流、世代間交流の推進

- ・コミュニティセンター等の事業や、自治会・管理組合、地域の団体などの主体的な事業を支援し、世代間のふれあいをさらに推進します

C2-2-2 地域間の連携・交流の推進(⇒重点 2)

- ・文化・スポーツの交流事業のほか、図書館の相互利用など近隣市との広域連携や交流をさらに進めるとともに、市民の自発的な交流を支援します

C2-2-3 国際交流の推進

- ・多摩市国際交流センターの活動をはじめ、企業や大学等の多様な主体による市民レベルの国際交流を推進します

C2-2-4 多文化共生の取組みの推進

- ・在住外国人や来訪者への外国語サイン（標示、案内板）の更新に努めるとともに、生活支援事業に取り組み、様々な交流事業など多文化共生社会の実現を目指す事業を支援します

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- ・世代や国籍等を問わず互いを理解し、様々な交流をします
- ・友好都市富士見町との交流を深めます

施策 C2-3 文化の継承と創造

1 施策の目指す姿

「ふるさと多摩」への愛着を持って豊かな地域社会づくりを進めるために、まちの歴史と文化を継承するとともに新たな地域文化の創出に向け、多様な市民活動が活発に行われています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①郷土資料室及び文化財資料室の、 小学 4 年生の見学者割合	35%	50%	65%
②郷土文化の公開、文化財施設の入 場者数・入館者数	224,496 人	230,000 人	240,000 人
③パルテノン多摩来館者数	630,401 人	660,000 人	700,000 人

【出典： ①教育振興課 ②文化スポーツ課・教育振興課 ③文化スポーツ課】

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

C2-3-1 文化・歴史の継承と発展

- ・北貝取小学校跡地施設を中心に、旧多摩聖蹟記念館、富澤家、古民家等を活用しつつ、多摩の文化、歴史に関する各種事業の実施や学校教育と連携した文化財資料を活用し、次代を担う子どもたちをはじめ、広く市民に伝統文化に触れる機会をつくります
- ・多摩市や多摩ニュータウンの歴史を知り、まちづくりの資源として文献資料・文化財を後世に伝えていくために、図書館、パルテノン多摩をはじめ、関係所管、大学や市民団体、更には市外機関との連携を強化し、適切な保護・整理・保管を行います

C2-3-2 新しい文化の創造と発信(⇒重点 3)

- ・パルテノン多摩において、引き続き質の高い文化・芸術を市民に提供するとともに、文化芸術活動を支援し、市民文化の創造と発信を推進します
- ・市民が身近に文化・芸術を感じられるように、市民と協働してアートを活用した文化振興事業に取り組みます

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- ・伝統文化に触れる地域の催しなどに積極的に参加します
- ・地域の文化、歴史を継承し、記録に残します

政策 C3 だれもが平等で互いに尊重しあうまちづくり

【現状と課題】

多摩市では、様々な世代、立場の方が個人や団体あるいは地域といった中で性別や国籍を超えて、多様な活動を行っています。その基盤には世界平和、人権尊重、男女平等といった基本的な理念があり、これらの理念を市民の間に、より深く浸透させていく必要があります。

世界の恒久平和に向けて、戦争体験者が少なくなる中、過去の記録を次世代に語り継ぎ、平和意識の高揚を図るため、多世代にわたる大勢の方を対象とした事業を展開しており、今後はより多くの方に参加いただけるよう、より効果的な事業内容等を検討する必要があります。

お互いを思いやる人権尊重の理念を普及するために、様々な人権問題の講演会等を開催し、パネル展示等啓発を行っており、今後も引き続き推進していく必要があります。

男女平等・男女共同参画の推進に向けては、「多摩市女と男がともに生きる行動計画」（平成 23 年度改定）を策定し、総合的な取組みを行っており、男女平等と自立に支えられた男女共同参画社会の実現に向けて一層取り組んでいく必要があります。また、DV（ドメスティック・バイオレンス＝配偶者等からの暴力）の防止や被害者保護に係る市の取組みを、改定後の新たな計画の中に位置づけて推進します。加えて、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を視野に入れた取組みを充実していくことが課題です。

今後 4 年間の重点的な取組み

- ① 平和啓発事業の推進と非核平和都市宣言の実施(⇒C3-1-1)
 - ・平和の尊さを次世代に語り継ぎ、平和意識の高揚を図るため、より多くの方が参画できる「平和展」などの事業を展開します
 - ・核兵器のない世界を目指すため、「非核平和都市宣言」を実施します
- ② 人権啓発事業の推進(⇒C3-1-2)
 - ・自己的人権のみならず他人の人権についても正しく理解しその権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重しあうことの理解を深めるため、広報や「講座」などの事業を展開します
- ③ 男女平等・男女共同参画社会の推進(⇒C3-2-1、C3-2-2)
 - ・男女平等と自立に支えられた男女共同参画社会を実現するため、新たに改定された「多摩市女と男がともに生きる行動計画」を推進するとともに、条例制定に向けて取り組みます

施策 C3-1 平和の希求と人権の尊重

1 施策の目指す姿

こころ豊かに生き活きと暮らせるまちであるために、市民一人ひとりが世界の恒久平和の実現に向けて努めるとともに、人権の尊さを深く認識し、差別をなくす土壌がつくられています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①「多摩市平和展」主たる会場の入場者数	2,520 人	2,800 人	3,300 人
②人権啓発事業参加者数	1,500 人	1,750 人	2,000 人

【出典： ①・②市民生活課】

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

C3-1-1 平和意識の普及・啓発の推進(⇒重点 1)

- ・非核平和都市宣言を行うとともに、平和市長会、非核平和自治体協議会に参加し、全国の想いを共有する自治体と連携し、平和への意識を啓発していきます。
- ・「平和展」や多様な事業連携等により、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に伝え、世界平和と人々の幸福を希求しつつ、平和の意義を認識し、平和意識の高揚を図っていきます

C3-1-2 人権教育・啓発の推進(⇒重点 2)

- ・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の基本理念に基づき、人権擁護委員や法務局等との連携を図りながら、市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、すべての人々の人権が尊重されるよう講演会や展示会、広報等の啓発活動を展開していきます

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- ・平和に対する認識を深めます
- ・人権を尊重することの重要性を正しく認識します



第 20 回多摩市平和展

施策 C3-2 男女平等・男女共同参画の推進

1 施策の目指す姿

男女平等と自立に支えられた男女共同参画社会を実現するために、地域の様々な場面で男女がともに参画しています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①市の行政委員会、付属機関等における女性委員の比率	33.4%	42.0%	50.0%
②TAMA 女性センターの周知度	40.5%	50.0%	70.0%

【出典： ①・②TAMA 女性センター】

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

C3-2-1 男女平等・男女共同参画に向けた啓発と支援(⇒重点 3)

- ・啓発紙や公式 HP、講座等の事業を通じ、多方面からの啓発を図ります
- ・相談事業等を通じ、困難な状況にある女性の自立を支援します
- ・DV（ドメスティック・バイオレンス）の根絶に向けた取組みを推進します

C3-2-2 女性の多様な選択を可能にする環境整備(⇒重点 3)

- ・講座等の事業を通じ、学びやスキルアップの場・機会を提供します
- ・ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた取組みを推進します
- ・関係部署や関係機関等と連携して、仕事や社会活動など多様な選択につながる取組みを推進します

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- ・地域の中で、男女平等や男女共同参画を進め、広げます
- ・事業者は男女平等や男女共同参画に基づく就労環境整備に努めます

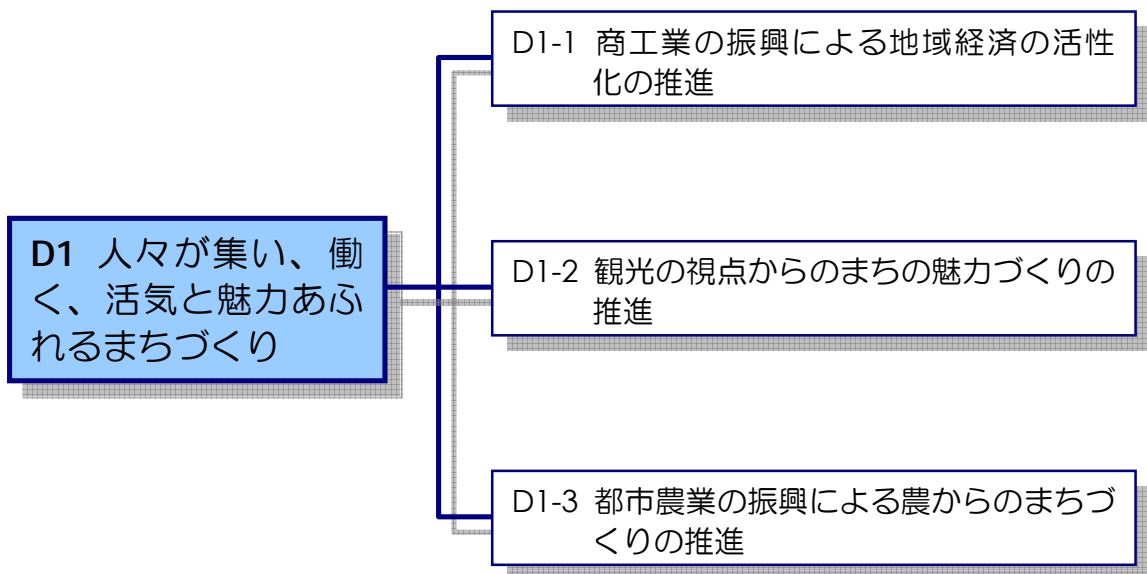
5 関連する主な計画

◆多摩市女と男がともに生きる行動計画

第4章

働き、学び、遊び、

みんなが活気と魅力を感じるまち



政策D1 人々が集い、働く、活気と魅力あふれるまちづくり

【現状と課題】

多摩市は、住宅だけにとどまらず働き、学び、遊ぶという視点にたち商業・業務・文化などの機能を兼ね備えた多機能複合型都市を目指してきました。

この20年間で地域経済を取り巻く環境は、少子・高齢化の進捗、規制緩和、経済のグローバル化により大きく変化し、特に商業については、規制緩和による大規模店舗の立地など周辺環境の変化や住民の消費行動の多様化などの影響を受けています。また、駅周辺の拠点地区も他地域の都市との競争が激しくなっています。これらの影響を受け、事業者にとって厳しい経営環境が続いており、市内の事業所数も減少し、このことは市民生活にも少なからず影響を及ぼしています。

今後、まちの活力を維持し、税収の確保や雇用機会を創出していくためには地域経済の活性化やまちの魅力づくりが必要です。そのためには、既存の企業の地力を伸ばすとともに、新しいビジネスの創出や地域にある資源を活かした観光の視点からのまちの魅力づくりを進めることが重要です。また来街者を増やし、消費行動を活発化させ、地域の活力を生み出すためには、市民や市民団体、NPO、大学なども含めた多様な担い手を育てるとともに関係事業者や機関等の連携や協働も一層重要となっています。

市内の農家戸数及び農地は、都市化の進展とともに減少を続けており、農家数 107 戸、農地面積約 47ha にまで減少しています。また、農家の就農年齢が高年齢化する中で、後継者など担い手の確保が課題となっています。

この厳しい状況下ですが、最近では地産地消や食育の観点から農業への関心が高まりを見せ、また農地が持つ多面的な機能も見直される中で都市農業に対する理解が進んでいます。

今後も都市の中で農業が生き残るには農業経営の安定化と次世代の担い手の育成を図ることが必要となっており、また地産地消や食育などの取組みを通じて市民の農業への理解を進めることも必要となっています。

今後4年間の重点的な取組み

①地域の特性に応じた商工業の振興(⇒D1-1-1、D1-1-2)

- ・中小企業等への支援や新たな商店街振興策に商工会議所などと連携して取り組みます
- ・地域の活力を維持していくため、産学官連携による創業支援事業をベルブ永山で本格実施するなど新しいビジネスの創出を促進していきます

②企業誘致の推進(⇒D1-1-3)

- ・税収の確保と雇用機会を創出するため、引き続き企業誘致の取組みを推進します

③観光の視点からのまちの魅力づくりの推進(⇒D1-2-1、D1-2-3)

- ・市内の二大拠点である聖蹟桜ヶ丘駅地区・多摩センター地区の活性化を進めるため、市民・事業者と協働したイベントの開催やみどり豊かな本市の自然や歴史的な資源をはじめ、「ハローキティ」や映画「耳をすませば」などの地域資源の活用を図ります

④都市農業の振興(⇒D1-3-1)

- ・次世代を担う農業者を育成するため、新たな担い手育成や農業経営をサポートする仕組みづくりに取り組みます
- ・市民の農への理解を深めるため、地産地消や食育の取組みを推進します

施策 D1-1 商工業の振興による地域経済の活性化の推進

1. 施策のめざす姿

市民の豊かな暮らしに貢献する活力あるまちをつくるために、個性と魅力ある商店街の形成を図るとともに、市民・大学などと企業との連携による取組みにより、新たなビジネスが育つなど、企業活動が活発になり、市内で雇用も創出されています

2. 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①事業所数	3,581	3,600	3,900
②企業誘致条例による指定企業数	6 社	10 社	未設定※
③従業員数	59,922	61,000	61,600
④市内 4 駅の 1 日平均乗降客数	324,931 人	350,000 人	385,000 人

【出典： ①③事業所統計調査、②経済観光課、④鉄道事業者公表値】

※②の平成 32 年度目標値については条例の延長が不明確であるため未設定とした



ビジネススクエア多摩（創業支援施設）



商店街でのイベント



企業立地が進んだ多摩センター地区

3. 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

D1-1-1 中小企業等への支援及び商店街振興の推進(⇒重点 1)

- ・中小企業等への支援や新たな商店街振興策に商工会議所などと連携して取り組みます

D1-1-2 新たな仕組みによる産業振興の推進(⇒重点 1)

- ・創業支援事業を本格実施することにより市内での創業支援と「働く」＝就業への支援の充実に取り組みます
- ・市内企業と直接意見交換などを行い、今後の地域経済の活性化や産学官連携など多様な事業体との連携などの新たな産業振興の取組みについて調査・検討を進め、様々な取組みに繋げていきます
- ・農商工の連携を進め、新たな製品作りや誘客につながる取組みについて検討し、推進します

D1-1-3 企業誘致の推進(⇒重点 2)

- ・多摩ニュータウン内の未利用地等へ引き続き企業誘致を進め、税収の確保と雇用機会の創出により、地域経済の活性化に取り組みます。また、駅周辺への商業集積にも努め、にぎわいのある街づくりを進めます

D1-1-4 就労支援の推進

- ・国・東京都と連携して、永山ワークプラザの運営、就労支援セミナーや就職面接会などの充実に取り組むとともに産業振興を図ることにより雇用機会の創出に努めます

D1-1-5 地域拠点の活性化（商業機能、業務機能の集積の推進）

- ・都市間競争が激しくなっている中、市内の二大拠点である聖蹟桜ヶ丘駅周辺地区、多摩センター地区の活性化に引き続き取り組みます。また、多摩センター地区は国の業務核都市や東京都における多摩地域の拠点として位置付けられおり、商業機能、業務機能等の集積に向けて取り組みます

4. 施策の実現に向けて市民は・・・

- ・市内の店舗で買い物するなどにより地域経済の活性化に寄与するよう努めます。
- ・事業者は雇用機会の創出に努めます。
- ・事業者は駅周辺の活性化に努めます。

5. 関連する計画

◆多摩市商業活性化計画

※1 業務核都市：東京圏における住宅問題、職住遠隔化等の大都市問題の解決を図るため、東京都区部以外の地域で相当程度広範囲の地域の中心となるべき都市

施策 D1-2 観光の視点からのまちの魅力づくりの推進

1. 施策のめざす姿

市内外から多くの人々が訪れ、にぎわいが創出されるまちづくりを進めるために、市民と事業者が協働して、地域にある資源や個性を活かした街の魅力づくりを実践するなど、様々な活動が活発に行われています

2. 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①ロケ撮影受入件数	125 件	150 件	150 件
②聖蹟桜ヶ丘駅周辺(2 イベント)・ 多摩センター駅周辺(10 イベント) での主なイベントの集客数	314 万人	330 万人	360 万人

【出典： ①・②経済観光課】



多摩センターイルミネーション(11月～1月)



乞田川の桜(4月)



市内でのロケ撮影の風景



ハロウィン in 多摩センター(10月)

3. 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

D1-2-1 観光資源の発掘、活用による観光の推進(⇒重点 3)

- ・みどり豊かな本市の自然や史跡などの資源をはじめ、ハローキティにあえる街事業の展開や映画「耳をすませば」などの地域資源を活用します。また、新たな観光資源の発掘に努めます
- ・観光を取り入れた商店街の活性化や他地域と共同した取組みなどを進めていきます
- ・訪日外国人観光客の誘客を図るため事業者などと連携した取組みを進めていきます

D1-2-2 まちの魅力の発信

- ・映像を通じてまちの魅力を発信するフィルムコミッション事業や観光マップなど様々な手法により、まちの魅力や地域資源を内外に発信していきます

D1-2-3 にぎわい空間の創出、演出による誘客の推進(⇒重点 3)

- ・多摩センター地区の 40m ペデをより一層活用した取組みを行い、にぎわい空間の創出、演出による誘客を図ります
- ・多摩センター地区の四季折々のイベントなどを市民・事業者と協働して取組み、誘客を図ります。また、市内で開催されるイベント間の連携した取組みの可能性について検討します

D1-2-4 担い手づくりの推進

- ・観光サポーター作りなど市民・事業者と観光に関する意識の醸成から担い手づくりを推進し、商工会議所とも連携しながら観光に関する新たな組織づくりに取り組めます

D1-2-5 特産品づくりなどの推進

- ・「多摩のお土産」など特産品づくりなどに取り組むとともに、「多摩市ブランド」の検討を行い、農商工連携の取組みを進めます

4. 施策の実現に向けて市民は・・・

- ・わが街への愛着心を高め、街の魅力を再発見、発掘するよう努めます
- ・まちをきれいにする美化活動を行うなど「おもてなし」の心を持って来街者を迎えます
- ・事業者は魅力あるまちづくりに協力します

施策 D1-3 都市農業の振興による農からのまちづくりの推進

1. 施策のめざす姿

市民の農業への理解を高め、安定した農業経営と農地の保全がなされるために、地産地消や食育に関して様々な活動が展開されるとともに、市民が様々な形で「農」に触れあい、魅力と活力ある農業により担い手も確保されています

2. 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①認定農業者数	4 戸	8 戸	10 戸
②農地面積	47ha	現状維持	現状維持
③家庭菜園及び体験型市民農園数	9 箇所	11 箇所	13 箇所

【出典： ①～③経済観光課】



聖蹟桜ヶ丘駅前「いきいき市」



市内農地（一ノ宮地区）



農業委員会と児童館との共催による体験農業

3. 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

D1-3-1 魅力・活力ある都市農業の展開(⇒重点 4)

- ・魅力・活力ある農業の確立のために、認定農業者制度※1の活用による農業経営の改善を進めます。また、農業経営の発展のため、生産から流通・販売まで一貫して行う農業の「6次産業化※2」についても検討していきます
- ・担い手となる農業者の減少に歯止めをかけていくために、後継者向けの経営講座の開催、農作業の受委託制度や援農ボランティアなどの新たな支援の仕組みの検討などを行い、次世代の担い手育成と農業者を支える仕組みづくりに取り組みます
- ・農業者との座談会の開催などを行います
- ・これらの実現に向けてJA※3、都農業改良普及センターなどの関係機関と連携して取り組みます。また、大学とも連携した取組みを検討し進めていきます

D1-3-2 農地の保全と活用

- ・農地の保全と活用を促進するために、営農環境の整備などに取り組みます
- ・景観・環境・防災へ貢献をする農地の保全に努め、農地の多面的な機能活用を図ります
- ・農地法の規制緩和による企業の農業への参入意欲の高まりやスローライフ志向による市民の農業への関心の高まりなど、新たな農地保全の仕組みを検討します

D1-3-3 農からの地域づくり

- ・市民の農への理解を深め食育を推進するために、学校教育等との連携やふれあい体験の充実を図ります
- ・地産地消を推進するために、直売施設の拡充、学校給食等への市内産農産物の供給、市内産野菜のPRなどの充実を図ります
- ・JAなどと連携して体験型市民農園※4などの整備を進め、多摩市農業のPRに取り組むなど農からのまちづくりを進めます

4. 施策の実現に向けて市民は・・・

- ・農の体験を通じて都市農業への理解を深めます
- ・地産地消を進めるため、農業者は新鮮で安全・安心な農産物を供給し、市民は積極的に購入します

5. 関連する計画

◆多摩市農業振興計画

※1 認定農業者制度：農家が立てた農業経営改善計画を市が認定し、支援する制度

※2 6次産業化：農業や水産業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開していく経営の多角化のことを指す造語。国では、いわゆる「六次産業化法」を制定し、農林漁業者の取組みを推進している

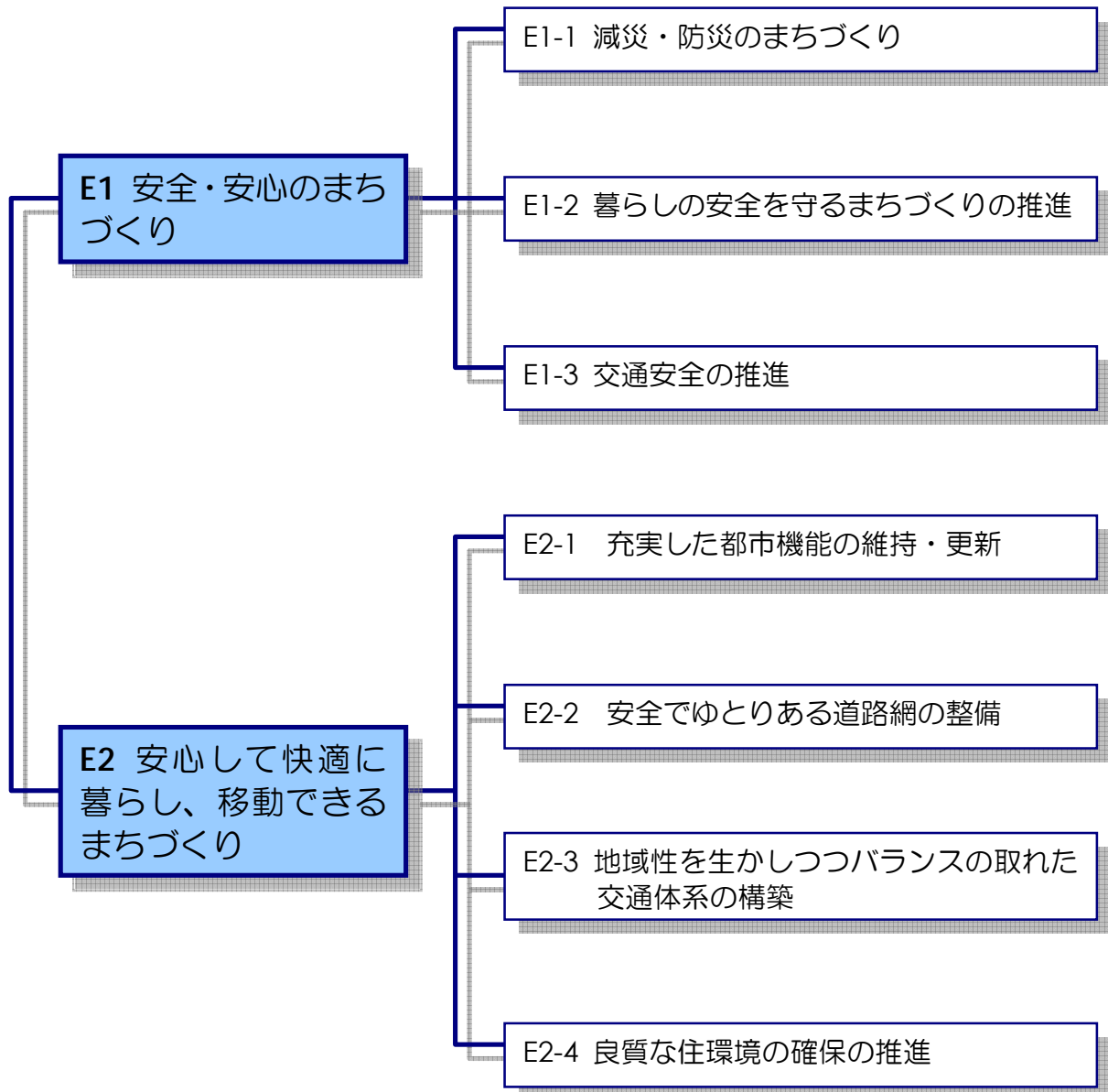
※3 JA：農業協同組合の略称

※4 体験型市民農園：農園開設者の指導により農業体験を中心に行う農園

第5章

いつまでもみんなが住み続けられる

安全で快適なまち



政策 E1 安全・安心のまちづくり

【現状と課題】

平成 23(2011)年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震では、マグニチュード 9.0 を観測し、東北地方及び関東地方の太平洋沿岸部では津波により甚大な被害が発生しました。多摩市では震度 5 弱を観測し、地震による家屋などへの大きな被害はなかったものの、多くの帰宅困難者が発生しました。また、今回の災害で原子力発電所が甚大な被害を受け、その影響で多摩市でも計画停電が実施されました。緊急事態を伝えるため防災行政無線がはっきりと聞き取れないという問題が発生したことから、緊急時の円滑な情報伝達方法の充実を検討しなければなりません。さらに、東海地震や、立川断層による地震の発生確率が高まったとの報告もあります。今回の震災対策や今後発表される東京の被害想定に基づき、多摩市地域防災計画の見直しを行い、迅速な応急・復旧対策を実施し、災害に強いまち・防災都市多摩の実現を目指します。また、新型インフルエンザなど新たな災害も含め、危機管理対策を推進します。

市内の犯罪発生件数は減少傾向にありますが、ひったくりや自転車盗などの非侵入窃盗犯罪は依然として多く、子どもたちを狙った不審者の出没情報も多く寄せられています。平成 21(2009)年 9 月に「多摩市犯罪のない安全なまちづくり推進計画」を策定し、市民、市、関係機関と連携しながら引き続き安全で安心なまちづくりを進めます。また、市民の消費生活の安定及び向上を確保し、消費者被害の救済と解決を図るため、さらに啓発など充実を図る必要があります。

交通事故の全体件数は減少していますが、高齢者、二輪車の事故件数は増加しており、その対策が急務です。また、放置自転車は減少傾向にありますが、無料駐輪場では利用者のモラルの低下が顕著に見られます。駐輪場を都市機能として配置するための用地を確保するとともに、受益者負担の公平性の観点から駐輪場のあり方を検討する必要があります。

今後 4 年間の重点的な取組み

- ①多摩市地域防災計画の見直し(⇒E1-1)
 - ・東日本大震災を受け、情報伝達手段の検討を含め、被害想定の見直し等に基づく多摩市地域防災計画の見直しを行います
- ②防災情報伝達の見直し(⇒E1-1)
 - 防災行政無線による防災情報の伝達その他、他の手法についても検討・実施します
- ③住宅、民間特定建築物、公共建築物の耐震化率の向上(⇒E1-1-2)
 - ・住宅の耐震化を支援し、民間特定建築物、公共建築物の耐震化の促進を図ります
- ④消防団及び自主防災組織数の充実(⇒E1-1-1、E1-1-4)
 - ・「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の精神を大切にし、消防団員並びに自主防災組織数の確保を図り、自助・共助による地域の防災力を向上させます
- ⑤自主的な防犯活動団体の結成及びネットワーク化の促進(⇒E1-2-2)
 - ・多摩稲城防犯協会を中心とした自主的な防犯活動団体の結成及びネットワーク化を促進するとともに、警察と協働して出前講座を行い、市民の防犯意識の高揚を図ります
- ⑥高齢者、二輪車への効果的な交通安全啓発活動(⇒E1-3-1)
 - ・交通事故を減らすために、高齢者を対象とした講習会の開催、スケアードストレートの計画的実施を図ります
- ⑦放置自転車対策と駐輪場の適正配置(⇒E1-3-2、関連 E2 重点 6、E2-3-4)
 - ・放置自転車を減らすために(仮称)多摩市自転車駐輪場整備計画を策定し、駅周辺の駐輪場の計画的な整備に取り組むとともに、料金徴収のあり方を検討します

施策 E1-1 減災^{※1}・防災のまちづくり

1 施策の目指す姿

市民の誰もが安全で安心して暮らすために、住宅の耐震化により大地震にも耐えられる安全性が確保され、また、市内全域で自主防災組織が結成され、災害時にはお互いに助け合う共助の精神が行き届いています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①民間特定建築物 ^{※2} の耐震化率	92.3%	95%以上	100%
住宅の耐震化率	81.4%	90%以上	100%
公共建築物の耐震化率	97.7% (平成 20 年度)	97.7%以上 (平成 27 年度)	100%
②自主防災組織数	159 組織	171 組織	175 組織
③自主防災組織合同訓練実施組織数	30 組織	40 組織	50 組織

【出典： ①～③防災安全課】



総合防災訓練（初期消火訓練）



総合防災訓練（消防団の活動）



自主防訓練（煙体験訓練）



地区防災倉庫

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

E1-1-1 市民の防災意識高揚と地域防災体制の充実(⇒重点 4)

- ・市民の防災行動力を高めるため、総合防災訓練等を通じて啓発活動、広報活動、防災教育等の推進を図ります
- ・地域ぐるみで相互に連携した社会づくりを目指すとともに、自主防災組織の結成促進及び活動の支援を行います。また、災害時要援護者^{※3}への避難態勢を充実するため、地域の意見などを取り入れた災害時要援護者避難支援個別計画と防災行動マニュアルを策定します

E1-1-2 建築物の安全性の確保と都市施設の防災性強化(⇒重点 3)

- ・昭和 56 年以前の旧耐震基準の住宅、民間特定建築物等の耐震化を促進します(関連 E2-4-2)
- ・都市施設の耐震性確保のため、橋りょう・下水道施設の耐震改修工事を実施します
- ・都市型の集中豪雨時の対応のため、雨水ポンプを整備します

E1-1-3 非常用物資・設備の充実

- ・大規模災害に備え、食糧、資器材等の備蓄と災害用各種設備の充実を図ります

E1-1-4 消防団の充実(⇒重点 4)

- ・災害現場で消防署隊と円滑な活動ができるよう、消防団の充実を図ります

E1-1-5 危機管理態勢の強化

- ・あらゆる災害に対して、市民の安全、安心の確保を図るとともに、応急・復旧活動を円滑に行うため、消防署等関係防災機関や友好都市富士見町、中越大震災ネットワークおぢや^{※4}加盟団体と連携・協力しながら、必要な態勢の強化を図ります
- ・市役所本庁舎の今後について、改めて防災の視点に立った検討を進めます

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- ・建築物の耐震化、家具転倒防止器具の設置等の予防措置、食糧等の備蓄、防災訓練への参加などに努めます
- ・自治会等は災害時要援護者への支援を行い、地域で支え合います
- ・事業者は災害の予防に努めるとともに、災害時における様々な支援に積極的に努めます

5 関連する主な計画

◆多摩市地域防災計画 ◆多摩市耐震改修促進計画 ◆多摩市国民保護計画

※1 減災：大規模な災害が発生しても、被害を拡大させず、最小化する取組み

※2 民間特定建築物：耐震改修の促進に関する法律第 6 条に定める建築物。百貨店・病院・福祉施設など多数の者が利用する、一定面積以上の建物を指定している

※3 災害時要援護者：災害から身を守るため、安全な場所に避難するなどの一連の防災行動を取る際に、支援を必要とする人

※4 ネットワークおぢや：平成 16 年の中越地震を契機に、小千谷市を支援した自治体の参加により発足した、災害時相互応援協定を結んだ組織

施策 E1-2 暮らしの安全を守るまちづくりの推進

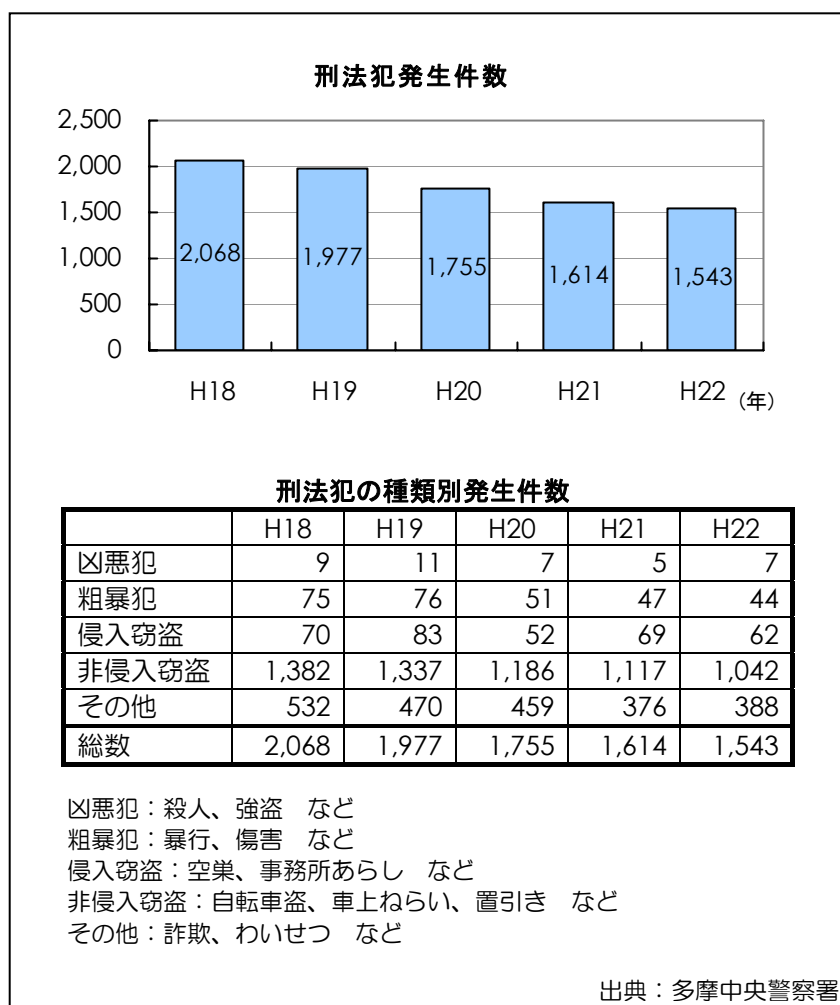
1 施策の目指す姿

安全で安心して暮らすために、一人ひとりが高い意識を持ち、市内各地で自主的な防犯活動などを行っています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①犯罪発生件数	1,625 件	22 年比 15%以上削減	22 年比 20%以上削減
②多摩稲城防犯協会の支部数	16 支部	17 支部	19 支部
③(再掲)子どもの安全を見守る大人の数	7,545 人	8,000 人	8,500 人
④消費生活出前講座参加者数	150 人	225 人	300 人

【出典： ①・②防災安全課 ③児童青少年課及び教育指導課 ④市民生活課】



3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

E1-2-1 市民の防犯意識の向上及び自主防犯活動への支援

- ・防犯行事への市民参加を促し、一人ひとりの防犯意識の向上を図ります
- ・共助の精神を大事にした自主的な防犯活動に対し、防犯用品の貸与を充実します

E1-2-2 自主的な防犯活動団体の結成及びネットワーク化の促進(⇒重点 5)

- ・「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の精神の下、多摩稲城防犯協会を中心とした自主的な防犯活動団体の結成及びネットワーク化を促進します
- ・警察と協働して、犯罪の発生状況や防犯対策などに関する出前講座を実施し、安全で安心なまちづくりを推進します

E1-2-3 防犯に向けた市民協働の取り組み

- ・公園の樹木や街路樹が生い茂り、見通しが悪化した場所を地域の人達と一緒に選定し、必要に応じて枝の剪定を行うなど、市民協働により犯罪の起きにくい住環境の整備を推進します
- ・子ども 110 番連絡協議会やスクールサポーターとの連携を図り、子ども達の安全を確保するとともに、登下校時の子ども見守りパトロールを支援します

E1-2-4 消費者相談の推進

- ・消費生活問題の多種多様な事例に対応するため、様々な関係団体と連携を図り、消費生活センターにおいて、必要な情報提供や相談窓口での対応など、消費者相談のより一層の充実を図ります

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- ・地域での挨拶運動や見回り活動など安全、安心なまちづくりを行います

5 関連する主な計画

◆多摩市犯罪のない安全なまちづくり推進計画

施策 E1-3 交通安全の推進

1 施策の目指す姿

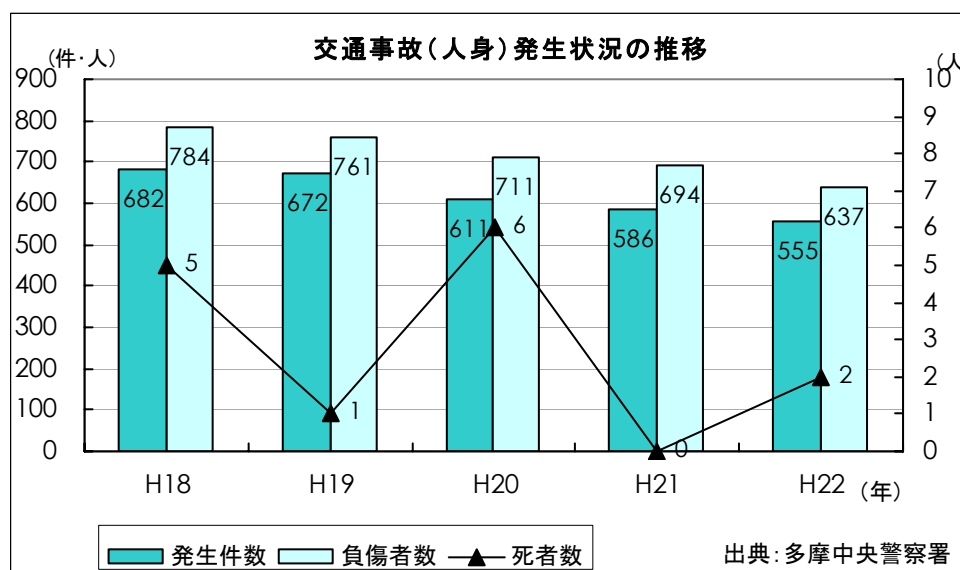
安心して暮らすために、安全な交通環境が提供され、交通ルール、社会ルールの意識が向上しています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①交通事故件数（人身事故件数）	586 件	550 件以下	520 件以下
②放置自転車台数※（合計）	219 台	0 に近づける	同左
聖蹟桜ヶ丘駅	63 台		
永山駅	29 台		
多摩センター駅	79 台		
唐木田駅	48 台		
③交通安全対策について「良い」、「どちらかといえば良い」と答える市民の割合	71.7%	80%	85%

【出典： ①・②道路交通課 ③市政世論調査】

※放置自転車台数は平成 22 年 10 月 8 日午前 11 時時点



3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

E1-3-1 高齢者、児童・生徒への交通安全の推進と啓発(⇒重点 6)

- ・交通事故を減らすために講習会・交通公園での授業、自転車のスケアードストレート※1等を通じて交通安全の重要性を呼びかけます

E1-3-2 駐車、駐輪対策の推進(⇒重点 7,関連 E2 重点 6、E2-3-4)

- ・放置自転車を減らすために、駐輪場を計画的に整備するとともに、受益者負担の公平性の観点から、有料化を検討します
- ・違法駐車を減らすために、交通安全協会や駐車問題懇談会など関係団体や警察と連携して啓発に努めます

E1-3-3 道路交通環境の充実(⇒関連 E2-2-3)

- ・すべての人が安心して道路を通行できる環境を維持・向上させるため、カーブミラーやガードレールなどの交通安全施設を適宜設置します

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- ・歩行者や自転車、バイク、自動車などそれぞれの交通ルールを守ります
- ・各種交通安全教室、運転者講習会などに参加します
- ・交通安全週間などに地域で協力します
- ・駐車、駐輪のルールを守ります
- ・事業者は社会貢献の一環として、様々な交通対策事業に協力します

5 関連する主な計画

◆多摩市交通安全計画

◆多摩市交通マスタープラン



自転車のスケアードストレート

※1 スケアードストレート：恐怖を実感することで、それにつながる危険行為を未然に防ぐ教育手法。交通事故をスタントマンによって実演するなどの手法がある

政策 E2 安心して快適に暮らし、移動できるまちづくり

【現状と課題】

多摩市は、ニュータウン開発等により計画的に高い水準の都市基盤が整備されています。

ニュータウンへの第一次入居から約 40 年が経過し、市民の高齢化や住宅・設備の老朽化も進みつつあります。今後、バリアフリー対応を含むまちのリニューアルなど多摩ニュータウン再生に向けた道筋を定める必要があります。

道路、橋りょう、公園、公共下水道の都市基盤施設については、経年とともに施設の老朽化が顕著に現れており今後、リニューアルやバリアフリー化、防災機能の向上など、施設の改築・更新の時期を迎えます。特に、170 橋ある多摩市管轄の橋りょうは、昭和 40 年から 50 年代に集中的に整備されていることから、これらの改修は大きな課題となります。

さらに、多摩市が所有する公共建築物は、質・量共に整備水準が高く、総数も約 38 万㎡に達します。建設後 30 年経過した建物は現在 25%程度ですが、10 年後には 60%に達することから、計画的な改修が必要であり、その費用は大きな財政負担となります。

道路網について、広域幹線道路の南多摩尾根幹線道路は未だ多摩市域の区間の事業化がなされておらず、交通渋滞や住宅街への車両流入が絶えないことから、沿道への配慮をしつつ本線部分を早期事業化することが課題となっています。

交通ネットワークは、京王線、小田急線並びに多摩モノレールを基幹交通として、市内を路線バスとコミュニティバス（ミニバス）が地域を結び、交通不便地域の解消が図られてきましたが、急速に進む高齢化と、坂や傾斜の多い地域特性から、身近な交通機関が求められており、より効果的、効率的な移動手段のあり方を検討する必要があります。

※1 コミュニティバス：地方公共団体等が中心となって住民の移動手段を確保するために運行するバス

今後 4 年間の重点的な取組み

- ① 多摩ニュータウンの再生に向けた取組み(⇒E2-1-1、関連 第 3 編 計画の実現に向けて)
 - ・ニュータウン再生を進めるため、ニュータウン初期入居地区の団地建替え事業を支援します。併せて、周辺の歩行者専用道路や公園等の施設更新、学校跡地施設の恒久活用を進めます。
 - ・関係機関と連携し、多摩ニュータウンの再生に向けた調査・検討を進めます
- ② スtockマネジメント計画及び都市基盤施設維持更新計画の推進(⇒E2-1-2、E2-1-3、関連 第 3 編 計画の実現に向けて)
 - ・公共建築物や都市基盤施設を適切に保全更新していくため、小中学校の大規模改修や道路、橋りょう、公園の維持更新を計画的に実施します
- ③ 人にやさしい道づくりの推進(⇒E2-2-1、関連 F1 重点 3、F1-2-3)
 - ・歩行者の安全性や利便性を向上させるため、向ノ岡橋の架替え、聖蹟Uロードの改良などを進めます
- ④ 広域幹線道路の整備促進(⇒E2-2-2、関連 F1 重点 3、F1-2-3)
 - ・広域幹線道路網を効果的に機能させるため、南多摩尾根幹線道路の整備を促進します
- ⑤ 交通網の充実(⇒E2-3-2)
 - ・地域の交通ニーズに的確に応じるために、地域が主体となって運営する地域密着型交通の検討を進めます
- ⑥ 自転車利用の環境整備(⇒E2-3-4、関連 E1 重点 7、E1-3-2)
 - ・放置自転車を減らすために駅周辺の駐輪場を計画的に再編・整備します(⇒再掲 E1 重点 7)

施策 E2-1 充実した都市機能の維持・更新

1 施策の目指す姿

将来にわたり都市機能を維持するために、公共建築物や都市基盤施設がより少ないライフサイクルコスト※1で適切かつ効率的に管理・保全されています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①小中学校の大規模改修実施数	11 校	13 校	21 校
②橋りょうの長寿命化修繕計画に基づく補修工事実施数 (長寿命化修繕計画は策定中)	0 橋/113 橋	優先度の高い橋から実施	同左

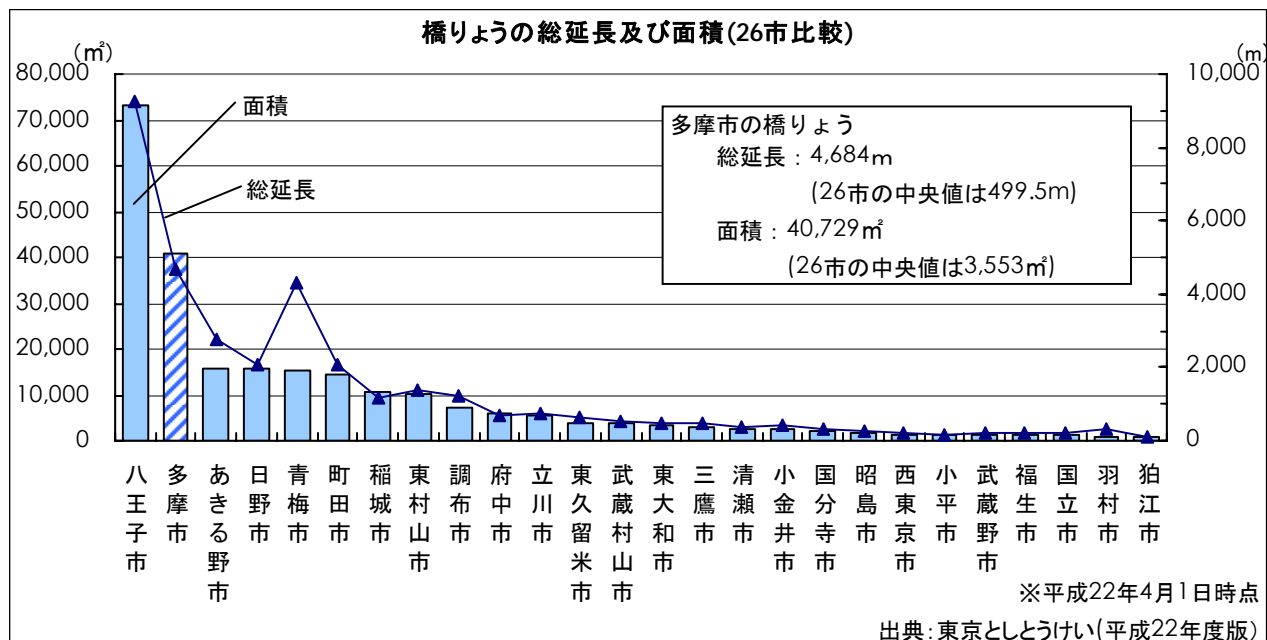
【出典： ①建築保全課 ②道路交通課】



橋りょうの補修工事①



橋りょうの補修工事②



3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

E2-1-1 ニュータウン再生の推進(⇒重点 1、関連 第 3 編 計画の実現に向けて)

- ・多摩ニュータウンの再生に向けた取組みを進め、良好な住環境を維持するため、建替えや大規模修繕、設備などのリニューアル等に備えた規制・誘導等の条件を整理すると共に、近隣センターのあり方についても検討します。また、多摩ニュータウンの初期入居地区の団地建替え事業を支援するとともに、周辺の公共施設の更新を進めます

E2-1-2 スtockマネジメント計画の推進(⇒重点 2、関連 第 3 編 計画の実現に向けて)

- ・公共建築物を再編整理した上で、その適切な保全と長寿命化を推進するため、劣化状況に応じた修繕や大規模改修を計画的に行います

E2-1-3 都市基盤施設の適切な保全更新の推進(⇒重点 2、関連 第 3 編 計画の実現に向けて)

- ・道路、橋りょう、公園、公共下水道の各施設を良好な状態に保全するため、計画的な維持・補修を行い、更新コストを削減します

E2-1-4 生活環境施設の維持確保

- ・生活環境施設の適切な状態を維持確保するため、南多摩斎場や南多摩都市霊園の管理体制を保持するとともに、葬祭場の誘致に努めます

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- ・市民団体等によるアダプトの取組みなど道路や公園の維持保全の活動に協力します

5 関連する主な計画

- ◆多摩市ストックマネジメント計画
- ◆多摩市都市基盤施設維持・更新基本計画
- ◆多摩市都市計画に関する基本的方針

※1 ライフサイクルコスト：建物の建設費、大規模修繕費、日常の管理経費、高熱水費等、解体費を含む、経費の合計額

施策 E2-2 安全でゆとりある道路網の整備

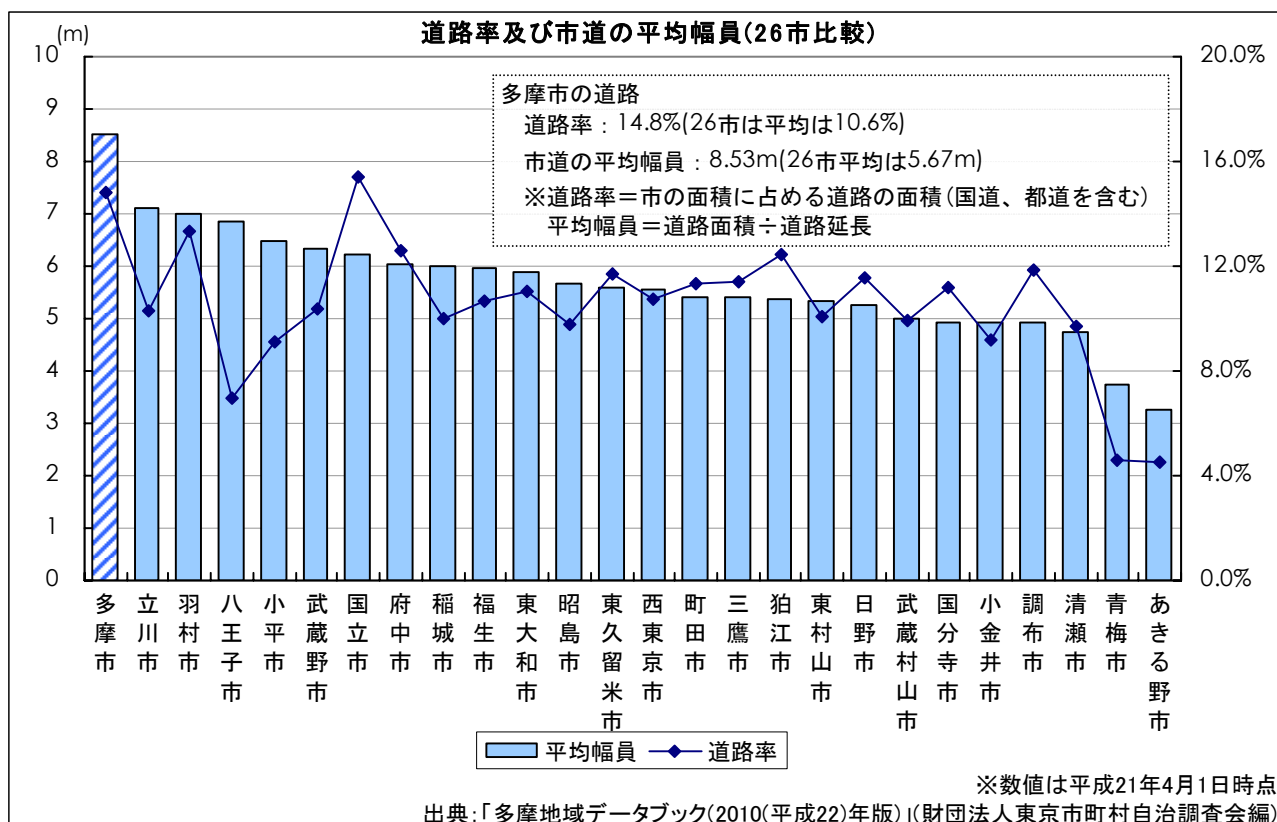
1 施策の目指す姿

利用者の円滑な移動を可能にするため、広域幹線道路から生活道路にいたるまで、道路網が計画的に整備され、安全で快適な道路環境が整っています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①交通事故件数（人身事故件数）	586 件	550 件以下	520 件以下
②ユニバーサルデザインブロック※1 設置路線延長割合	23%	35%	50%

【出典： ①・②道路交通課】



3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

E2-2-1 人にやさしい道づくりの推進(⇒重点 3)

- ・誰もが安全で安心して移動できるようにするため、ユニバーサルデザインブロックによる段差解消や視覚障がい者誘導ブロックの設置など、道路のバリアフリー化を推進します

E2-2-2 広域幹線道路網の整備(⇒重点 4,関連 F1 重点 3、F1-2-3)

- ・安全で効率的な交通処理を実現するため、南多摩尾根幹線道路の整備、関戸橋の架け替えについて、東京都と協議を進め、早期の実現を図ります

E2-2-3 道路交通環境の充実

- ・すべての人が安心して道路を通行できるよう、カーブミラーやガードレールなどの交通安全施設を適宜設置するとともに、信号機や街路灯の支障になっている街路樹について、剪定や計画的な伐採を実施します(⇒関連 E1-3-3)
- ・環境に配慮するため、雨水が浸透する舗装構造を用いるとともに、街路灯の交換時に省エネルギー対応器具への入れ替えを進めます(⇒関連 F1-1-1、F1-2-4)



聖蹟桜ヶ丘Uロード <整備前>



聖蹟桜ヶ丘Uロード <整備後>



ユニバーサルデザインブロック

4 関連する主な計画

- ◆多摩市都市計画に関する基本的方針
- ◆多摩市道路整備計画
- ◆多摩市交通マスタープラン

※1 ユニバーサルデザインブロック：車道と歩道の接続部について、段差の全部または一部を解消し、かつ、視覚障がい者への配慮も行ったブロック

施策 E2-3 地域性を生かしつつバランスの取れた交通体系の構築

1 施策の目指す姿

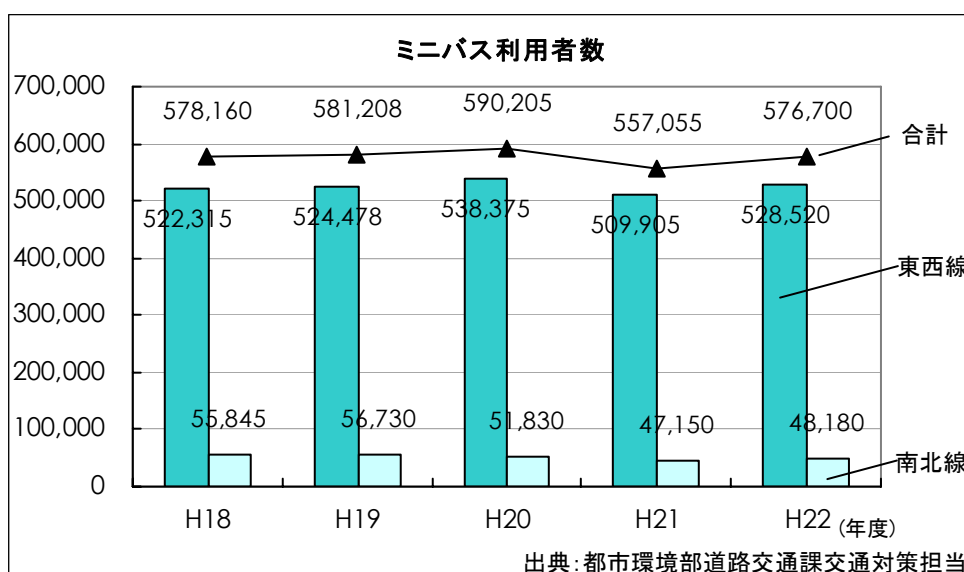
だれもが生活しやすく往来できるために、地域性に配慮した交通環境が整ったまちの中で、快適に移動しています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①ミニバス利用者数	576,700 人	60 万人台	65 万人台
②放置自転車台数※ (合計)	219 台	0 に近づける	同左
聖蹟桜ヶ丘駅	63 台		
永山駅	29 台		
多摩センター駅	79 台		
唐木田駅	48 台		
③交通の便について「良い」、「どちらかといえば良い」と答える市民の割合	73%	80%	85%

【出典： ①・②道路交通課 ③市政世論調査】

※放置自転車台数は平成 22 年 10 月 8 日午前 11 時時点



3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

E2-3-1 バス運行環境の維持・向上

- ・マイカーに頼らない交通網を確立するため、バス事業者と連携して、市民のニーズに対応したバス路線の構築に努めます

E2-3-2 地域密着型交通の検討・整備(⇒重点 5)

- ・地域のニーズにきめ細かく対応できる交通手段を確立するため、市民・事業者・行政の協働による交通網の構築を図ります

E2-3-3 交通バリアフリー化の推進

- ・交通の快適性を高めるため、駅や交通結節点周辺を中心に、交通のバリアフリー化について、事業者働きかけます

E2-3-4 自転車利用環境の充実(⇒重点 6、関連 E1 重点 7、E1-3-2)

- ・自転車利用を促進するため、駅周辺の駐輪場を確保・充実します。併せて、自転車通行帯の整備を検討します

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- ・移動には公共交通機関を積極的に利用します
- ・地域は地域交通のあり方について、事業者と共に考えていきます
- ・事業者は行政と連携し快適に移動できるまちづくりに努めます

5 関連する主な計画

◆多摩市交通マスタープラン



多摩市ミニバス



駐輪場

施策 E2-4 良質な住環境の確保の推進

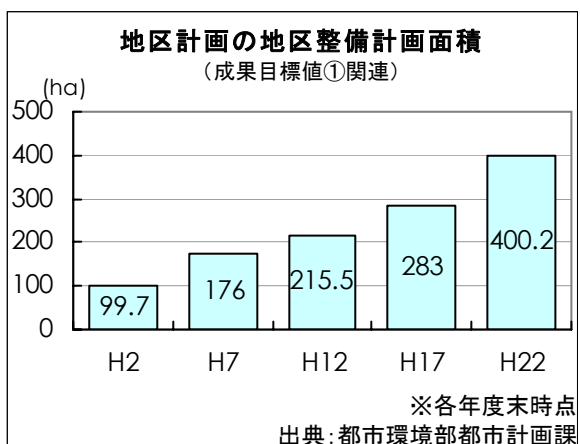
1 施策の目指す姿

多様な世帯が安心して住み続けられるようにするために、地域の特性を活かした住環境が整えられています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①地区計画の地区整備計画面積※ ¹	400ha	407ha	420ha
②住宅の耐震化率	81.4% (平成 20 年度)	90%以上 (平成 27 年度)	100%
③町名地番整理達成率	78%	84%	88%

【出典： ①都市計画課 ②防災安全課 ③市民生活課】



唐木田地区地区計画内



多摩ニュータウン特別業務地区及び永山五・六丁目住宅地区地区計画周辺

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

E2-4-1 計画的な街づくりの推進

- ・長期的な視点に立った計画的な街づくりを推進するために、土地利用や各種都市計画施設の決定根拠となる「都市計画に関する基本的な方針」を更新します
- ・地域特性に応じた建築ルールを市民が主体的に立案・共有するために、多摩市街づくり条例に基づく「地区街づくり計画」の策定を促進します

E2-4-2 住宅ストックの活用

- ・良好な住宅ストックを維持更新するため、東京都や都市再生機構等、公的賃貸住宅事業者との連携により、バリアフリー化など住宅ストックの質的な向上や、高齢者の低層階への住替えを推進するとともに、空き家対策と併せて、良質なファミリー向け住宅への転換を誘導します
- ・市営住宅においては、量的なこととあわせ、老朽化した住宅について見直しを図ります
- ・安全な市街地環境を確保するために、住宅の耐震化を支援します（⇒関連 E1-1-2）

E2-4-3 マンション居住の情報提供

- ・市民が安心して集合分譲住宅で暮らし続けられるよう、専門家や管理組合と連携して、大規模改修や建替え事業、日常生活ルールなど必要な情報を提供します

E2-4-4 町名地番整理の推進

- ・複雑に入り組んだ既存地区の町名地番について、誰にでも分かりやすい住所とするため、引き続き整理を行います

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- ・自分の住む地域の街づくりには、自ら取り組みます
- ・良好な住環境をつくるため、地域の中で様々な交流を深めます
- ・市民は協働の街づくりを推進するため、権利者相互の立場を尊重し自らその解決に努めます
- ・開発事業者は、開発事業を行うに当たっては、協働の担い手として紛争の予防及び解決に努めます
- ・事業者は良好な住環境の保全等、市の街づくり施策に協力します

5 関連する主な計画

◆多摩市都市計画に関する基本的方針

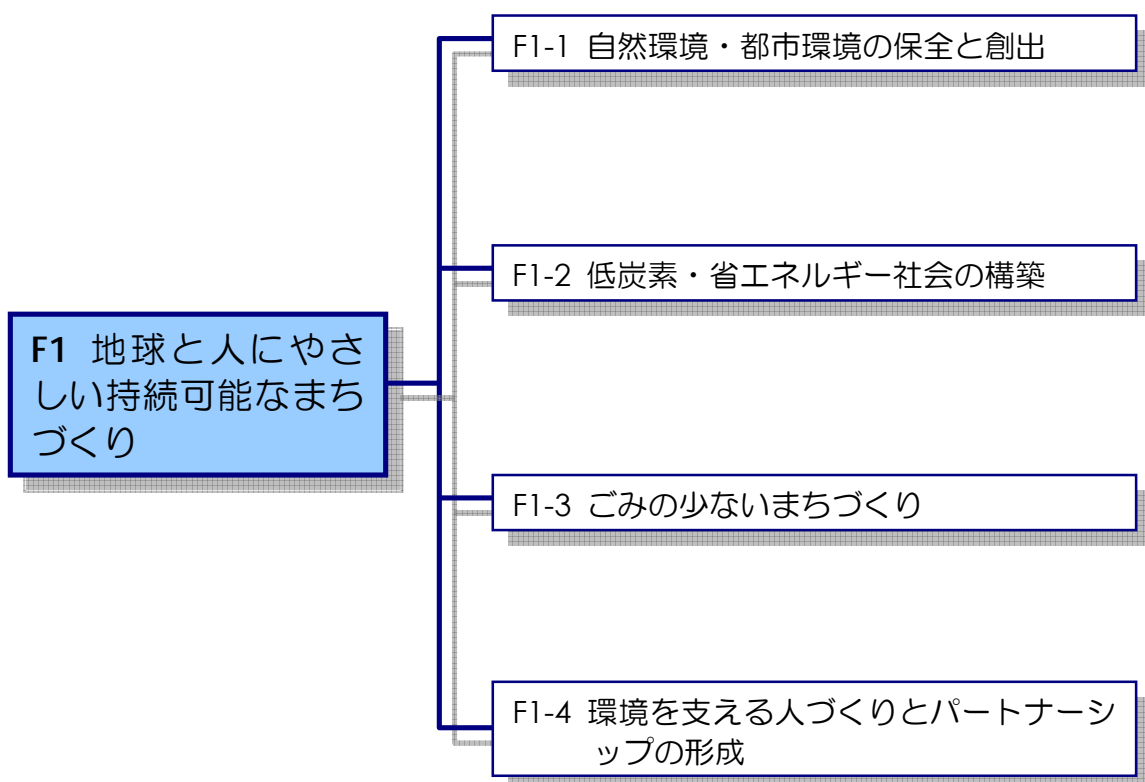
◆多摩市住宅マスタープラン

※1 地区計画の地区整備計画面積：地区の特性にふさわしい良好な環境の街区を整備・開発・保全するために都市計画として定める地区計画区域の内、具体的な建築規制等が適用される区域の面積

第 6 章

人・自然・地球

みんなで環境を大切にするまち



政策 F1 地球と人にやさしい持続可能なまちづくり

【現状と課題】

平成 23(2011)年 3 月の東日本大震災は、日本経済を始め、私たちの暮らしにも大きな影響を与えました。この震災は、快適で豊かな私たちの暮らしが大量のエネルギーを消費することにより支えられてきたことを再認識する契機ともなりました。さらに、21 世紀は「環境の世紀」であるといわれており、今日の環境問題は、「大量生産、大量消費、大量廃棄型ライフスタイルの影響を受けた廃棄物処理の問題」、「石油などのエネルギー資源の枯渇」、「ダイオキシン類、など有害な化学物質の自然界への拡散」、「地球温暖化やオゾン層の破壊など気候変動要因の増加」、「生物多様性の保全」、「放射性物質による汚染」など身近なものから地球規模のものまで、非常に幅広く、年々深刻な状況となっています。

こうした中、市民一人ひとりのライフスタイルの転換や、多様な環境ビジネスの活用等、市民・事業者・教育機関などの主体的な取組みの実現は大きな課題です。

また、多摩市においては、一人当たりの市立公園の面積は、26 市中トップに位置し、みどりに恵まれている一方で、多くの維持・管理経費を必要としています。

市民による公園や道路の緑化や清掃活動などにより、公園や道路の良好な環境が維持されています。公園や道路のアダプト制度や樹林地等の手入れを実施している市民団体がその事例です。今後は、市民協働の輪の更なる拡大や団体内での世代交代、新たな担い手の育成が課題です。

さらに、これからの低炭素社会の構築や、生物多様性の保全などの社会的な要請に応えるためには、今まで以上に緑地等の保全を計画的に行うことが必要なことから、市民の理解と協力のもと、実効性のある保全手法の確立が急務となっています。

また、平成 21(2009)年の多摩市政世論調査では、「関心のある地域レベルの環境問題」の項目において、「ごみ減量、リサイクル」が 31.6%ともっとも高くなっていますが、ごみの発生抑制や資源化等によるごみ量の削減がより一層求められています。

今後 4 年間の重点的な取組み

- ① 家庭におけるライフスタイルの転換(⇒F1-2-1、F1-2-3)
 - ・一般家庭における環境への負荷の低いライフスタイルへの転換を図るため、家庭での身近な省エネの取り組み事例・効果の情報や環境に関する学習機会・活動の場を提供します
 - ・家庭での節電行動を促進するため、グリーンカーテンの普及、省エネルギーや自然エネルギー機器・補助制度の情報の提供等、地域の取組みを支援します
- ② みどりの保全と樹木管理の適正化(⇒F1-1-1、F1-1-2)
 - ・公園や緑地、街路樹等、まちの樹木の適切な管理について市民の合意を形成するため、市民協働で樹木の管理シートを順次作成します
 - ・市民の力でみどりを守るため、市民や企業等による緑地確保の仕組みを検討します
 - ・公園や緑地などから出る剪定枝や落葉のリサイクルに向けた取組みを進めます
- ③ 広域幹線道路の整備促進(⇒F1-2-3、関連 E2 重点 4、E2-2-2)
 - ・車の流れを円滑化して CO₂ の排出量を抑制するため、南多摩尾根幹線道路の整備を促進します
- ④ ごみの減量、資源の有効利用の推進(F1-3-1、F1-3-2)
 - ・ごみ減量による埋め立て処分量の削減や、資源のリサイクル等の有効利用を推進することで、持続可能な住環境を保ち続けます
- ⑤ 人材の発掘・育成(⇒F1-4-2)
 - ・市民の環境保全活動の基盤を強化するため、様々な環境保全活動を紹介して、より多くの人材に参画を働きかけるとともに、必要な知識や技能について学ぶ場を提供します

施策 F1-1 自然環境・都市環境の保全と創出

1 施策の目指す姿

すべての生き物にとって大切な自然環境が保全されるとともに、良好な都市環境を創出するために、水と緑が豊かなこのまちをみんなで守り育てています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①みどり率	53.9% (平成 21 年度)	現状維持	現状維持
②緑の豊かさについて「良い」、「どちらかといえば良い」と答える市民の割合	96.4%	現状維持	現状維持
③河川の BOD* (生物化学的酸素要求量) 値	3mg/l以下 (平成 21 年度)	3mg/l以下	3mg/l以下

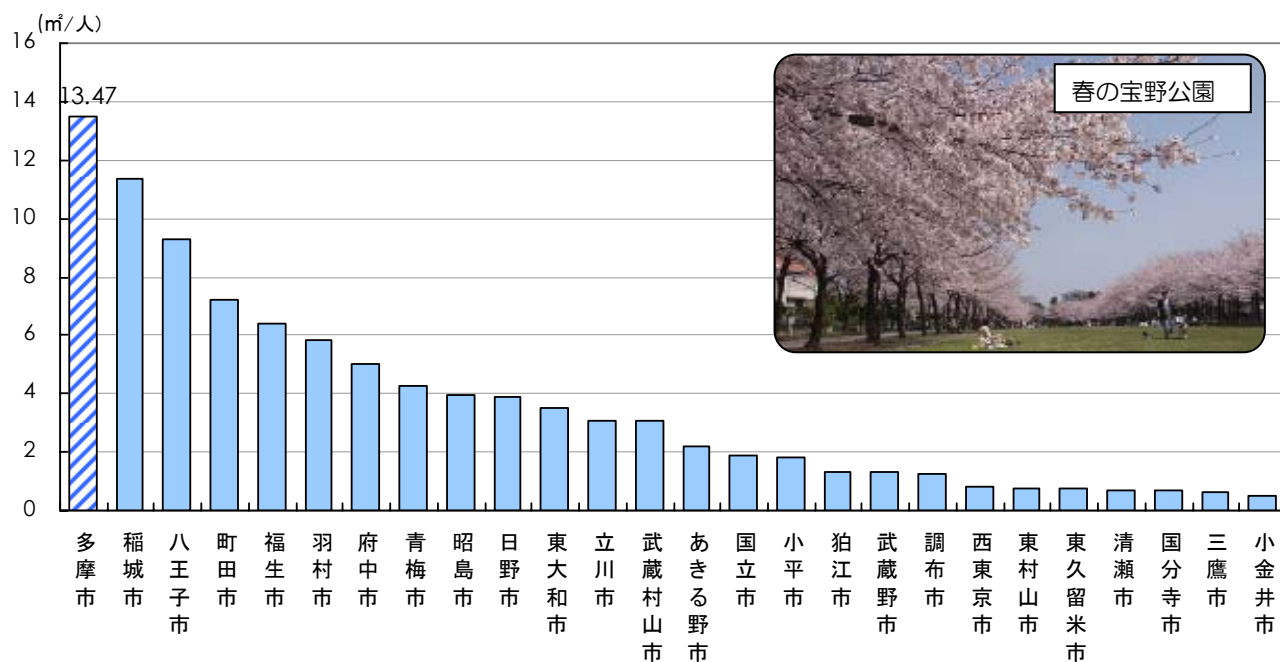
【出典： ①多摩市環境基本計画 ②市政世論調査 ③多摩市環境基本計画】

※①東京都のみどりの指標は、「緑の東京計画」以降、みどり率を採用している。

みどり率とは、「みどりで覆われた土地の占める割合（緑被率）」に「河川等の水面の占める割合」と「公園内や樹林等の中で、みどりで覆われていない土地の占める割合」を加えたもの

※②河川のきれいさを表す数値で、3mg/lを基準とする

市民1人あたりの市立公園面積(26市比較)



※数値は平成22年4月1日時点

出典：市立公園面積は「多摩地域データブック(2010(平成22)年版)」(財団法人東京市町村自治調査会編)
人口は東京都総務局統計部人口統計課ホームページ「住民基本台帳による世帯と人口 平成22年」

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

F1-1-1 里山など既存樹林、水環境の保全(⇒重点 2)

- ・生物多様性を維持する里山などの樹林地を市民が主体的に保全するために、市民ファンド※¹などの新たな仕組みづくりに取り組みます
- ・都市における貴重な水環境を保全するため、水辺の楽校※²の活動や自然観察会などを通じて、水の持つ多様性を啓発するとともに、保水の源である樹林地など、みどりの拠点を保全します
- ・道路の舗装に雨水が浸透する構造を用いるとともに、雨水の排除については、地下水の涵養を図りながら河川への流出抑制に努めます（⇒関連 E2-2-3）

F1-1-2 まちの樹木の適切な管理(⇒重点 2)

- ・道路・公園などまちの樹木を適切に管理して、より良い都市環境を創出するために、市民との協働で管理シートを作成します。この取り組みを通じて、みどりのあり方について市民合意を形成します

F1-1-3 まちの美化の推進

- ・たばこ、空き缶のポイ捨てや落書き等、まちの美化を損なう行為を防止するとともに、市民による清掃等の活動を支援するため、（仮）まちの環境美化条例を制定します

F1-1-4 健康に暮らせる生活環境の確保

- ・良好な生活環境を保全するため、大気環境・河川水質の調査のほか、事業所等に対する啓発、指導を実施します

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- ・生垣、樹木の植栽、既存樹木の保全などの緑化に努めます
- ・生活排水が河川に流れないようにします（道路の側溝などには流さない）
- ・身近な公園・緑地の維持・管理（アダプト）に参加します
- ・清掃活動など、まちの美化に取り組みます
- ・開発事業者は、樹木の保全及び公園の設置に協力します
- ・事業者は事業地内の緑化に努めます
- ・事業者は屋外広告物などについては周辺の状況に配慮します

5 関連する主な計画

◆多摩しみどりと環境基本計画(平成 23 年度策定予定) ◆街路樹良くなるプラン

※1 **市民ファンド**：市民から出資金を集めて、環境事業（例：風力発電）や社会福祉事業などのサービスや事業活動を行う NPO やコミュニティビジネスなどに対して、融資や投資を行う仕組み

※2 **水辺の楽校**：川を身近な自然教育の場として活用し、川を核にした地域社会の中で心身ともにたくましい子どもに育てていくために、市民やボランティア団体、行政等が連携して進めている活動

施策 F1-2 低炭素・省エネルギー社会の構築

1 施策の目指す姿

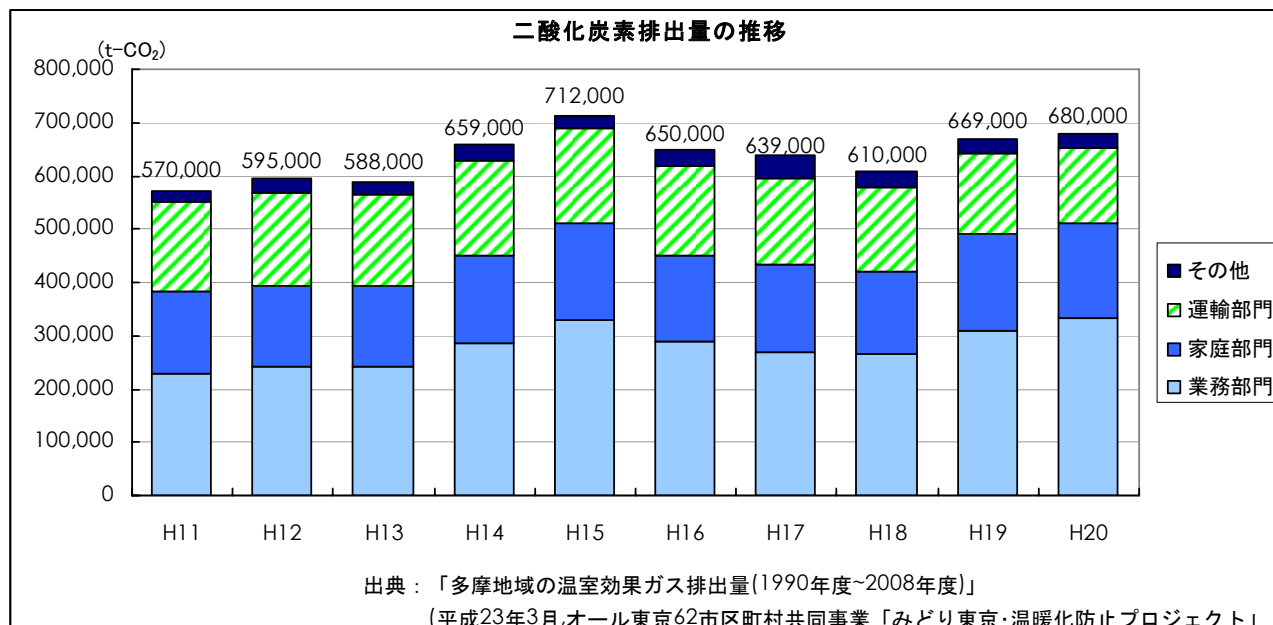
限りある資源の消費を抑制するとともに地球環境を保全するために、一人ひとりがCO₂削減・省エネルギーに取り組んでいます

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①市内の二酸化炭素排出量*	680,000 t-CO ₂ (平成 20 年度)	減らす	減らす
②20 ワット街路灯の LED 比率	0.5%	12%	30%

【出典： ①・②都市環境部】

※多摩市全体の CO₂ 排出量の計算は、みどり東京・温暖化防止プロジェクトの数値を活用する。また、目標値は平成 23 年度策定予定の「みどりと環境基本計画」の目標数値による



3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

F1-2-1 環境負荷の低減に関する教育・啓発活動の推進(⇒関連 A2-3-3)

- ・将来に渡り持続可能なまちであり続けるため、自然エネルギーの普及に向けた情報提供に努めると共に、環境負荷の低減に関する教育・啓発活動を地域や学校と連携して推進します。
また、多様な環境ビジネス事例の試行検証を行い、普及促進に努めます

F1-2-2 工場・事業所等の環境負荷削減対策の推進

- ・工場・事務所からの二酸化炭素排出量の削減を促進するため、市・都・国の制度を活用した啓発活動を推進します

F1-2-3 自動車交通の合理的な利用の推進(⇒重点 3、関連 E2 重点 4、E2-2-2)

- ・自家用車に依存しすぎないライフスタイルへの転換を図るため、徒歩や自転車の利用環境を整備するとともに、ノーマイカーデーの啓発など、公共交通機関利用促進を進めます
- ・自動車交通を円滑化してエネルギー資源が効率的に活用できる都市構造を構築するため、南多摩尾根幹線道路の整備について東京都と協議を進め、早期の実現を図ります

F1-2-4 公共施設の省エネルギー化対策

- ・市役所全体の省エネルギー化を進めるため、公共施設の改修等にあわせて、自然エネルギー等の活用を進めます
- ・街路灯の LED 化をはじめ、経済性に配慮しつつ、公共施設の省エネルギー機器への転換を推進します(⇒関連 E2-2-3)



CNG（天然ガス自動車）庁用車

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- ・環境負荷の低い生活スタイルに向けて、家庭での節電など、身近なところから取り組みます
- ・電化製品などの買い替えには、省エネルギーのことも意識して機器を選びます
- ・自家用車の利用を控えて、徒歩や自転車、公共交通機関の利用を高めます
- ・事業者は事業活動での省エネ化を推進します

5 関連する主な計画

◆ 多摩市みどりと環境基本計画(平成 23 年度策定予定)

◆ 多摩市交通マスタープラン

施策 F1-3 ごみの少ないまちづくり

1 施策の目指す姿

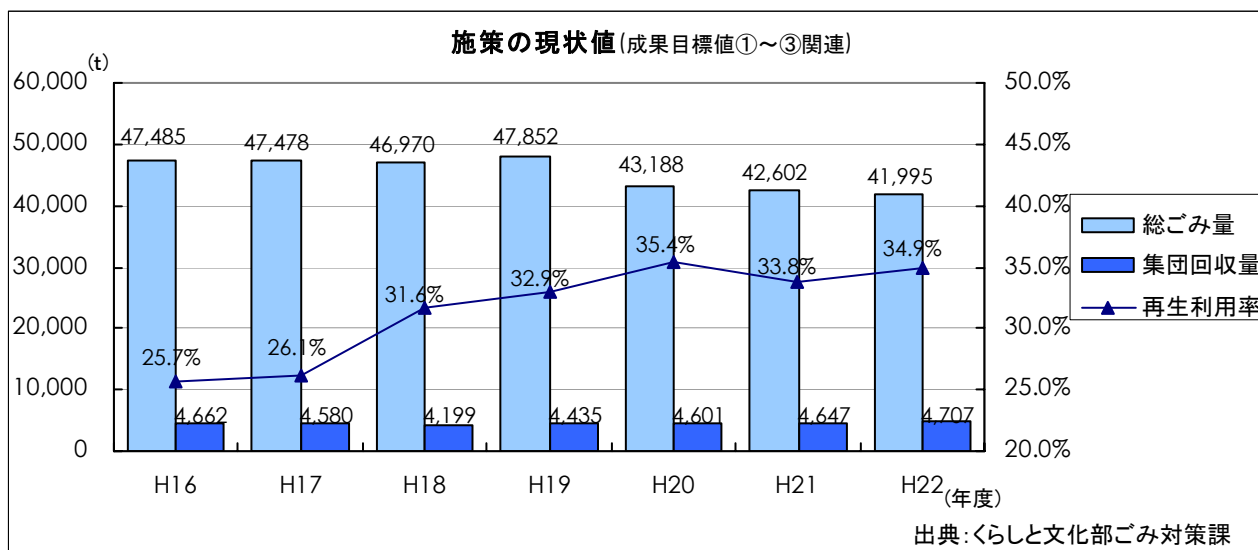
市民が衛生的な生活環境のもとで環境負荷の少ない循環型社会を構築していくために、一人ひとりがごみの減量化やリサイクルに取り組んでいます

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①総ごみ量※ ¹	41,995 トン	減らす※	減らす※
②再生利用率※ ²	34.9%	増やす※	増やす※
③集団回収量	4,707 トン	増やす	増やす
④スーパーエコショップ※ ³ 店舗数	—	12 店舗	36 店舗

【出典： ①～④ごみ対策課】

※①・②の目標値については、平成 24 年度に策定する多摩市一般廃棄物処理基本計画による



環境出前事業



エコプラザ多摩 (プラスチック手選別作業)

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

F1-3-1 4R 運動※4の推進(⇒重点 4)

- ・4R 運動を市民、事業者がともに推進し、ごみ減量を進め、循環型社会の形成に取り組みます
- ・市民、事業者、学校へのごみ減量啓発や環境学習への取組みを市民協働により推進し、ごみの発生抑制・排出抑制の普及を図ります。また、生ごみや草枝の資源化等を進め、ごみの減量に努めます

F1-3-2 市民及び企業等との協働によるごみの減量化の実現(⇒重点 4)

- ・市民、企業等との協働をさらに充実させ、エコショップ制度の拡充、レジ袋の削減、資源回収等を推進し、ごみ減量を目指します

F1-3-3 資源集団回収の拡大

- ・管理組合や自治会等による集団回収をさらに進め、地域コミュニティの醸成を図るとともに、効率良い行政回収を行います

F1-3-4 良好な生活環境の保持

- ・安定したごみの収集と安全を第一とした清掃工場での中間処理を進めることにより、安全で衛生的な環境を保持するとともに、引き続き、十分な情報提供を行います

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- ・ごみの分別の徹底や、マイバッグ・マイ箸の使用、簡易包装の活用、生ごみの資源化等でごみの減量化を図ります
- ・リサイクル製品の購入に努めます
- ・事業者は適切な包装等により、ごみを出さない事業活動を推進します
- ・事業者は再生資源業者等を活用して、事業系廃棄物の資源循環を進めます

5 関連する主な計画

◆多摩市一般廃棄物処理基本計画

- ※1 **総ごみ量**：燃やせるごみ・燃やせないごみ・粗大ごみ・有害性ごみ・資源の総量
- ※2 **再生利用率**：総再生利用量／ごみ総発生量（総再生利用量を含む）
総再生利用量：収集資源量、持込資源量、資源集団回収量、中間処理での資源回収量
- ※3 **スーパーエコショップ**：環境に配慮した活動に取り組んでいる小売店をエコショップとして認定し、有料指定袋を委託している制度を更に充実し、マイバッグ運動やレジ袋の有料化等のより環境に配慮した店舗を「スーパーエコショップ」として奨励する制度
- ※4 **4R 運動**：Refuse（ごみになるようなものは断る）、Reduce（無駄なものは使わない）、Reuse（繰り返し使う）、Recycle（再利用する）を推進する運動

施策 F1-4 環境を支える人づくりとパートナーシップの形成

1 施策の目指す姿

身近な環境保全活動が地球規模の環境保全につながることを一人ひとりが意識して行動するために、地域で活動する様々な主体が連携・協力して、環境活動を展開しています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①市と連携して環境関連事業を実施している団体数	7 団体	9 団体	11 団体
②学習講座・展示会の事業実施数	20 事業	増やす※	増やす※

【出典： ①・②都市環境部環境政策担当】

※②の目標値は平成 23 年度策定予定の「みどりと環境基本計画」の目標数値による



グリーンボランティアの活動



豊ヶ丘南公園の池に捨てられていたワニガメ

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

F1-4-1 市民・企業・行政の相互の連携による環境保全活動の推進

- ・多様な主体が連携した環境保全活動を推進するため、水辺の楽校^{※1}など各主体が協働する機会を拡充していきます
- ・環境保全活動をより身近なものにするため、市民のネットワークを拡大するとともに、市民活動の事業化など、環境ビジネスとの融合策を検討します

F1-4-2 環境を支える人材の育成(⇒重点 5)

- ・子どもから大人まで生涯を通じて環境にやさしい活動をする人を育てるため、「身の回りの環境地図作品展」の取り組みを始め、学校・地域などさまざまな場で環境教育・環境学習を進めます(⇒関連 A2-3-3)
- ・市民による市民のための活動を活性化させるため、市内の雑木林の保全管理を市民協働で進めている多摩グリーンボランティア森木会や市民環境会議等の人材育成を支援します
- ・公園等の維持管理について自治会等に呼びかけ話し合う場をつくり、地域の人たちの結びつきを強めるための一つの活動とし、地域の活性化を支援します



多摩市水辺の楽校



多摩市身の回りの環境地図作品展 市長賞受賞作品

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- ・環境問題や保全等の取組みに関心を持ち、環境保全活動に積極的に参画します
- ・学校における環境教育などに地域で協力します
- ・職場や地域でクールアースデーなどの環境行事等を実施します

5 関連する主な計画

- ◆ 多摩市みどりと環境基本計画(平成 23 年度策定予定)

第3編 計画の実現に向けて

計画の実現に向けて

〈財政の現状〉

多摩市は、多摩ニュータウン開発を契機として急速に発展を遂げ、人口や財政規模が右肩上がりでも拡大してきました。また、東京都や住宅公団などの施行者^{※1}とともに、住宅都市としての機能にとどまらない、文化、商業、業務などの諸機能を備えた都市の建設を進めて行く中で、まちづくりを推進する税財源の確保ができたことにも支えられ、多様で水準の高い行政サービスの提供を進めてくることができました。

財政状況については、昭和 62(1987)年度から連続して、財政力が強いとされる不交付団体^{※2}に位置づけられるとともに、外部委託の積極的な活用など 6 次に渡る行財政改革に継続して取り組むことで、財政の健全性を維持してきました。

しかし、多摩ニュータウン事業が収束した現在では、開発から維持の時代となり、引き続き景気低迷や雇用情勢、高齢化の進行による影響などから、歳入面の厳しさが急速に進行しています。また、これまで積み上げてきたハイレベルな行政サービスの蓄積が、経常経費として固定化していることに加え、社会経済状況を反映して生活保護費などの社会保障経費が急増していることなどから、現実の財政運営は極めて厳しくなっています。

さらに、多摩ニュータウン開発の進捗にあわせて集中的に整備してきた都市基盤と公共施設の老朽化や、いわゆる団塊世代が特に多い人口構成の特徴から急速に進行している高齢化への対応が重要な課題となっています。

加えて、普通交付税の不交付団体とされることで、地方交付税制度の大きな役割である財源不足に対する補てん機能や国の制度改正等にかかる地方負担分の財源措置の機能が働かないこと、一部の国庫補助金の補助率が引き下げられる状況もあります。国の財政制度の問題となりますが、税収の伸びが見込めず財政力自体も低下傾向にある多摩市にとっては、不交付団体であるがゆえに財政状況が一層厳しくなっている面があります。

※1 施行者：東京都、日本住宅公団（現：都市再生機構（UR））、東京都住宅供給公社

※2 不交付団体：普通交付税が交付されない団体で不交付団体といわれるもの。国が定める標準的な行政サービスを賄うのに必要な額を超える収入があると算定される場合には普通交付税が交付されないことから、一般に不交付団体を指して財政力の強い団体とされる。人口や道路延長などの様々な数値を元に毎年度算定が行われる。平成 22(2010)年度は、全国の地方自治体 1,774 団体のうち約 4%、71 団体のみが該当

〈行政サービスの転換と改革の取組み〉

多摩市の今後を見通すと、現在の経済状況や高齢化の進行の中では、生活保護などのセーフティネットや高齢化への対応など、市民の暮らしを守る分野の需要がますます高まっていくものと考えています。また、グローバル社会^{※3}が進展するなか、時代とともに変化する様々な問題、新たな問題への取組みも重要な課題です。

これまでの行政サービスは、豊かな税収を背景として、住民福祉増進の視点から幅広い分野で様々な施策やサービスを展開してきましたが、歳入の伸びが見込みがたい今後の財政見通しの中では、これまでと同様のあり方を継続していくことは極めて困難な状況にあります。特に、現在の収支見直しからは、今後数年間にわたる大幅な財源不足が予想されており、市民の暮らしを守り、新たな行政需要に対応するためには、多摩市の行政サービス全般について再度しっかり見直しを図り、行政の持つ税財源や人的資源などを真に必要なところへ重点的に振り向けていくことが喫緊の課題となっています。

また、このような財政的な背景がある中、引き続き住みよいまちを維持していくには、「持続可能なまちづくりを推進するための基本的な考え方（P.4）」に示したとおり、行政が中心となって担うサービスから「自助」「共助」「公助」の役割分担によるサービスへの転換をしていくことが、非常に重要なこととなります。

これらを踏まえ、第五次多摩市総合計画の6つの「目指すまちの姿」を実現していくために、これまでの行政サービスのあり方、行政の守備範囲を再度確実に捉え直しながら、市民の皆さんと行政が協働し、確かなつながりの中で、より成果が発揮される政策へ再編していくことを計画の実現に向けた方向性の柱に据えます。

また、多摩市では、PDCA（プラン・ドゥー・チェック・アクション）の評価サイクルに則した行財政運営を進めてきています。限られた財源の中、様々なまちづくりの主体が互いに連携・協力し、最も効率的で効果的なサービス提供システムを構築していく考えのもと、市民目線でわかりやすい成果を目指した政策展開を進めるため、予算と連動する評価のしくみをさらに改善し推進していきます。

※3 グローバル社会：国家や地域の境界を超えて地球規模で様々な活動が行われる社会

《東日本大震災を経て》

平成 23（2011）年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震は、東北地方から関東地方に至る広範囲地域に地震と津波による甚大な被害をもたらし、福島第一原子力発電所の大規模な原子力事故を引き起こしました。

今回の震災は、わが国の経済や国民生活に多大な影響を及ぼすとともに、エネルギー政策に対する関心は世界各国に広がっています。

多摩市においても、当面の大きな課題として被災地の復興支援と震災に起因する電力不足への対応を図るほか、今後の税財源への影響なども慎重に見極めながら、市政運営にあたる必要があります。

また、今回の震災の経験は、私たちの暮らしに対する意識に大きな変化をもたらしています。私たちは常に節電を意識した暮らし方になりました。また、被災地の復興に向けた思いとあわせて、私たち自身が一人ひとりのできることに、また、身近な地域での住民どうしのつながりに対する関心も急速に高まっています。

今後 30 年間のうちに 70%の確率でマグニチュード 7 クラスの首都直下型地震が発生することが予測される中、今回の大震災から学んだ様々な教訓を、本計画の全体を貫く大きな視点として位置づけていきます。

《取組みの方向性》

1 将来の世代に引き継ぐ持続可能な財政構造

これまでのまちづくりの中で培ってきた公共サービスを、私たちの世代だけでなく将来にわたって良好に維持していくためには、市政運営の基礎となる持続可能な財政構造^{※4}をしっかりと構築し、将来の世代に引き継いでいく必要があります。

現在の財政状況と今後の見通しを踏まえ、歳出の削減と歳入の確保を進めるとともに、多摩市に活力を呼び込む取組みを推進していきます。

◆こんな取組みを行います

- ・市の財政状況を明らかにするとともに、スピード感をもって改革に取り組み、将来の世代に安心して引き継げる持続可能な財政構造を築いていきます。
- ・行政サービスのあり方や水準、費用対効果を再検証しながら、より優先度の高い事務事業に財源を重点配分することとあわせ、経費の削減を進めます。また、業務の効率的な執行を一層推進するとともに、人件費総体の削減を進めます。
- ・使用料等については受益と負担のバランスをとった適正な金額に改定します。
- ・納税に対する啓発と納付しやすい環境づくりを進めることとあわせ、税負担の公平性を確保するため、徹底した未収金対策に取り組みます。
- ・多摩ニュータウン内の未利用地への企業誘致を進めるとともに、商業・業務機能等の集積に取り組みます。また、多摩ニュータウンの再生に向けた取り組みにより、良好な住環境の維持・向上を図ることとあわせて、観光資源を含む多摩市の魅力を広く発信し、新たな力を呼び込みます。

※4 持続可能な財政構造：歳入と歳出の均衡が取れ、将来にわたり安定的な財政運営ができる財政構造

2 経営と協働の視点に立った行財政運営

限られた資源で最大の効果を生むためには、経営と協働の視点に立った行財政運営を進めることが重要です。人・物・財源・情報など行政の持つ様々な資源をより効率的・効果的に活用するとともに、相乗効果を期して市内外にある様々な資源との連携や協働を進めていきます。

◆こんな取組みを行います

- ・多様化する問題に地域主権の視点から解決に取り組み、市民満足度の向上を図るため、行政側の担い手である職員の政策遂行能力の向上を図ります。また、より効率的な業務執行体制を目指し、職員定数の適正化、柔軟な組織体制の構築に引き続き取り組みます。
- ・市民一人ひとりの力とその力を集結した地域の力による「市民主体のまちづくり」を推進していきます。（P. 4～7 参照）
- ・行政としての責任と役割をしっかりと踏まえた上で、民間事業者やNPO団体等の力を積極的に活用し、優れたノウハウの発揮によるサービスの充実を進めます。
- ・大学や企業、市民・NPO 団体などの地域の資源との連携を深め、公の領域をともに担う認識のもとに協働を進めます。
- ・地域を超えた資源である近隣市との広域連携、国や都、都市再生機構などとの役割分担補完関係のなかで連携を進めます。
- ・行財政制度の見直し等について、国や関係機関へ積極的な働きかけを行います。
- ・地域経済の下支えや底上げに取り組むとともに、市が発注する工事などに携わる労働者の良好な労働条件を確保するため、「公契約条例」の制定に取り組みます。
- ・「公共サービス基本法」の基本理念の実現に向け、「公共サービス基本条例」の制定に取り組みます。

3 公共施設等のマネジメント

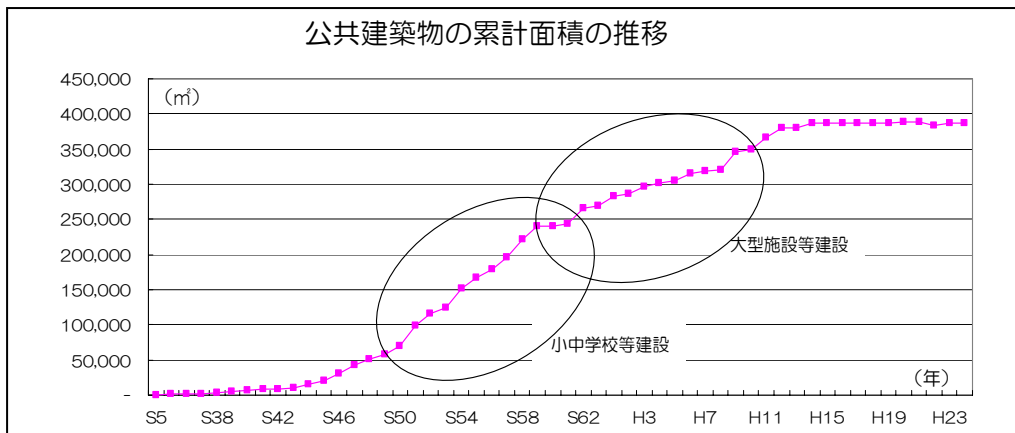
道路などの都市基盤や各公共施設は、市民の暮らしを支え、行政サービスの拠点となる大切な財産です。また、豊かな緑に囲まれたゆとりある住環境と優れた都市機能は多摩市の大きな魅力です。

しかし、時間の経過とともに、施設については求められる機能や役割に変化が生じ、老朽化も急速に進んできています。多摩市の都市基盤や各公共施設は、他市と比較して質・量ともに非常に高い水準にあることや、人口急増に対応するために集中的な整備を行ってきた経過もあることから、維持管理や改修に要する経費が大きな財政負担となっています。

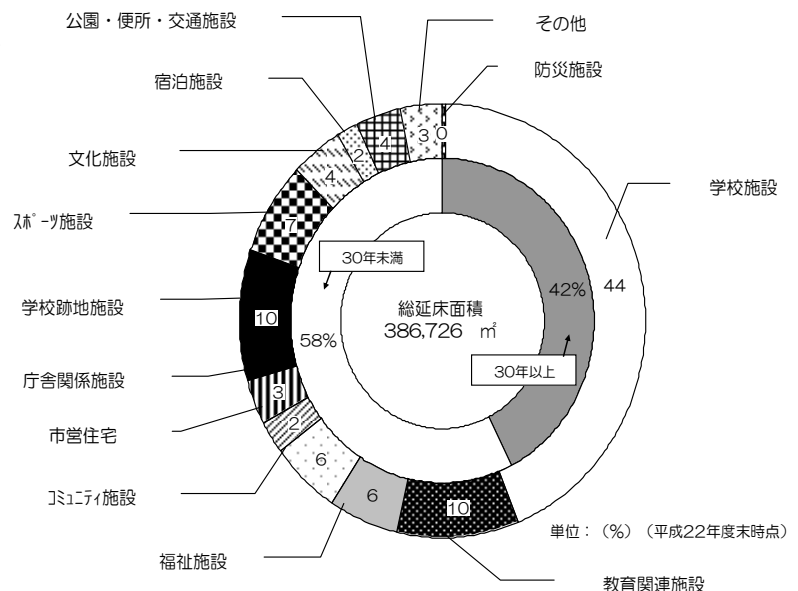
市民の財産を大切に長く使用するという視点に立ち、安全性と利用者満足を確保しながら、最も費用対効果の高い維持管理を進めるとともに、多摩市の今後の財政状況も見据えた、身の丈にあった公共施設のあり方について見直しを進めていきます。

◆こんな取組みを行います

- ・道路、橋りょう等の都市基盤、小・中学校などの各公共施設について、中長期の保全計画を策定し、良好な維持管理と改修を計画的に進めます。また、公共施設の整備水準の見直しや改修基準の整備を進めます。
- ・行政需要の変化と今後の見通しを踏まえ、行政サービスのあり方なども検証の上、施設目的の転換や施設サービスの改編等を進めます。
- ・今後の公共施設のあり方について、これまでの成果を踏まえた検討を進めるとともに、施設総量の縮減に向けた具体的な行動計画の策定を行い、施設の再編に着手します。
- ・土地・建物等の様々な資産について、市民の財産を活かす視点から活用を推進します。
- ・市役所本庁舎の今後について、改めて防災の視点に立った検討を進めます。



公共建築物の内訳



《地方分権の動きと現状》

地方分権一括法の施行により、国と地方の関係が対等・平等な関係に大きく改められることとなった第一期（平成 5～13 年）、国庫補助負担制度と地方交付税制度の見直しとあわせて一部の税源移譲が行われた三位一体の改革（平成 14～18 年）を経て、現在は、第二期の地方分権改革に入っています。

平成 18 年 12 月に成立した「地方分権改革推進法」に基づき設置された「地方分権改革推進委員会」から、基礎自治体への権限委譲など、4 次に渡る政府への勧告がなされました。その後、この勧告を実現に移す目的で、首相を議長とする「地域主権戦略会議」が設置され、平成 21（2009）年 12 月には、「地方分権改革推進計画」の閣議決定、平成 22 年 6 月には、今後おおむね 2～3 年を見据えた改革の取り組み方針として「地域主権戦略大綱」が閣議決定されています。

平成 23 年 4 月には、いわゆる「ひも付き補助金」の段階的廃止として、都道府県分の国庫補助金の一部に一括交付金が導入されたほか、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 1 次一括法）」が成立し、今後 2 年間のうちに市町村に移譲される権限などが提示されており、多摩市が直接担う役割も順次ひろがっていく見通しです。

地域の個性を活かしたまちづくりを進めていくには、住民に身近な自治体が自主的に決定できる範囲が拡大していくことが重要であると同時に、事務の効率性や事務配分の変更に見合った税財源の移譲も大きな問題です。

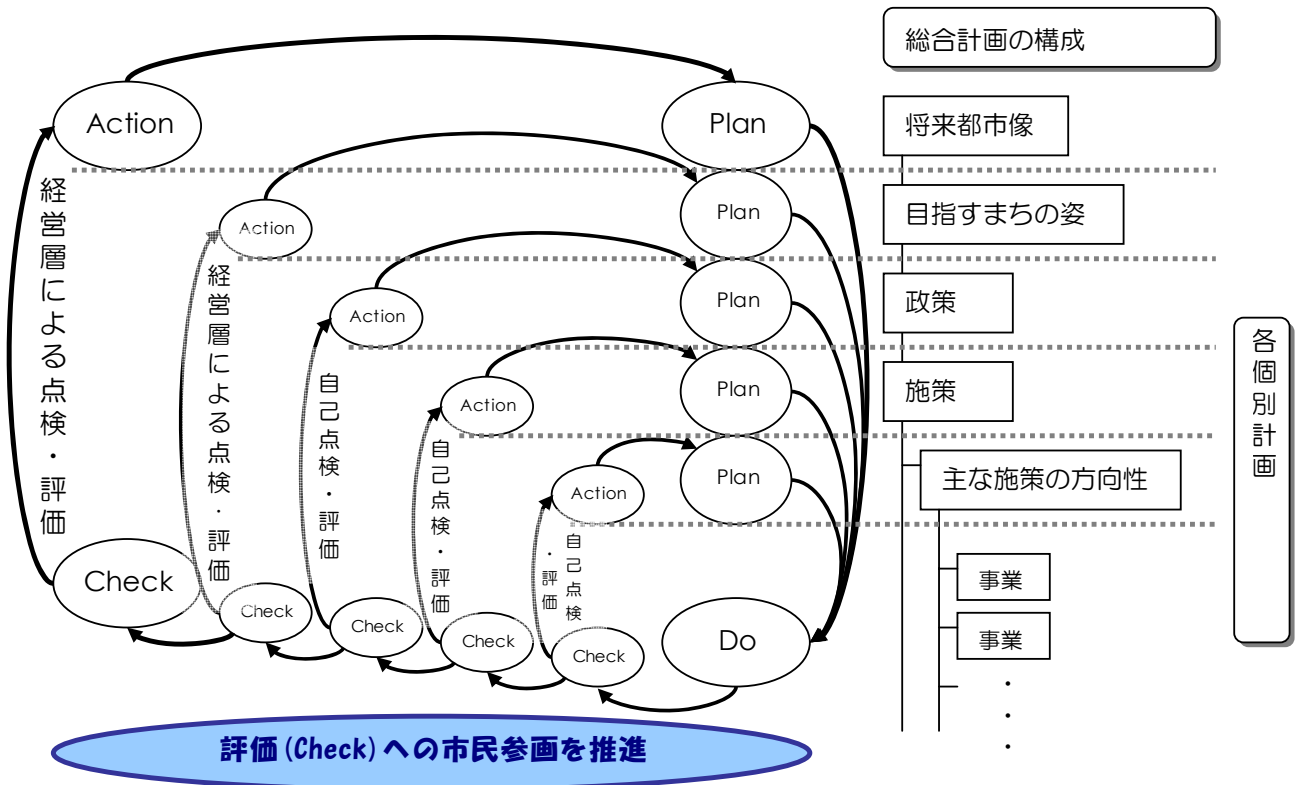
特に注意が必要なものとして財源措置があげられます。現在、不交付団体に位置づけられる中、普通交付税以外の別枠で財源が保証されない場合、新たな事務に必要な財源を自己財源の中でやりくりすることが必要となります。歳入が低迷する状況下にあって、分権に対応するために更なる市民サービス等の見直し等が求められる構図となります。

適切な税財源の移譲とセットとなった地方分権改革が推進されるよう、多摩市としても訴えていきます。

総合計画基本計画の構成と評価の仕組み

本計画の進行管理は、PDCA のマネジメントサイクルに則し、行政評価の手法をもって行うこととし、各年度の達成状況を評価したうえで、本計画の目標達成に向けた取組みを推進していくものです。行政評価による計画の進行管理と予算との連動に取り組み、中期的な財政の見通しを毎年度更新しながら、限られた財源(予算)の中で、より効果的・効率的な財源配分と事業選択をしていきます。評価にあたっては、各個別計画の取組みの成果をさらに大きな総合計画の評価につなげていきます。

また、行政評価への市民参画により、市政への市民意見の反映を行うとともに、市民との行政情報の共有化を図っていきます。



【トピックス】

経済成長期と現在の行政サービス・総合計画基本計画の機能や役割の違い

	これまで（経済成長期）	現在（経済低成長期、下降期）
前提	人口の増加、経済成長を裏づけとして変化はあるものの、税収は増加	人口の大幅な増減は無いものの、高齢化及び生産年齢人口の減少が進むとともに、景気動向の変化や制度改正が激しく、税収をはじめ歳入の見通しが難しい
機能	右肩上がりの税収を市民に再配分する機能が中心	増えない(減る)税収の中でやりくりする機能が中心
財政との関係	増える税収の再配分機能を果たすものとして、年次ごとのサービス量を積み上げた財政計画を作成（それを支えるだけの歳入が見込まれていた）	限られた税収の中で、サービス量を積み上げるのではなく、目標達成に向けた最善の方策を模索しながら、事業の見直し・削減や実施手法の転換などに取り組む（財政の大枠を予測し、限られた予算の中でヒト・モノ・カネを最大限効率的・効果的に活用する）
実施主体	実施主体は行政が中心	実施主体は行政に限らず多様な担い手による協働

財政の見通し

《今後4年間の財政見通し》

本計画では、平成 23(2011)年度予算をベースに現行制度が続くという前提で今後 4 年間の財政の見通しを推計しました。

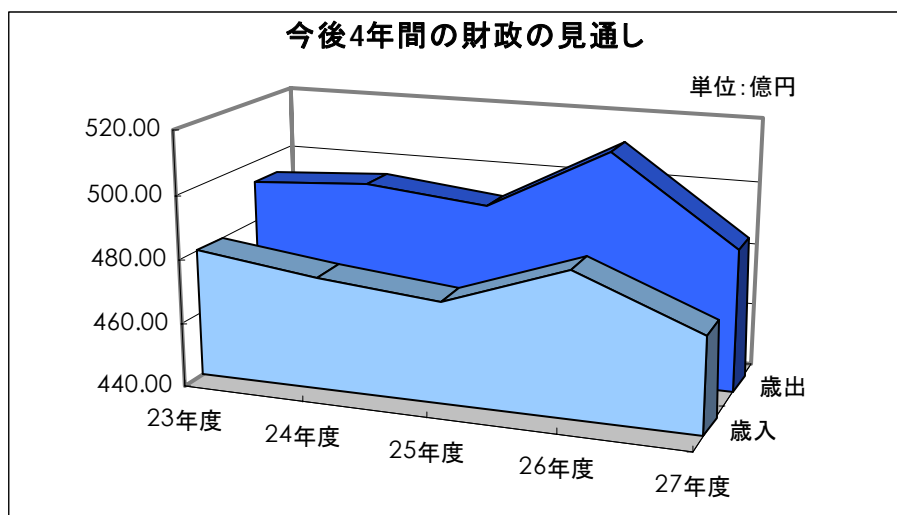
本計画を推進していくためには、施策とその裏づけとなる財源が対となって計画期間の 10 年間の財政の見通しを示していけることが理想ですが、変化の激しい社会経済状況にあっては、10 年間の数値自体がそれほどの意味を持たないものになっています。また、現在の地方財政は、国における「地域主権戦略」の取組みによる基礎自治体への権限移譲や補助金等の一括交付金化など大きな改革の中で動向が不透明であるとともに、社会保障と消費税を含む税の一体改革へ向けた取組みなども進行中であり、今後の地方自治体への具体的な影響を把握できる状況ではなく、見通しを立てることが非常に困難な状況にあります。

また、平成 23(2011)年 3 月に起きた東日本大震災が本市の財政状況にどのように影響するか懸念されます。

推計では、平成 24(2012)年度から 27(2015)年度の 4 年間で約 74 億円の財源不足が見込まれています。

財政の見通し（平成 23 年 8 月現在）

年 度		現年度	今後4年間				4年間合計
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
歳入	市税	277.98	275.55	275.60	279.68	275.73	1,106.56
	市債	15.16	8.36	5.86	12.63	4.66	31.51
	国庫支出金	74.08	77.66	77.14	81.58	78.44	314.82
	都支出金	62.95	63.15	62.14	60.71	60.31	246.31
	その他の収入	50.01	50.75	51.05	51.05	51.05	203.90
	合計 (A)	480.18	475.47	471.79	485.65	470.19	1,903.10
歳出	人件費	95.72	92.43	92.42	90.24	89.20	364.29
	扶助費	129.08	126.53	128.79	131.47	133.34	520.13
	公債費	28.19	27.24	27.51	25.72	21.71	102.18
	物件費	85.59	87.52	88.66	90.54	89.48	356.20
	補助費等	66.46	68.00	69.40	72.57	72.24	282.21
	繰出金	43.51	44.70	46.47	48.06	46.75	185.98
	その他	7.70	5.44	5.44	5.44	5.44	21.76
	普通建設事業	37.15	41.84	29.95	45.91	26.55	144.25
	合計 (B)	493.40	493.70	488.64	509.95	484.71	1,977.00
歳入歳出差引額 (A)－(B)		-13.22	-18.23	-16.85	-24.30	-14.52	-73.90
財源対策		13.22	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
財源不足額		0.00	18.23	16.85	24.30	14.52	73.90



《今後 4 年間の財政見通しの概要説明と課題》

◆恒常的に続く財源不足

現在の歳入の状況から今後の市税収入や各種収入を推計し、現在の行政サービスを維持した場合、社会保障関係費の自然増等を考慮すると、今後 4 年間に約 74 億円の財源不足が見込まれています。この財源不足の状況は短期的なものではなく、今後恒常的に続く見込まれることから、これまでの財政運営では立ち行かない状況です。

歳入では、本市の人口構成の特性や現下の経済情勢から、今後の個人市民税の増加は期待しにくい状況であり、景気の動向に左右される法人市民税も先行き不透明な状況です。平成 23 年度の当初予算では財政調整基金から繰り入れした結果、残高が 6 億円まで減少するとともに、前年度に続き赤字補てんとしての臨時財政対策債の借入れをしなければならない状況となりました。なお、臨時財政対策債は、不交付団体に対し今後 3 年間で段階的に配分しない制度に移行する見込みであり、不交付団体である本市にとっては、歳入歳出における収支の均衡を確保する上で、より厳しい財政運営が強いられます。

歳出では、職員給与構造改革などによる人件費と公債費の減少は見込まれるものの、市の重点施策である保育所の待機児童対策をはじめ、生活保護費、障害者自立支援関連などのセーフティネットに係る経費や介護保険及び後期高齢者医療特別会計への繰出金の自然増、公共施設等の維持保全経費の増加が見込まれます。また、国の地域主権戦略大綱に基づき、今まで東京都が行ってきた事務の一部が市に移譲されることにより、業務量はさらに増える見込みです。

このことから、歳入に見合った歳出構造へ転換し、持続可能な財政構造をしっかりと構築していくことが急務です。

◆歳入

(1)市税

企業誘致奨励制度による企業立地の支援や雇用の創出、産学官の連携による創業支援を行っていますが、長引く景気低迷の中、ここ数年間は個人市民税及び法人市民税は減少傾向にあります。今後は、納税額の多かった世代層が退職期を迎え、次の世代層は人口そのものが少ないといった多摩市の人口構成の特徴から、大幅な税収増加は望めない状況です。

(2)市債

公共施設の整備や建替えの際、世代間の負担の公平性という観点から、地方債を借入れています。推計にあたっては、普通建設事業に係る起債のみを計上し、赤字補てんとしての臨時財政対策債は見込んでいません。

(3)国庫支出金・都支出金

生活保護費や保育所の待機児童対策などによる歳出の増加に連動することから増加傾向にあります。なお、国庫支出金においては、「一括交付金化」への動向や「子ども手当制度」が未だ不透明であることから、現行補助制度に基づき推計しています。

(4)その他の収入

地方消費税交付金などの各種交付金については、今後も増収は見込めない状況にあります。推計にあたっては、制度が終了する予定の交付金は見込んでいません。

使用料・手数料については、現状のまま推移するものと推計していますが、公共施設の使用料については、施設の維持管理経費をはじめ老朽化対応に多額の経費が必要となることから、適正な受益者負担に向けた見直しが必要であり、一定額を見込んでいます。

◆歳出

(1)人件費

今後、職員の平均年齢を押し上げている世代が大量に退職することから、人件費については減少傾向にあります。また、業務の執行体制の見直しにより、総人件費の抑制に努めます。

(2)扶助費

景気低迷の影響から今後も生活保護費の増加をはじめとして、保育所の待機児対策に伴う保育所運営費等や障害者自立支援法の障害福祉サービス費が増加していくことが見込まれます。

(3)公債費

ニュータウン開発に伴い学校建設などで借り入れた多くの地方債の償還が順次終了していくことから、引き続き減少していきます。

(4)物件費

これまで様々な削減努力により減少傾向でしたが、今後は業務の一部委託化やIT関連機器類のリース料等の増加により、総体的に増加傾向となることが予測されます。

(5)補助費等

国や都、一部事務組合に対する負担金のように、多摩市単独では判断できないものが約1/3を占め、その大半は消防やごみ処理など、市民生活に不可欠なものです。それ以外の補助金等も市民生活に関係が深く公益性があるものですが、今後は市の単独補助制度の見直しが必要です。

(6)繰出金

特別会計への繰出金については、増加傾向にあります。特に、国民健康保険特別会計における赤字補てん分の繰出しが大きな要因となっています。特別会計は、本来独立採算を原則とする会計であることから、税負担の公平性の観点からも給付と負担の適切なバランスのとれた運営が必要です。

(7)普通建設事業費

普通建設事業費については、将来の財政負担を考慮して新たな公共施設の建設は極力抑えていきます。一方、小中学校の施設が建設後30年を迎えるとともに、市域の6割を占めるニュータウン開発に伴い高い水準で整備された多くの公共施設や道路、公園、下水道が一時期に更新の時期を迎えることから、計画的に平準化した更新とともに、公共施設の縮減を図っていくことが重要です。

【用語解説】

市税：市民税（個人市民税・法人市民税）、固定資産税（国有資産等交付金・納付金を含む）、軽自動車税、市たばこ税、都市計画税

市債：特定の用途にあてる目的で借り入れる資金のこと

その他の収入：地方譲与税、地方交付税、使用料・手数料、国・都支出金、諸収入等

財源対策：財源の不足を補うための対策としての基金からの繰入れ

人件費：職員の給与や委員等の報酬等

扶助費：社会保障制度の一環として生活困窮者、障がい者等に対してその生活を維持するために支出される経費

物件費：消費的な経費で、臨時職員の賃金や旅費、消耗品などの需用費、原材料費、使用料や委託料など

補助費等：補助金や交付金、一部事務組合への支出など

繰出金：後期高齢者医療や国民健康保険、介護保険、下水道などの特別会計への補てん支出

普通建設事業費：施設建設や道路・橋りょうの新設など、長期間にわたってその効果が持続する経費

《目指すべき財政の姿に向けて》

今後も極めて厳しい財政運営が見込まれることから、限られた財源の中で本計画を最大限推進していくために、行政評価による計画の進行管理と予算との連動に取り組んでいきます。また、「計画の実現に向けて」における様々な改革やその取組みを進めるとともに、持続可能な財政構造を構築するために、新たな（仮称）経営改革推進計画を策定し推進していきます。取組みにあたっては、下記の視点に基づき進めます。

また、今後の多摩市の行財政を展望するため、中期的な財政の見通しを毎年度、更新しながら、事業や施策を選択し、その情報を提供していきます。大きな財源を伴う施設整備等の計画については、優先度を明確化していきます。

- 1 健全な財政運営の確保（基本的な視点）
 - (1) 堅実な財政運営と収支の均衡の確保
 - (2) 弾力性のある財政構造
 - (3) 適正な行政水準の確保（市民生活の向上や地域経済の発展など）
- 2 持続可能な財政構造の構築（今後の重要な視点）
 - (1) 歳入歳出両面における行財政改革の取組み
 - (2) 少子・高齢社会に対応できる財政構造の構築
 - (3) 公共施設や都市基盤の更新時期に対応できる財政構造の構築
 - (4) 市民協働のさらなる推進

《大きな財源を伴う施設整備等》

今後4年間に大きな財源を伴う計画的な対応が必要な施設整備等は、次の一覧表のとおりです。

厳しい財政状況の中にあっても、中期の財政見通しを立てながら、優先性の高い事業は特定財源の確保を図りながら、積極的に取り組んでいきます。

なお、本計画は毎年更新していくものであり、平成24年度以降は流動的な要素を含んでいるため、今後も事業の進捗状況等に依じた時点修正を行っていくものです。

大きな財源を伴う施設整備等一覧

《優先度についての基本的な考え方》
 優先度A: 政策的に実施が確認されているもの等
 優先度B: 政策的な方向性は確認されているが、事業内容や財源の精査が必要なもの等
 優先度C: 建設事業等の政策的な方向性が確認されていないもの等

(単位:億円)

施策名/事業名	事業内容						総事業費 (一般財源)	備考	優先度
(担当課)	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)				
A1-1 子育て家庭への支援									
認可保育所整備事業 (子育て支援課)	認可保育所を整備することにより保育所待機児童の解消を図る						5.1 (1.4)		23・24年度はA 25年度以降はB
	既存保育園の大規模改修(2園)	→							
児童クラブ整備事業 (児童青少年課)	児童クラブの待機児解消と入所児童数の緩和を図る						1.9 (0.7)		23年度はA 24年度はC
	(仮称)諏訪第二	(仮称)第一小							
A2-3 健康教育と環境教育の推進									
学校統廃合による大規模改修 (教育振興課)	学校の一定規模・適正配置等に伴う大規模改修を進めることにより教育環境を整備する						42.8 (15.9)	東寺方小は増築工事を含む大規模改修	貝取小・豊ヶ丘小はA 第二小・東寺方小はB
	貝取小 (南豊ヶ丘・南貝取)	→							
	(工事等)	(工事等)	(備品等)						
	豊ヶ丘小 (北豊ヶ丘・北貝取)	→							
	(工事等)	(工事等)	(備品等)						
	第二小	→							
体育館耐震補強工事	→								
(実施設計)	(実施設計・工事)								
校舎増改修工事	→								
(基本実施設計等)	(基本実施設計等)	(増築・改修工事等)	(増築・改修工事等)						
東寺方小	→								
(基本実施設計等)	(基本実施設計等)	(増築・改修工事等)	(増築・改修工事等)						
A2-3 健康教育と環境教育の推進									
保全計画に基づく学校の大規模改修 (教育振興課)	施設保全計画に基づき、学校の大規模改修を順次実施する						6.2 (2.1)		愛宕地区はB その他はA
	諏訪中	→							
	(基本実施設計)	(基本実施設計)	(工事)	(工事)					
	北諏訪小	→							
(基本実施設計)	(基本実施設計)								
南鶴牧小	→								
(基本実施設計)	(基本実施設計)								
愛宕地区小学校	→								
(基本実施設計)	(基本実施設計)								

(単位:億円)

施策名/事業名		事業内容							総事業費 (一般財源)	備考	優先度
(担当課)		H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)					
A2-3 健康教育と環境教育の推進											
学校冷房機 設置 (教育振興 課)	全普通教室へ冷房機を設置し教育環境の整備を図る										
	設置工事 (小学校)	→						7.4 (0.8)		A	
	設置工事 (中学校)	→									
C2-1 市民の文化・学習・スポーツ活動の振興											
複合文化施設維持補修 事業 (文化スポ ーツ課)	パルテノン多摩の施設・設備修繕										
		建物劣化診 断	大ホール客 席イス交換					2.4 (2.4)	29年度に 築30年を 迎える	B	
		エレベータ更 新工事									
		小ホール客 席イス交換									
	舞台照明設 備改修工事										
総合体育館 大規模改修 (文化スポ ーツ課)	施設の老朽化対応による大規模改修工事										
		工事	工事					10.0 (2.5)	24年度に 国体プレ 大会、25 年度に国 体開催	A	
E1-1 減災・防災のまちづくり											
防災拠点と しての庁舎整 備 (総務契約 課)	防災拠点としての庁舎整備のために基金を積み立てるとともに、東日本大震災の影響を踏まえ庁舎整備に向けた具体的な取り組みを行う										
	基金積立	基金積立	基金積立	基金積立	基金積立	基金積立	4.8 (4.8)		A		
雨水排水樋 管改修事業 (下水道課)	防災対策として、小河原及び東寺方の雨水排水樋管の改良工事を実施する										
	小河原	→	東寺方	→			11.5 (6.2)		A		
E2-1 充実した都市機能の維持・更新											
庁舎維持保 全事業 (総務契約 課)	庁舎機能維持のための改修等										
	諸工事	電気・空調設 備更新 (基本設計)	→ (実施設計)		(工事)			4.3 (4.3)		B	
E2-1 充実した都市機能の維持・更新											
既設橋の保 全及び長寿 命化修繕計 画策定 (道路交通課)	季節橋りょうの定期点検、補修、補強、耐震補強の設計、工事及び長寿命化計画策定										
	定期点検	定期点検	定期点検	定期点検	定期点検	定期点検	9.7 (6.0)		B		
	設計・工事	設計・工事	設計・工事	設計・工事	設計・工事	設計・工事					
	長寿命化修 繕計画策定										

(単位:億円)

施策名/事業名		事業内容							総事業費 (一般財源)	備考	優先度
(担当課)		H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)					
E2-1 充実した都市機能の維持・更新											
住宅市街地 総合整備事業 (都市計画課 ほか)	住宅市街地総合整備事業における諏訪・永山地区の都市基盤整備										
	ペデ改修測 量設計	ペデ改修設 計	ペデ改修	ペデ改修	ペデ改修						
	ペデ橋改修		EV設置設計	EV設置設計	EV設置						
	公園改修測 量設計	公園改修設 計	公園改修	公園改修	公園改修			20.4 (6.2)		B	
		児童館改修 設計	児童館改修								
		複合施設改 修設計	複合施設改 修設計	複合施設改 修	複合施設改 修	複合施設改 修					
				駐輪場設置							
E2-2 安全でゆとりある道路網の整備											
橋りょう新設 事業 (道路交通 課)	既設橋の拡幅によりボトルネックの解消を図り、快適な移動環境を実現する										
	工事等	移転補償費 算出等	移転補償費 算出等	用地買収 等	用地買収 等		2.8 (1.9)			23年度はA その他はB	
市道2-1号幹 線拡幅歩道 整備事業 (道路交通 課)	市道2-1号幹線の拡幅歩道整備(第1期 延長:550m 幅員:12m 歩道:2.5m×2)										
	用地買収										
	暫定工事						3.1 (1.9)			B	
	測量等										
E2-3 地域性を活かしつつバランスのとれた交通体系の構築											
駐輪場の整 備 (交通対策担 当)	駐輪場整備計画の策定及び計画に基づく駐輪場整備										
	駐輪場整備 計画策定	駐輪場整備計画の年次計画に従い順次整備を行う						未定			23年度はA その他はC
E2-4 良質な住環境の確保の推進											
優良建築物 等整備事業 (都市計画 課)	諏訪2丁目住宅の建替え支援										
	権利調整 建物除却	建替え	建替え				12.8 (3.2)			A	
F1-1 自然環境・都市環境の保全と創出											
緑地の買収 (みどりと環 境課)	都市計画手法や緑化基金等を活用して緑地の保全を進める										
	和田緑地	原峰緑地	鶴牧西公園								
	とりで公園	連光寺地区 計画公園					5.1 (3.5)			23年度は A、24年度 原峰はA、 連光寺は B、25はA	

資料編

成果目標値一覧

施策	指標名	現状値	単位	現状値の出典	目標値	
					(平成26年度)	(平成32年度)
A1-1	①多摩市は「子育てがしやすい」と答える子育て期の市民の割合	62.2	%	市政世論調査	70	80
	②子育て支援事業への参加者数	22,791	人	子育て総合センター及び児童青少年課	25,000	25,000
	③保育所待機児数の待機率（待機児童数／認可定員）	9.7	%	子育て支援課	0に近づける	0
A1-2	①中高生までの人口に占める児童館登録児童数の割合	36.7	%	児童青少年課	40	50
	②中学生までの人口に占める青少協地区委員会活動への参加児童数の割合	88.5	%	児童青少年課	90	100
	③夏休みボランティア体験者数	140	人	社会福祉協議会	150	160
A1-3	①子どもの安全を見守る地域の大人の数	7,545	人	児童青少年課及び教育指導課	8,000	8,500
	②青少協地区委員会の活動に参加する大人の数	31,859	人	児童青少年課	32,000	32,000
	③ファミリー・サポート・センターの会員数	897	人	子育て総合センター	1,000	1,000
	④学校で子どもを対象とした活動に参加する大人の数	3,865	人	児童青少年課及び教育指導課	4,000	4,000
A2-1	①学んだことを日常生活に「生かしている」「どちらかといえば生かしている」と回答している割合（全国平均を100としたもの）					
	・算数小6	107		全国学力・学習状況調査(文部科学省)	100超	100超
	・数学中3	98.7			100超	100超
	②市内小中学校における、ユネスコ・スクール加盟数	10	校	多摩市教育委員会調査	市内全校	—
	③教員のICT活用指導力アンケートにおける「わりにできる＋ややできる」の割合（全項目平均）					
・小学校	66.6	%	多摩市教育委員会調査	90	100	
・中学校	59.0	%		90	100	
A2-2	①全国学力・学習状況調査において、「いじめはいけない」と回答している割合					
	・小6 ※参考値（全国）	76.8 (75.7)	% %	全国学力・学習状況調査(文部科学省)	100	100
	・中3 ※参考値（全国）	50.7 (63.3)	% %		100	100

施策	指標名	現状値		単位	現状値の出典	目標値	目標値
						(平成26年度)	(平成32年度)
A2-2	②不登校児童・生徒出現率						
	・小学校 ※参考値(全国)	(平成20年度確定値)	0.28 (0.32)	%	学校基本調査	0.20	0.15
	・中学校 ※参考値(全国)	(平成20年度確定値)	2.50 (2.89)	%			
	③不登校児童・生徒のうち、学校以外の支援がある児童・生徒の割合						
	・小学校		91.3	%	多摩市教育委員会調査	100	100
	・中学校		80.7	%			
A2-3	①全国体力・運動能力、運動習慣等調査における全種目の平均値(※全国平均を100としたもの)						
	・小5男女、中2男女	(平成21年度)	95.6		全国体力・運動能力、運動習慣等調査(文部科学省)	100	100超
	②エコプロダクツへの参加校(累計)		2	校	多摩市教育委員会調査	10	22
	③自然エネルギーを活用した学校数		6	校	多摩市教育委員会調査	15	市内全校
A2-4	①市内小中学校における学校支援の仕組みの設置数						
	・小学校		0	校	多摩市教育委員会調査	10	市内全校
	・中学校		0	校			
	②大学連携により学校支援として活動している大学生の数						
	・小学校	(平成21年度)	24	人	多摩市教育委員会調査	50	100
・中学校	(平成21年度)	76	人				
B1-1	①自分が「とても健康」、「まあまあ健康」だと感じている市民の割合		80.4	%	市政世論調査	82.5	85
	②健康のために実践していることがある市民の割合		61.3	%	市政世論調査	65.0	70.0
	③健康づくり推進活動参加人数		5,008	人	健康推進課	5,500	6,000
	④乳児(3~4か月児)健康診査受診率		97.0	%	健康推進課	97.7	98.0
B1-2	①かかりつけ医・歯科医を持つ市民の割合	医科	55.4	%	市政世論調査	60.0	65.0
		歯科	63.2	%			
	②生活環境の評価で、医療施設について「良い」、「どちらかといえば良い」と評価する市民の割合		66.9	%	市政世論調査	70.0	75.0

施策	指標名	現状値	単位	現状値の出典	目標値	目標値
					(平成26年度)	(平成32年度)
B2-1	①地域福祉の推進についての市政に「満足」、「やや満足」している市民の割合	13.1	%	市政世論調査	増やす	増やす
	②高齢者、障がい者の介助ボランティア活動に参加している、あるいは参加したことがある市民の割合	4.1	%	市政世論調査	増やす	増やす
B2-2	①稼働収入の増加によって生活保護を廃止した世帯数	12	世帯	生活福祉課	—	—
	②犯罪被害者等支援啓発事業参加者数	900	人	市民生活課	1,000	1,100
B2-3	①特定健康診査実施率	44.3	%	保険課	増やす	増やす
	②介護保険居宅系サービスの利用率	78.0	%	介護保険担当	80.0以上	85.0以上
B3-1	①地域包括支援センター周知度	30.4	%	市政世論調査	50.0	60.0
	②老人福祉センター事業参加者数	12,000	人	高齢支援課	15,000	18,000
B3-2	①認知症サポーター受講者数	4,400	人	高齢支援課	6,000	7,000
	②介護予防事業参加者数	1,700	人	高齢支援課	2,500	3,400
B4-1	①市民が「高齢者、障がい者等が安全に、安心して暮らすことができるまちだと思う、どちらかといえばそう思う、普通」と回答している割合	69.7	%	市政世論調査	80.0	90.1
	②障がい者が「現在の住まいに住み続ける」、「市内で転居する」と回答している割合	65.1	%	多摩市障がい者生活実態調査	増やす	増やす
B4-2	①手帳所持者に対する、障害者自立支援法における介護給付及び訓練等給付決定者数の割合	10.7	%	障害福祉課	増やす	増やす
	②手帳所持者に対する、指定相談支援事業者（委託含む）及び発達支援室における延べ相談者数の割合	209.1	%	障害福祉課	増やす	増やす
	③手帳所持者に対する、障がい者就労支援事業における就労・生活支援延べ相談者数の割合	52.8	%	障害福祉課	増やす	増やす
C1-1	①市民活動情報センターの来館者数	24,977	人	市民活動情報センター	36,000	40,000
	②自治会・町会・管理組合の加入率	57.2	%	市民活動支援課	増やす	増やす
	③コミュニティセンターで行っている事業数	179	事業	市民活動支援課	225	250

施策	指標名	現状値	単位	現状値の出典	目標値	目標値
					(平成26年度)	(平成32年度)
C1-2	①市や市民団体等が開催する地域課題をテーマとした講座数	13	講座	文化スポーツ課	21	33
	②地域活動にかかわる登録団体・人数	42	団体	文化スポーツ課 ほか関係各課	50	60
		2,924	人		3,300	3,900
	③地域活動につながる人材養成に向けた講座事業数、受講者数	3	事業	公民館・市民活動支援課	3	3
110		人	150		250	
C1-3	①協働事業（後援を除く）の数	134	事業	協働事例集	200	300
	②市民活動情報センターの来館者数	24,977	人	市民活動情報センター	36,000	40,000
	③多摩 NPO センターの登録団体数	140	団体	市民活動支援課	250	400
C2-1	①趣味のクラブや文化・スポーツサークル等に参加している市民の割合	47.2	%	市政世論調査	60	70
	②公民館やスポーツ施設などの利用登録団体数	1,838	団体	文化スポーツ課	1,900	2,000
	③市民文化祭の参加団体数・参加者数	32	団体	文化スポーツ課	36	42
		1,540	人		1,750	2,050
	④週1回以上スポーツをした人の割合	35	%	市政世論調査	40	50
⑤市民1人当たりの、図書館の個人貸出冊数及びリサイクルで頒布した資料数	8.9	冊	多摩市の図書館(図書館事業報告)	9.4	10.0	
C2-2	①コミセンを中心とした地域内の交流事業の実施数及び参加者	実施数 20	事業	市民活動支援課	25	28
		参加者 17,275	人		22,000	24,000
	②コミセンを中心とした世代間交流事業の実施数及び参加者	実施数 12	事業	市民活動支援課	15	17
		参加者 4,080	人		5,000	5,500
	③友好都市富士見町ほか、他市との交流・共同事業数、参加者数	6	事業	関係各課	8	11
5,878		人	6,000		6,300	
④国際交流活動に「参加している」、「参加していた」、「参加したい」市民の割合	6.9	%	市政世論調査	7.5	8.0	
C2-3	①郷土資料室及び文化財資料室の、小学4年生の見学者割合	35.0	%	教育振興課	50	65
	②郷土文化の公開、文化財施設の入場者数・入館者数	224,496	人	文化スポーツ課・教育振興課	230,000	240,000
	③パルテノン多摩来館者数	630,401	人	文化スポーツ課	660,000	700,000
C3-1	①「多摩市平和展」主たる会場の入場者数	2,520	人	市民生活課	2,800	3,300
	②人権啓発事業参加者数	1,500	人	市民生活課	1,750	2,000

施策	指標名	現状値	単位	現状値の出典	目標値	目標値
					(平成26年度)	(平成32年度)
C3-2	①市の行政委員会、付属機関等における女性委員の比率	33.4	%	TAMA女性センター	42	50
	②TAMA女性センターの周知度	40.5	%	市政世論調査	50	70
D1-1	①事業所数	3,581	事業所	事業所統計調査	3,600	3,900
	②企業誘致条例による指定企業数	6	社	経済観光課	10	未設定
	③従業員数	59,922	人	事業所統計調査	61,000	61,600
	④市内4駅の1日平均乗降客数	324,931	人	鉄道事業者公表値	350,000	385,000
D1-2	①口ケ撮影受入件数	125	件	経済観光課	150	150
	②聖蹟桜ヶ丘駅周辺(2イベント)・多摩センター駅周辺(10イベント)での主なイベントの集客数	314万	人	経済観光課	330万	360万
D1-3	①認定農業者数	4	戸	経済観光課	8	10
	②農地面積	47	ha	経済観光課	現状維持	現状維持
	③家庭菜園及び体験型市民農園数	9	箇所	経済観光課	11	13
E1-1	①民間特定建築物の耐震化率	(平成20年度) 92.3	%	防災安全課	95以上 (平成27年度)	100
	住宅の耐震化率	(平成20年度) 81.4	%		90以上 (平成27年度)	100
	公共建築物の耐震化率	(平成20年度) 97.7	%		97.7以上 (平成27年度)	100
	②自主防災組織数	159	組織	防災安全課	171	175
	③自主防災組織合同訓練実施組織数	30	組織	防災安全課	40	50
E1-2	①犯罪発生件数	1,625	件	防災安全課	22年比 15%以上削減	22年比 20%以上削減
	②多摩稲城防犯協会の支部数	16	支部	防災安全課	17	19
	③(再掲)子どもの安全を見守る大人の数	7,545	人	児童青少年課及び教育指導課	8,000	8,500
	④消費生活出前講座参加者数	150	人	市民生活課	225	300
E1-3	①交通事故発生件数(人身事故件数)	586	件	道路交通課	550以下	520以下
	②放置自転車台数(合計)	219	台	道路交通課	0に近づける	同左
	聖蹟桜ヶ丘駅	63	台			
	永山駅	29	台			
	多摩センター駅	79	台			
	唐木田駅	48	台			
③交通安全対策について「良い」、「どちらかといえば良い」と答える市民の割合	71.7	%	市政世論調査	80	85	
E1-4	①小中学校の大規模改修実施数	11	校	建築保全課	13	21
	②橋りょうの長寿命化修繕計画に基づく補修工事実施数(長寿命化修繕計画は策定中)	0/113	橋	道路交通課	優先度の高い橋から実施	同左

施策	指標名	現状値	単位	現状値の出典	目標値	目標値
					(平成26年度)	(平成32年度)
E2-1	①交通事故発生件数 (人身事故件数)	586	件	道路交通課	550 以下	520 以下
	②ユニバーサルデザイン ブロック設置路線延長割合	23	%	道路交通課	35	50
E2-2	①ミニバス利用者数	576,700	人	道路交通課	60 万人台	65 万人台
	②放置自転車台数(合計)	219	台	道路交通課	0 に近づける	同左
	聖蹟桜ヶ丘駅	63	台			
	永山駅	29	台			
	多摩センター駅	79	台			
	唐木田駅	48	台			
③交通の便について 「良い」、「どちらか といえば良い」と答える 市民の割合	73	%	市政世論調査	80	85	
E2-3	①地区計画の地区整備 計画面積	400	ha	都市計画課	407	420
	②住宅の耐震化率	(平成20年度) 81.4	%	防災安全課	90 以上 (平成27年度)	100
	③町名地番整理達成率	78.0	%	市民生活課	84	88
F1-1	①みどり率	(平成21年度) 53.9	%	多摩市環境基本 計画	現状維持	現状維持
	②緑の豊かさについて 「良い」、「どちらか といえば良い」と答える 市民の割合	96.4	%	市政世論調査	現状維持	現状維持
	③河川のBOD(生物化学的 酸素要求量)値	(平成21年度) 3	mg/l 以下	多摩市環境基本 計画	3 以下	3 以下
F1-2	①市内の二酸化炭素排 出量	(平成20年度) 680,000	t-CO2	都市環境部	減らす	減らす
	②20 ワット街路灯の LED比率	0.5	%	都市環境部	12	30
F1-3	①総ごみ量の削減	41,995	トン	ごみ対策課	減らす	減らす
	②再生利用率	34.9	%	ごみ対策課	増やす	増やす
	③集団回収量の拡大	4,707	トン	ごみ対策課	増やす	増やす
	④スーパーエコショッ プ店舗数	—	店舗	ごみ対策課	12	36
F1-4	①市と連携して環境関 連事業を実施している 団体数	7	団体	都市環境部環境 政策担当	9	11
	②学習講座・展示会の 事業実施数	20	事業	都市環境部環境 政策担当	増やす	増やす

策定の体制

1 市議会

定例会ごとに総務常任委員会の協議会において進捗状況等の報告を行った。

基本構想は、平成 22 年第 4 回定例会において議決した。(平成 22 年 12 月 24 日議決)

基本計画は、平成 22 年 10 月 22 日に基本計画たたき台についての説明会、平成 23 年 2 月 2 日に基本計画素案について全員協議会、平成 23 年 8 月 10 日に基本計画案について全員協議会をそれぞれ実施し、基本計画に関する協議を行った。

2 多摩市総合計画審議会

<基本構想>

(1)実施内容：第五次多摩市総合計画基本構想の策定にあたり、市長の諮問に応じ、必要な調査及び審議を行い、基本構想案を起草し市長へ答申した

(2)審議経過

①全体会・分科会

回	開催日	主な会議内容
1	平成 21 年 5 月 18 日	諮問 総合計画審議会の運営について
2	平成 21 年 6 月 29 日	多摩市の主な特性について
3	平成 21 年 7 月 13 日	想定人口について
4	平成 21 年 7 月 27 日	近隣市の基本構想について
5	平成 21 年 8 月 10 日	戦略プラン優先分野について
6	平成 21 年 8 月 20 日	戦略プラン優先分野について
7	平成 21 年 9 月 9 日	戦略プラン優先分野について
8	平成 21 年 9 月 24 日	戦略プラン優先分野について
9	平成 21 年 9 月 30 日	基本構想の構成と主要な内容について
10	平成 21 年 10 月 5 日	基本構想の構成と主要な内容について
11	平成 21 年 10 月 14 日	基本構想の構成と主要な内容について(分科会)
12	平成 21 年 10 月 19 日	基本構想の構成と主要な内容及び起草委員の体制について
13	平成 21 年 10 月 28 日	基本構想の構成と「盛り込むべき主要なポイント」の確認について
14	平成 21 年 11 月 16 日	市民（有識者）との意見交換
15	平成 22 年 1 月 14 日	基本構想の素案について
16	平成 22 年 1 月 25 日	基本構想（案）について
17	平成 22 年 2 月 15 日	基本構想答申書（最終案）について 答申

②起草委員会

回	開催日	主な会議内容
1	平成 21 年 12 月 14 日	基本構想の構成について 基本構想の答申の検討について
2	平成 21 年 12 月 21 日	基本構想の答申の検討について

(3)委員名簿

任期：平成 21 年 5 月 18 日～平成 22 年 5 月 17 日(敬称略・区分内 50 音順)

区分	氏名	職名等	備考
行政委員会等	尾中 信夫	都市計画審議会委員	
	小暮 和幸	農業委員会委員	
	中澤 敬	教育委員会委員	
学識経験者	上野 淳	首都大学東京 副学長 都市環境学部 教授	副会長 起草委員長
	金子 邦博	多摩大学 経営情報学部 経営情報学科 准教授	
	是枝 祥子	大妻女子大学 人間関係学部 教授	
	篠田 真理子	恵泉女学園大学 人間社会学部 人間環境学科 准教授	起草委員
	檜垣 正巳	元 東京都副知事	会長
市民委員	今川 京子	市民ワークショップ参加者	
	大野 道徳	公募市民委員	起草委員
	岡田 一枝	多摩青年会議所	
	兼坂 詩織	市内大学生	
	高木 洋子	公募市民委員	
	中村 由美子	市内NPO団体メンバー	
	古屋 圭子	市内会社員	起草委員

<基本計画>

(1)実施内容：第五次多摩市総合計画基本計画の策定にあたり、行政が示した基本計画素案に対し、審議を行い、結果を答申した

(2)審議経過

①全体会

回	開催日	主な会議内容
1	平成 23 年 1 月 18 日	諮問 総合計画審議会の運営について
2	平成 23 年 1 月 31 日	「基本計画策定にあたっての前提」等について
3	平成 23 年 2 月 8 日	「計画の実現に向けて」について
4	平成 23 年 5 月 14 日	答申書の取りまとめ
5	平成 23 年 5 月 28 日	答申書の取りまとめ 答申

②分科会

i)第1分科会

回	開催日	主な会議内容
1	平成23年2月22日	基本計画 分野別計画（第1章）について
2	平成23年3月10日	基本計画 分野別計画（第2章政策1～3）について
3	平成23年4月29日	基本計画 分野別計画（第2章政策4、第6章）について

ii)第2分科会

回	開催日	主な会議内容
1	平成23年2月21日	基本計画 分野別計画（第3章政策1）について
2	平成23年4月9日	基本計画 分野別計画（第4章、第5章政策1 施策1-1）について
3	平成23年4月21日	基本計画 分野別計画（第5章政策1 施策1-2・政策2）について
4	平成23年4月28日	基本計画 分野別計画（第3章政策2・3）について

(3)委員名簿

任期：平成23年1月18日～平成24年1月17日(敬称略・区分内50音順)

区分	氏名	職名等	備考
行政委員会等	尾中 信夫	都市計画審議会委員	第1分科会
	小暮 和幸	農業委員会委員	第2分科会
	中澤 敬	教育委員会委員	第1分科会
学識経験者	上野 淳	首都大学東京副学長 都市環境学部 教授	副会長 第1分科会
	金子 邦博	多摩大学 経営情報学部 経営情報学科 准教授	第1分科会
	篠田 真理子	恵泉女学園大学 人間社会学部 人間環境学科 准教授	第1分科会
	檜垣 正巳	元 東京都副知事	会長 第2分科会
	山田 喜一	前 民生委員協議会会長	第1分科会
市民委員	大久保 理恵	市民ワークショップ参加者	第2分科会
	大野 道徳	公募市民委員	第1分科会
	中村 由美子	市内 NPO 団体メンバー	第2分科会
	古屋 圭子	市内会社員	第2分科会
	三輪 俊直	市民ワークショップ参加者	第1分科会
	山口 渉	公募市民委員	第2分科会
	和田 宗介	多摩信用金庫	第2分科会

3 市民参画

<基本構想>

(1)市民アンケート

①小学生(5・6年生)、②中学生

実施内容：多摩市の「好きなところ」、「嫌いなところ」や「大人になった時、どんなまちになっていたら良いと思うか」を聞いた

実施期間：平成20年10月15日~24日

対象者：全学校の特定のクラスの児童及び生徒

回答数：759件

③高校生世代

実施内容：多摩市の「良いところ」、「悪いところ」や「今後のまちづくりで大切にしてほしいこと」、「多摩市のキャッチフレーズ」などについて聞いた

実施期間：平成20年11月14日~30日

対象者：平成2年4月2日~平成5年4月1日生まれの市民から600名を無作為抽出

回答数：138件

④18歳以上

実施内容：多摩市の「良いところ」、「悪いところ」や「今後のまちづくりで大切にしてほしいこと」、「多摩市のキャッチフレーズ」などについて聞いた

実施期間：平成20年10月16日~27日

対象者：平成2年4月1日以前生まれの市民から2,000名を無作為抽出

回答数：781件

(2)市民ワークショップ

実施内容：6つのグループに分かれ、「多摩市の強みと弱み」、「多摩市の目指すべきまちの姿」について話し合い、各グループでまとめた意見を発表しあった

実施日：平成20年12月20日(土曜)

対象者・参加者数：16~79歳の市民から2,000名を無作為に抽出し、参加希望者を募り、希望した方のうち抽選で50名を選出した。当日の参加者はキャンセルもあったため36名であった

(3)市民団体提案

実施内容：「多摩市の強み・弱み」、「多摩市の目指すまちの姿」及び「まちづくりの理念・基本姿勢」について提案をいただいた

実施期間：平成21年2月2日(月曜)~平成21年2月17日(火曜)

提案団体：22団体

(4)大学生懇談会

実施内容：3グループに分かれて、「若者が住み続けられる魅力のあるまちとはどんなまちか」などをテーマに話し合い、各グループでまとめた意見を発表しあった

実施日：平成21年3月28日(土曜)

参加者：多摩市及び近隣の大学生19名

(5)市民説明会

実施内容：市民との情報の共有化及び市民意見を考慮した基本構想案の決定を目的に実施した。
また、あわせて基本計画の目標体系案についても内容を示し、情報の共有化と市民との対話の機会とした

実施日・会場：①平成 22 年 9 月 25 日 / 関戸・一ノ宮コミュニティセンター 第 2 会議室
②平成 22 年 10 月 2 日 / 消費生活センター 講座室(ベルブ永山)
③平成 22 年 10 月 2 日 / パルテノン多摩 第 2・3 会議室

参加者・意見数：①8 名 ②20 名 ③13 名 / いただいたご意見 計 21 項目

(6)パブリックコメント

実施内容：多摩市自治基本条例に基づき、意思決定過程において、基本構想原案に対する意見の提出という形で市民参画の機会を保障するとともに、提出された意見等を考慮し、基本構想を策定することを目的に実施した

実施期間：平成 22 年 9 月 20 日~10 月 4 日

意見提出者数：5 名(13 項目)

<基本計画>

(1)市民アンケート

実施内容：市民意見を計画に反映させるため、今後のまちづくりにおける市民の役割等について、市民から意見をいただくために実施した

対象者：18 歳以上の市民から 2,000 名を無作為抽出

回答数：371 名

実施期間：平成 22 年 10 月 6 日~20 日

(2)市民団体アンケート

実施内容：市民アンケートを補足するものとして、「共助」の部分を担当している市民団体（地域団体）から、まちづくりにおける今後の取り組みや課題について聴取するために実施した

対象団体：市内全域あるいは地域で公共・公益的な活動を行う団体(277 団体)

回答数：106 団体

実施期間：平成 22 年 10 月 12 日~24 日

(3)市民ワークショップ

実施内容：基本計画素案づくりに活用するため、集団検討された市民意見を収集することを目的に実施した。基本構想の「目指すまちの姿」を実現するための市民と行政の役割や基本姿勢について、市民の視点で話し合い、まとめ、相互に発表しあった
また、市民との意見交換の場に参加し、市民の生の声を聴く機会として、職員も議論の場に参加した(10 名参加)

対象者・参加者：18 歳以上の市民から 2,000 名を無作為に抽出し、参加希望者を募り、希望した方のうち抽選で 60 名を選出。当日の参加者はキャンセルもあったため 49 名であった

実施日：平成 22 年 11 月 6・7 日の 2 日間

(4)市民説明会

実施内容：市民との情報の共有化及び市民意見を考慮した基本計画案の決定を目的に実施した。

実施日／会場：①平成 23 年 7 月 14 日 / パルテノン多摩 第 2・3 会議室

②平成 23 年 7 月 17 日 / 関戸公民館 第 3 学習室(ヴィータ・コミュニネ)

③平成 23 年 7 月 17 日 / 永山公民館 視聴覚室(ベルブ永山)

参加者／意見数：①10 名 ②12 名 ③13 名 / 20 項目

(5)出前説明会

実施内容：市民説明会と同様に、市民との情報の共有化及び市民意見を考慮した基本計画案の決定を目的に、参加者が概ね 10 名以上の団体を対象に実施した

実施日：平成 23 年 7 月 20 日

参加者／意見数：10 名 / 17 項目

(6)パブリックコメント

実施内容：多摩市自治基本条例に基づき、意思決定過程において、基本計画原案に対する意見の提出という形で市民参画の機会を保障するとともに、提出された意見等を考慮し、基本計画を策定することを目的に実施した

実施期間：平成 23 年 7 月 11 日~25 日

意見提出者数／意見数：5 名 / 13 項目

庁内策定体制

1 多摩市総合計画策定委員会

市の行財政等に関する計画を策定するために必要な事項を調査、審議及び調整し、具体的な実施事項の案を決定することを目的に設置され、平成 22 年 11 月 1 日に基本構想案の決定、平成 23 年 8 月 16 日に基本計画の最終案を決定した

(1)審議経過

①多摩市総合計画策定委員会

回	開催日	主な会議内容
1	平成 20 年 7 月 18 日	総合計画策定方針について
2	平成 21 年 5 月 13 日	策定スケジュール及び総計審への諮問について
3	平成 22 年 4 月 8 日	基本構想答申書について
4	平成 22 年 8 月 5 日	基本構想原案の決定について
5	平成 22 年 11 月 1 日	基本構想案の決定について
6	平成 23 年 7 月 5 日	基本計画原案の決定について
7	平成 23 年 8 月 2 日	基本計画案の決定について
8	平成 23 年 8 月 16 日	基本計画の決定について

②多摩市総合計画策定委員会専門委員会

回	開催日	主な会議内容
1	平成 21 年 4 月 10 日	平成 21 年度の作業内容及びスケジュールについて
2	平成 21 年 4 月 21 日	総合計画審議会の運営について
3	平成 21 年 4 月 28 日	人口フレームについて
4	平成 21 年 5 月 8 日	多摩市の主な特性について
5	平成 21 年 6 月 16 日	想定人口について

6	平成 21 年 6 月 23 日	想定人口について
7	平成 21 年 7 月 14 日	戦略プラン優先分野について
8	平成 21 年 7 月 21 日	戦略プラン優先分野について
9	平成 21 年 7 月 28 日	戦略プラン優先分野について
10	平成 21 年 8 月 3 日	戦略プラン優先分野について
11	平成 21 年 9 月 14 日	戦略プラン優先分野について
12	平成 21 年 11 月 5 日	基本構想の起草について
13	平成 21 年 11 月 24 日	基本構想の構成について
14	平成 22 年 7 月 6 日	基本構想原案について 基本計画の構成について
15	平成 22 年 7 月 20 日	基本構想原案について
16	平成 22 年 7 月 27 日	基本構想原案について 想定人口について
17	平成 22 年 8 月 17 日	基本計画の目標体系(案)について
18	平成 22 年 8 月 30 日	基本計画の目標体系(案)について
19	平成 22 年 10 月 18 日	基本計画目標体系、たたき台について
20	平成 22 年 12 月 6 日	分野別計画 1・6 章について
21	平成 22 年 12 月 9 日	分野別計画 3・4・5 章について
22	平成 22 年 12 月 14 日	分野別計画 2・3 章について
23	平成 22 年 12 月 22 日	分野別計画 2 章、「計画の実現に向けて」について
24	平成 23 年 1 月 11 日	分野別計画 1 章、「まちづくりの基本的な考え方」について
25	平成 23 年 1 月 14 日	分野別計画 3・4 章について
26	平成 23 年 1 月 17 日	分野別計画 2・5・6 章について
27	平成 23 年 1 月 24 日	「計画の実現に向けて」について
28	平成 23 年 6 月 15 日	ゾーニングについて 大きな財源を伴う施設整備等について
29	平成 23 年 6 月 20 日	基本計画について(分野別計画第 1・3・4 章)
30	平成 23 年 6 月 23 日	基本計画について(分野別計画第 2・5・6 章)
31	平成 23 年 6 月 27 日	基本計画について(財政の見通し、持続可能なまちづくりを推進するための基本的な考え方、計画の実現に向けて、ゾーニング)
32	平成 23 年 8 月 10 日	基本計画について(市議会全員協議会を踏まえた検討)

(2)多摩市総合計画策定委員会 委員名簿

①委員長 市長 阿部 裕行 (平成 22 年 4 月 21 日から)

// 渡辺 幸子 (平成 22 年 4 月 20 日まで)

②副委員長 副市長 後藤 泰久 (平成 22 年 7 月 1 日から)

// 田村 一夫 (平成 21 年 10 月 2 日まで)

教育長 清水 哲也 (平成 23 年 1 月 1 日から)

// 足立 良明 (平成 22 年 10 月 4 日まで)

※専門委員会委員長には副市長が就くが、副市長空席期間中は教育長がその職にあたった

専門委員長：副市長 後藤 泰久 (平成 22 年 7 月 1 日から)

教育長 足立 良明 (平成 21 年 10 月 3 日から平成 22 年 6 月 30 日まで)

副市長 田村 一夫 (平成 21 年 10 月 2 日まで)

③委員名簿（平成20年7月18日～平成23年8月16日）

（所屬、順序は組織図による。○は専門委員を兼ねる。職氏名は平成23年8月16日現在）

部課名及び役職名	氏名	部課名及び役職名	氏名
○議会事務局長	川 田 賢 司	○健康福祉部長	宮 本 欣 一
○ //	立 川 慎 一 平成21年3月31日まで	○都市環境部長	永 尾 俊 文
○企画政策部長	曾 我 好 男	○会計管理者	野 村 和 国
○企画政策部参事 特命事項担当課長事務取扱 兼都市環境部参事	岡 村 浩 志	○ //	湯 浅 俊 雄 平成22年3月31日まで
○企画政策部参事	澤 井 正 明 平成23年3月31日まで	○教育部長	安 宅 理
○総務部長	福 田 一 仁	○ //	小 池 和 行 平成22年3月31日まで
○市民経済部長	飯 高 のゆり	○教育部参事 教育指導課長・教育センタ ー長事務取扱	川 島 清 美
○ //	石 坂 修 平成23年3月31日まで	○ //	樋 口 昇 平成23年3月31日まで
○ //	中 村 満 平成22年10月1日まで	教育部参事 統括指導主事事務取扱	千 葉 正 法 平成23年3月31日まで
○くらしと文化部長	渡 辺 龍 一	○教育部参事	太 田 義 次 平成23年3月31日まで
○子ども青少年部長	福 田 美 香	○監査委員事務局長	小 林 克 巳
議会事務局次長	吉 井 和 弘	生活福祉課長	東 島 亮 治
監理室長	萩生田 利 政	健康推進課長	引 地 毅
//	伊 野 茂 平成23年3月31日まで	健康センター長兼職	
企画課長	浦 野 卓 男	健康推進課長 健康センター長兼職	上 原 孝 夫 平成22年3月31日まで
企画調整担当課長	藤 浪 裕 永	保険課長	小 林 弘 宜
特命事項担当課長	佐 藤 稔	高齢支援課長	鈴 木 秀 之
広報広聴課長	松 尾 銘 造	//	二 宮 勇 平成23年3月31日まで
財政課長	中 村 元 幸	介護保険担当課長	伊 藤 重 夫
情報システム課長	中 島 宰	障害福祉課長	井 上 勝
総務契約課長	會 田 勝 康	都市計画課長	須 田 雄 次 郎
人事課長 人事制度担当課長兼職	薄 隅 敬 廣	街づくり担当課長	野 崎 順 正
人事課長	藤 井 睦 夫 平成21年3月31日まで	//	梅 津 嘉 忠 平成21年3月31日まで
文書法制課長	友 寄 隆 志	特命事項担当課長	高 橋 伸 市 平成22年3月31日まで
防災安全課長	串 田 邦 夫	道路交通課長	尾 又 孝 行
建築保全課長	乙 川 真 一	交通対策担当課長	芳 野 俊 彦
課税課長	梅 田 幸 男	//	八 巻 幸 夫 平成21年3月31日まで
納税課長	蔵 本 兼 作	みどりと環境課長	荒 井 康 弘
//	佐 藤 樹 三 郎 平成22年3月31日まで	環境政策担当課長	安 達 仁
市民課長	奥 住 雅 史		

部課名及び役職名	氏名	部課名及び役職名	氏名
市民課長	門 倉 克 叔 平成 22 年 3 月 31 日まで	下水道課長	高 橋 徹
経済観光課長	鈴 木 誠	//	加 藤 由 紀 子 平成 22 年 3 月 31 日まで
市民生活課長	鈴 木 講 史	会計課長	宮 本 一 義
市民活動支援課長	森 一 朗	教育振興課長	渡 邊 眞 行
市民活動調整担当課長 TAMA 女性センター長兼職	本 多 剛 史	教育企画担当課長	小野澤 史
文化スポーツ課長	中 田 公 生	永山公民課長	鈴 木 恭 智
スポーツ振興担当課長	大 谷 賢 二	関戸公民館長	春 日 和 巳
国体推進担当課長	三 雲 雅 明	図書館長	片 岡 千 晴
ごみ対策課長 資源化センター長兼職	進 藤 充 宏	学校支援課長	倭 文 純 子
ごみ減量担当課長	竹 内 隆	教育部副参事(学校一定規模 担当)	田 島 元
子育て支援課長	古 川 美 賀	学校給食センター長	松 平 和 也
//	齊 藤 仁 志 平成 22 年 10 月 1 日まで	統括指導主事	福 田 洋 一
児童青少年課長	越 智 弘 一	監査委員事務局次長	伊 野 勲
//	石 渡 輝 夫 平成 21 年 3 月 31 日まで	//	設 楽 隆 平成 23 年 3 月 31 日まで
次世代育成担当課長 子育て総合センター長兼職	田 川 越 士	選挙管理委員会事務局長	野 口 明
		//	倉 澤 俊 昭 平成 21 年 3 月 31 日まで

2 基本構想職員ワーキングチーム

(1)実施内容：基本構想策定に必要な基礎資料等の収集・分析等を行なうために設置した。ワーキングチームでは、5つの分科会に分かれ、多摩市の強み・弱み等の分析を行なうとともに、ワークショップ形式により、多摩市の目指すべきまちの姿について検討を行った。チーム会議、リーダー会議の他、分科会会議を延べ19回開催した

(2)審議経過

①ワーキングチーム会議

回	開催日	主な審議内容
1	平成 20 年 10 月 28 日	総合計画策定にあたって ワーキングチームの活動について 分科会での具体的な取り組みについて
2	平成 21 年 1 月 7 日	ワーキングチームの活動について SWOT 分析結果の確認について
3	平成 21 年 2 月 3 日	職員ワーキングチームによるワークショップの実施
4	平成 21 年 3 月 24 日	平成 20 年度職員ワーキングチームの検討結果について

②分科会リーダー会議

回	開催日	主な審議内容
1	平成 20 年 11 月 11 日	多摩市の強み・弱みの分析方法等の研修 (環境変化分析及び SWOT 分析の考え方と演習)

2	平成 20 年 12 月 16 日	SWOT 分析結果の確認 市民ワークショップでの発表内容及び役割について
ー	平成 20 年 12 月 20 日 (市民ワークショップ)	市民ワークショップの運営支援 市民ワークショップへの情報提供 *多摩市の強み・弱み等に関する職員ワーキングチームでの検討結果
3	平成 21 年 1 月 26 日	SWOT 分析結果の確認 第 3 回全体会議 (ワークショップ形式) について
4	平成 21 年 3 月 18 日	平成 20 年度職員ワーキングチーム検討結果の確認

(3)メンバー名簿 (所属は平成 21 年 3 月 31 日現在、☆リーダー、◎サブリーダー、○分科会リーダー)

分科会 A: 《まちづくりの優先分野Ⅰ》だれもが自分らしく、まなび、育ち、自立できるまちづくり

所属名	氏名	所属部署名	氏名
文化スポーツ課	田川 越士	児童青少年課	榎原 康裕
子育て支援課	○齊藤 仁志	健康推進課	小泉 えり子
教育振興課	磯貝 浩二	教育指導課	中村 典世
図書館	鬼倉 祥子		

分科会 B: 《まちづくりの優先分野Ⅱ》みんなが支え合い、安心して暮らせるまちづくり

所属名	氏名	所属部署名	氏名
広報広聴課	◎須田 雄次郎	障害福祉課	松本 一宏
生活福祉課	東島 亮治	市民活動支援課	丸山 明香
防災安全課	服部 伸男	道路交通課	井上 雅夫
高齢支援課	○相良 裕美		

分科会 C: 《まちづくりの優先分野Ⅲ》活気とやすらぎが調和するまちづくり

所属名	氏名	所属部署名	氏名
ごみ対策課ごみ減量担当	松平 和也	建築保全課	小泉 正巳
下水道課	○加藤 由紀子	文化スポーツ課	杉山 康治
経済観光課	渡辺 実	みどりと環境課	久保田 亮
都市計画課	石田 衛		

分科会 D: 《行財政》に関すること

所属名	氏名	所属部署名	氏名
課税課	○梅田 幸男	財政課	太田 貴史
会計課	藤浪 裕永	納税課	門平 裕美
監理室	渡辺 範章	保険課	松下 和幸
情報システム課	石山 正弘		

分科会 E: 《全般》全庁的な課題、これからの自治体・職員のあり方等に関すること

所属名	氏名	所属部署名	氏名
人事課	藤井 睦夫	議会事務局	横倉 悟
教育振興課教育企画担当	☆渡邊 眞行	市民課	高波 雄介
市民活動支援課	○伊野 元康	関戸公民館	武村 力
児童青少年課	小形 雄一郎		

総合計画策定の経過

年月	平成20(2008)年度												平成21(2009)年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
主内容 組織	基本構想																							
議会	● 策定方針(案)についての説明会 6/19																							
総合計画審議会													諮問 ● 5/18 (全体会16回、分科会1回、起草委員会2回)											
市民参画	市民説明会																							
	パブリックコメント																							
	市民ワークショップ												● 市民ワークショップ 12/20 ● 大学生懇談会 3/28											
	市民アンケート												●● 小・中学生アンケート 10/15~24 ●● 市民(18歳以上)アンケート 10/16~27 ●● 高校生世代アンケート 11/14~30 ●● 市民団体提案募集 2/2~17											
行政	市長												● 総合計画策定方針決定 6/24											
	総合計画策定委員会												● 第1回 7/18 ● 第2回 5/13											
	総合計画策定委員会専門委員会												● 4/10 基本構想についての審議(平成20年度)											
	職員参画												● 10/28 基本構想職員ワーキングチーム 3/24 ● 市民ワークショップへの情報提供 12/20											

用語の説明

あ行

エコプロダクツ

(社)産業環境管理協会、日本経済新聞社が主催する日本最大級の環境展示会

か行

協働事業

市民団体等と行政がそれぞれの特性を活かし、協力しながら対等な立場で実施する事業

業務核都市

東京圏における住宅問題、職住遠隔化等の大都市問題の解決を図るため、東京都区部以外の地域で相当程度広範囲の地域の中心となるべき都市

グローバル化

社会・経済をはじめとする様々な活動が、地球的規模で拡大すること

グローバル社会

国家や地域の境界を超えて地球規模で様々な活動が行われる社会

健康寿命

健康寿命の計算方法にはいろいろあるが、ここでいう健康寿命は65歳健康寿命(東京都保健所長会方式)のことを指す。すなわち、65歳の人が何らかの障害のために要支援・要介護認定を受ける年齢を平均的に表すもの

健康づくり推進員

健康づくりの基本となる栄養、運動、休養等に関する知識を取得し、推進活動を行うとともに、市の行う保健事業の普及促進、地域の健康づくりに関する活動も行っている

減災

大規模な災害が発生しても、被害を拡大させず、最小化する取組み

権利擁護センター

福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービスを行い、成年後見制度など各種の総合相談等を行う

合計特殊出生率

女性の年齢別出生率を15～49歳にわたって合計した数値のこと。一人の女性が、生涯に産む子どもの数の平均値に相当する

コミュニティバス

地方公共団体等が中心となって住民の移動手段を確保するために運行するバス

さ行

災害時要援護者

災害から身を守るため、安全な場所に避難するなどの一連の防災行動を取る際に、支援を必要とする人

再生利用率

総再生利用量／ごみ総発生量（総再生利用量を含む）

総再生利用量：収集資源量、持込資源量、資源集団回収量、中間処理での資源回収量

三次救急

生命危機が切迫している重篤患者に対するもの（救急救命センター等）

自然エネルギー

太陽光や雨水、風力等自然現象から得られるエネルギーのこと

持続可能な財政構造

歳入と歳出の均衡が取れ、将来にわたり安定的な財政運営ができる財政構造

持続発展教育（ESD）

持続可能な社会の担い手に必要な知識・価値観・行動等を育成するための教育のことで、特に2つの視点が重要。一つは人格の発達や人間性の育成、もう一つは人・社会・自然という様々な他者との関係性を認識するとともに関わりとつながりを尊重できる人材の育成

市民

多摩市自治基本条例第3条第2項にあるように、市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で事業を営むもの又は活動する団体等をいう

市民ファンド

市民から出資金を集めて、環境事業（例：風力発電）や社会福祉事業などのサービスや事業活動を行うNPOやコミュニティビジネスなどに対して、融資や投資を行う仕組み

習得・活用・探究

新しい学習指導要領が掲げる「生きる力」の一つ。基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力の育成を目指している

小1問題

小学校に入学したばかりの小学校1年生が集団行動を取れない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態で数か月継続する状態

初期救急

入院を必要としない軽症患者に対するもの（こども準夜診療所・休日診療当番医等）

スーパーエコショップ

環境に配慮した活動に取り組んでいる小売店をエコショップとして認定し、有料指定袋を委託している制度を更に充実し、マイバッグ運動やレジ袋の有料化等のより環境に配慮した店舗を「スーパーエコショップ」として奨励する制度

スクールソーシャルワーカー

子どもたちが日々の生活の中で出会う様々な困難を、子どもの側に立って解決するため平成20(2008)年に文部科学省が開始した事業

スケアードストレート

恐怖を実感することで、それにつながる危険行為を未然に防ぐ教育手法。交通事故をスタントマンによって実演するなどの手法がある

ストックマネジメント

既存施設を効率的・効果的に使用するための体系的な手法のこと

生活習慣病

食生活、運動、休養、たばこ、アルコール等の生活習慣が、病気の発症や進行に大きな影響を及ぼす疾患

成年後見センター

判断能力が十分でない方が福祉サービスの利用や日常生活を送るうえで必要となる契約行為などに際し、本人を代理したり、援助して本人の権利や利益を擁護する役割を担う

セーフティネット

市民が安心して暮らすことができるように、最低限度の生活を保障する仕組みのこと

総ごみ量

燃やせるごみ・燃やせないごみ・粗大ごみ・有害性ごみ・資源の総量

た行

大学連携により学校支援として活動

コーディネーターにより紹介した数及び制度として連携して活動している数の合計

体験型市民農園

農園開設者の指導により農業体験を中心に行う農園

地域教育力支援コーディネーター

市内公立小中学校の課題や要望に対して、地域の人材やNPO、大学、企業等との連携を図りながら支援策の手法を検討し、学校内への支援強化を行うために、現在教育委員会に配置している嘱託職員

地域包括支援センター

高齢者が地域で生活していくために、地域において総合的なマネジメントを担い、支援をしていく中核機関。介護の悩み、介護予防、保健福祉サービスについてなど、医療・福祉の専門スタッフが相談を行っている

地区計画の地区整備計画面積

地区の特性にふさわしい良好な環境の街区を整備・開発・保全するために都市計画として定める地区計画区域の内、具体的な建築規制等が適用される区域の面積

中1ギャップ

小学生から中学1年生になったことがきっかけとなり、学習や生活の変化になじみず不登校となったり、いじめが増加するという現象

超高齢社会

65歳以上の方が総人口に占める割合のことを「高齢化率」という。この高齢化率が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」という

定期予防接種

予防接種法に基づく結核・ポリオ・麻疹・風疹・日本脳炎・ジフテリア・百日咳・破傷風等

適応指導教室

学校生活への適応が難しい児童・生徒が、有意義な学校生活を送ることができるよう支援するための教室

特定健康診査

「高齢者の医療の確保に関する法律」第 20 条及び「多摩市国民健康保険特定健康診査等実施計画」に基づき、40 歳以上の被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化を予防することに重点を置いて実施する健康診査

特別支援教育マネジメントチーム

特別支援教育の充実と発展を図るため、教育センター内に設置。就学相談や転学相談、巡回相談を実施

な行

二次救急

入院を必要とする中等症・重症患者に対するもの（総合病院等）

任意予防接種

本人もしくは保護者の同意（同伴）に基づく季節性インフルエンザ・ヒブワクチン・肺炎球菌ワクチン・子宮頸がんワクチン・おたふくかぜ・水痘・B型肝炎等

認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を温かい目で見守る人のことです。認知症になっても安心して暮らせるまちをつくるため、その担い手になっていただける方を養成する

認定農業者制度

農家が立てた農業経営改善計画を市が認定し、支援する制度

ネットワークおぢや

平成 16 年の中越地震を契機に、小千谷市を支援した自治体の参加により発足した、災害時相互応援協定を結んだ組織

は行

不交付団体

普通交付税が交付されない団体で不交付団体といわれるもの。国が定める標準的な行政サービスを賄うのに必要な額を超える収入があると算定される場合には普通交付税が交付されないことから、一般に不交付団体を指して財政力の強い団体とされる。人口や道路延長などの様々な数値を元に毎年度算定が行われる。平成 22(2010)年度は、全国の地方自治体 1,774 団体のうち約 4%、71 団体のみが該当

ま行

水辺の楽校

川を身近な自然教育の場として活用し、川を核にした地域社会の中で心身ともにたくましい子どもに育てていくために、市民やボランティア団体、行政等が連携して進めている活動

民間特定建築物

耐震改修の促進に関する法律第6条に定める建築物。百貨店・病院・福祉施設など多数の者が利用する、一定面積以上の建物を指定している

や行

ユニバーサル社会

年齢や障害の有無などにかかわらず、すべての人が地域社会の一員として支え合うなかで、安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会

ユニバーサルデザインブロック

車道と歩道の接続部について、段差の全部または一部を解消し、かつ、視覚障がい者への配慮も行ったブロック

ユネスコ・スクール

ユネスコ憲章に示されたユネスコの理想を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校のこと。現在、国内で237校が加盟。(平成22(2010)年10月現在)

ら行

ライフサイクルコスト

建物の建設費、大規模修繕費、日常の管理経費、高熱水費等、解体費を含む、経費の合計額

ライフステージ

人間の一生における生活段階のこと。個人では、幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期などに分けられる

英数

JA

農業協同組合の略称

PDCA サイクル

Plan-Do-Check-Action (計画-実行-評価-改善)のプロセスを繰り返すことにより、事業活動を常に向上させていこうとするマネジメント手法のこと

Web 会議システム

パソコンに Web カメラ等を接続し、インターネットを活用し遠隔地にいる相手と会議ができるシステム。従来のテレビ会議とは異なり、資料を共有したり、録画することができる

4R 運動

Refuse (ごみになるようなものは断る)、Reduce (無駄なものは使わない)、Reuse (繰り返し使う)、Recycle (再利用する)を推進する運動

6次産業化

農業や水産業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開していく経営の多角化のことを指す造語。国では、いわゆる「六次産業化法」を制定し、農林漁業者の取組みを推進している